

衆議院

第百十八回国会

通信

委員

会

議

録

第

五

号

平成二年三月二十七日(火曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 上草 義輝君

理事 井上 喜一君 理事 大野 功統君

理事 鈴木 恒夫君 理事 園田 博之君

理事 前田 武志君 理事 伊藤 忠治君

理事 武部 文君 理事 草野 威君

赤城 徳彦君 金子徳之介君

小林 興起君 佐田玄一郎君

中山 正暉君 長勢 甚遠君

吹田 侃君 真鍋 光広君

村田 吉隆君 森 英介君

森 喜朗君 秋葉 忠利君

上田 哲君 上田 利正君

田中 昭一君 山下八洲夫君

吉岡 賢治君 遠藤 和良君

菅野 悦子君 中井 治君

出席國務大臣 郵政 大臣 深谷 隆司君

出席政府委員 郵政事務次官 川崎 二郎君

郵政大臣官房長 白井 太君

郵政大臣官房経 理部長 木下 昌浩君

郵政省通信政策 局長 中村 泰三君

郵政省放送行政 局長 大瀧 泰郎君

委員外の出席者 参考人 島 桂次君

参考人 日本放送協会 会長 中村 好郎君

参考人 日本放送協会 技師長・専務理 事 中村 好郎君

参考人 日本放送協会 技師長・専務理 事 中村 好郎君

参考人 日本放送協会 技師長・専務理 事 中村 好郎君

参考人 日本放送協会 技師長・専務理 事 中村 好郎君

参考人 日本放送協会 技師長・専務理 事 中村 好郎君

参考人 日本放送協会 技師長・専務理 事 中村 好郎君

参考人 日本放送協会 技師長・専務理 事 中村 好郎君

参考人 日本放送協会 技師長・専務理 事 中村 好郎君

参考人 日本放送協会 技師長・専務理 事 中村 好郎君

参考人 日本放送協会 技師長・専務理 事 中村 好郎君

参考人 日本放送協会 技師長・専務理 事 中村 好郎君

参考人 日本放送協会 技師長・専務理 事 中村 好郎君

参考人 日本放送協会 技師長・専務理 事 中村 好郎君

参考人 日本放送協会 専務理事 植田 豊君

参考人 日本放送協会 理事 高橋 雄亮君

参考人 日本放送協会 理事 遠藤 利男君

参考人 日本放送協会 理事 青木 賢児君

参考人 日本放送協会 理事 尾畑 雅美君

参考人 日本放送協会 理事 郷治 光義君

参考人 日本放送協会 理事 中野 正彦君

参考人 日本放送協会 理事 辛島 一治君

参考人 日本放送協会 理事 長勢 甚遠君

参考人 日本放送協会 理事 龜井 善之君

参考人 日本放送協会 理事 補欠選任

参考人 日本放送協会 理事 三月十九日

参考人 日本放送協会 理事 委員の異動

参考人 日本放送協会 理事 三月二十日

参考人 日本放送協会 理事 特定通信・放送開業事業実施円滑化法案(内閣

参考人 日本放送協会 理事 提出第三十一号)

参考人 日本放送協会 理事 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認

参考人 日本放送協会 理事 を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

参考人 日本放送協会 理事 本日の会議に付した案件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

参考人 日本放送協会 理事 参考人出席要求に関する件

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案 (内閣提出第三号)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認

を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

○上草委員長 これより会議を開きます。

深谷郵政大臣及び川崎郵政事務次官から発言を

求められておりますので、順次これを許します。

深谷郵政大臣。

○深谷國務大臣 通信委員会の皆様方に謹んでご

あいさつ申し上げます。

去る二月二十八日、郵政大臣を拝命いたしました

深谷隆司でございます。

通信委員会の皆様には、郵政行政の適切な運営

につきまして、格別の御指導を賜り、厚く御礼申

上げます。

このたび、国民生活と極めて密接なかわりを

持つ郵政行政を所管いたしますこととなり、その責任

の重大さに身の引き締まる思いがいたしているこ

ろでございます。

もとより微力ではありますが、諸先生方の御指

導と御助言を賜りながら、今後所管行政の推進に

向け、渾身の力を傾注してまいります所存でありま

すので、どうぞよろしくお願い申し上げます次第で

あります。

まず、電気通信・放送の分野につきましては、国

際社会、産業経済、地域社会、国民生活等それぞ

れの領域における情報化の進展に対応し適時適切な

諸施策を推進するとともに、情報通信分野での先

端的、独創的な技術開発に重点を置いて取り組ん

でまいります所存でございます。

また、郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金の事

業につきましては、金融の自由化、国際化、長寿社

会の進展等に対応するとともに、地域社会の活性

化にも貢献すべく、サービスの改善と充実に努め

てまいります所存であります。

本日は、補正予算関連法案である通信・放送衛

星機構法の一部を改正する法律案及びNHKの平

成二年度収支予算等の二件につきまして、委員会

を開会していただき、御審議をいただくことに

深く感謝申し上げますところでございます。

どうかよろしく御審議の上、速やかに御可決く

ださいますようお願い申し上げますとともに、今

後とも委員各位の格別の御指導と御鞭撻を賜りま

すようよろしくお願い申し上げます。ごあいさつと

いたします。(拍手)

○上草委員長 川崎郵政事務次官。

○川崎(二)政府委員 二月二十八日に郵政事務次

官を拝命いたしました川崎二郎でございます。

上草委員長を始め、委員の諸先生方の御指導を

賜りながら、全力を挙げて、深谷郵政大臣を補佐

してまいります所存でございます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがと

うございました。(拍手)

○上草委員長 通信・放送衛星機構法の一部を改

正する法律案を議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。深谷郵政

大臣。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○深谷國務大臣 通信・放送衛星機構法の一部を

改正する法律案につきまして、その提案理由及び

内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の放送衛星は、地形その他の自然的条件

等から従来放送を視聴できなかった難視聴地域の

一

解消を主目的として、開発、実用化されてきたところであり、しかしながら、難視聴地域における衛星放送の視聴者は当初の計画より少なく、このまま放置すれば、衛星放送の主目的であり、難視聴解消の目的の達成が困難となるばかりでなく、近年著しく発達している放送の受信できる地域との情報格差はますます拡大していくこととなります。そこで、通信・放送衛星機構が、難視聴地域における衛星放送の受信対策のために一般会計からの出資を受けて行う助成業務に、関係の規定を整備しようとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。通信・放送衛星機構は、従来の業務のほか、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送を受信することができ、受信設備を設置する者に対し、助成金を交付する業務等を行うこととし、その業務に必要な経費の財源をその運用によって得るため、通信・放送衛星機構に衛星放送受信対策基金を設けることとしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○上草委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○上草委員長 本件審査のため、本日、参考人として日本放送協会の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○上草委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○上草委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。前田武志君。

○前田(武)委員 テレビの難視聴対策については、政府あるいはNHK、今までも大きな課題としてこの解消に努めてきてくださったところでありますが、また、我が自由民主党においてもこの難視聴については、この解決についていろいろと推進をしまいたところであり、

ところで、まずテレビの難視聴の現状、おおよそ何世帯ぐらいあるのか、それをまずお聞きしたいと思ひます。あわせて、今大臣の趣旨説明の中にも、地形等という御指摘がありました、

○大蔵政府委員 先生御指摘のとおり、テレビの難視聴解消は私も政府の重要な政策課題として、郵政省におきまして従来から中継局の設置であるとか共同受信施設の整備あるいは受信技術の開発等によりまして、この難視聴の解消に積極的に取り組んできたところでございます。その結果、NHKに関しては全国で約十萬世帯、民放にしましては約四十萬世帯の難視聴地域が存在するという、それらの難視聴の世帯がまだ存在するということが推定されているわけでございま

す。これらの難視聴の解消にしましては、関係者の御努力によりまして着実に推進されているわけでございますけれども、難視聴の解消が進めば進むほど、残された難視聴世帯というのは山合ひの山間地域であるとかで非常に散在化しております、しかも狭域化している、小さな地域に限定されているというふうなことで、難視聴の解消効率は非常に低下しているのが実態でございます。

○前田(武)委員 大体山間僻地という御指摘であり、また民放、NHKと四、五十万ぐらいの世帯が散在しているということであり、御指摘の山間僻地、過疎化が進み、今非常に高齢化も進んでおりまして、ある意味では現代社会の趨勢に取り残されているような地域であります。こういう地

域においては、多分テレビというものの意味合いというのは、利便性の多い都市なんかには比べてはるかに重要な意味を持つておると思ひます。ニュースであつたりあるいは芸能娯楽あるいは文化的なもの、そういったあらゆるもののメディアにテレビがなるわけでございますから、こういう地域における難視聴を解消するというのは、これはもう国にとつてもまた関係NHK、民放にとつても一番大きな課題ではないかな、こういうふうに思ふ次第であります。

そういう中で、今の御答弁、もう少し掘り下げていただきたいわけでございますが、今までやってきた施策でどういふような限界に近づきつつあり、これからやろうとする施策でどういふものが解消できるのかどうか、その辺を具体的ににお答え願ひたい。

○大蔵政府委員 今までどおりの地上波によりまして難視聴解消は、非常に難視聴解消の効率が低下しておりますので、これを昭和五十九年度以降は解消効率面で非常にいいということ、全国を一波でカバーできてあるいは災害にも強いというふうな特徴を有しておる衛星放送の実施によりまして、NHKの難視聴解消を行うということに方向を転換したわけでございまして、

また、民間放送の難視聴にしましては、引き続き放送事業者に対して中継局の設置について必要な指導等を行いますとともに、このために必要な支援措置の整備などにも努めております。今後とも積極的に取り組んでまいりたいと思つておるわけでございます。

○前田(武)委員 今回、基金を通信・放送衛星機構に設けたその緊急性、その理由についてお伺ひしたい。

○大蔵政府委員 NHKの難視聴解消にしましては、昭和五十九年度以降衛星放送の実施により解消を図ることとしておるわけでございまして、しかしながら、衛星放送の受信設備の設置にはかなりの経費負担を伴うことに加えて、昨年の八月の衛星放送の有料化の影響等が予想外に大き

く、難視聴地域における衛星放送の普及が十分と言えない状況でございます。

したがいまして、難視聴地域における衛星放送の受信設備の設置につきまして必要な助成を行うことによつて難視聴解消の実効の確保を図り、あわせて他地域との情報格差を是正して、その振興、活性化にも資するということを考えたわけでござい

○前田(武)委員 機構の役割、目的、そしてなぜこの機構に基金を設けたのか、その理由をお聞かせください。

○大蔵政府委員 衛星放送の受信対策基金を緊急に通信・放送衛星機構に設けた理由でございますが、四つございまして、まず第一に、難視聴地域における衛星放送の普及が受信設備の経費負担や有料化によるいわゆる予想以上の伸び悩みで低調であるということ、難視聴地域の解消を主目的とする我が国の放送衛星政策の実効性の確保が困難な状態にあるということがまず第一でございます。第二には、急速に進展する情報化の中で、地域間の情報格差が一層拡大し、難視聴地域の過疎化がますます深刻化するおそれがあり、これに対処する必要があること、それから民間の衛星放送事業者に対し、この四月上旬に予備免許をおろす予定でございますが、また、さらに今年秋にはサービスが提供される予定でございます。NHKによる放送と相まちまして本格的な衛星放送の時代を迎えるために、早急にその環境整備を図る必要があるということでございまして、第四には、本件の措置の効果を十分発揮させるためには、遅くともNHKの新規契約数が大きく伸びる四月には助成を実施できる体制を整えておくことが必要であるという、以上四点のことによりまして緊急に創設いたしたいということでございまして、

○前田(武)委員 私、週末、地元に戻つておりまして、私の地元にも過疎の山村がたくさんございまして、幾つかの村長にちよつと尋ねてみましたところ、この新しい基金に対する期待というのは非常に大きいものがあります。しかし、こんないい

ことをやってくれるのかということに皆さん初めて知ったような次第でありまして、恐らくこれの利用の仕方、過疎の山村であればあるほどこういうものを何とか村の中で使いたいという気持ちでありませんか、そういったものの使い方が本当に周知徹底されて、その他のいろいろな施策、今ふるさと、村おこし、あるいは新しい過疎法等も用意されているわけですが、そういう中で本当にこれが実効ある使い方をされるためには、郵政省としてもいろいろ難視聴の指定等の要件もございまして、そういうところを含めて相当親切的なPRというものが必要だと思いが、それについての取り組みについてお伺いをいたしたい。

○大瀧政府委員 この制度は、いわゆる国が助成するという面と地方公共団体も同様に助成をするという面がございまして、したがって、私どもは地方公共団体と一緒にしまして、山間の山合いの地域に十分にPRをしていかなければならぬというわけがございまして、そういう意味で国の助成の制度というものをできるだけ早く創設するということが必要ではないかと思いが、NHKも受信対策等で全国を回っているわけがございまして、NHKの御協力もいただきまして、私どももPRとともに設置に関しまして積極的に行うまいと思っております。

○前田(武)委員 この対象となる難視聴地域の決り方であったり、それから助成のあり方ですね。地方公共団体が四分の一持つところについて機構の方でも出す、こういうことのようにありますが、その辺のもう少し具体的なガイドラインといいたすか、そういうものについて骨格を示していただきた。

○大瀧政府委員 この受信機あるいはアンテナ、そういうようなものが、約十万円程度費用としてかかると思われる。したがって、その経費の四分の一を国が助成し、さらに四分の一

を地方公共団体が助成する、こういうことでございまして、御本人は半分の負担でいいということに相なるわけがございまして。

したがって、これはその山間にお住みの方々で、今までテレビの恩恵を受けなかった方々に対しまして、ぜひこのような助成を行うことによりましてこのテレビジョン放送のサービスを受けられるようにしてあげたいというのが私どもの目的でございまして、これを三十億円の基金を創設いたしまして、この運用益でもって年間約五千世帯あるいは六千世帯に対してこの助成を行ってまいりたい、このように考えているわけがございまして。

○前田(武)委員 今のお答えで結構であります。要するに、過疎の山村であればあるほど、こういうものに対する利用の仕組みについてもそれほど知恵が出ない。

例えば、具体的に申し上げますと、今半分を持つ、こう言われましたが、実はこれはある意味では不親切なことでありまして、もともと映らないところでありましてテレビはないわけがございまして、半分というのは、多分アンテナ、チューナー、そういったものに要する費用の半分ということだろうと思うのですね。実際にはやはり、改めてテレビセットを買うとなれば、最新鋭のいい物を買おうとなれば、かなりの出費を個人に強いるわけがございまして。

しかも、それが山間僻地の、恐らく老夫婦だけというような世帯が多いわけがございまして、それから、そうなる、実態からいって、村などは何とかしてそういう世帯に対しても手厚いといつか、バックアップをいたしまして、そして何とかこの新しい施策を利用しよう、こういうことに相なるかと思うのですね。したがって、そういう中で本当にこの施策を実効あらしめるためには、単にこの基金だけでうまくいくかという、それに関連するいろいろなものが支援体制をいって初めて可能になっていくのだろう、こういうふうに思うわけがございまして。

そういう中で、本当に孤立化し、過疎化に悩み、高齢化が進み、そして、情報が遮断され、いわば現代社会の動向から取り残されかねないといったような地域に、ある意味では本当にすばらしい光を与えていただきたいと思います。その辺の意義というものを深く感じ取っていただいて、ひとつこれから郵政省あるいはNHK、機構等におかれまして、他のあらゆる施策と協調しながら、協力しながら、過疎地域活性化の目的のために、この新しい施策を大いに展開していただきたいということをお願いいたします。

終わりに、郵政大臣、この過疎地域の活性化というものは、大体が政府、我々においても、ハードの面から進めてきたのが今までの実態であります。これはある意味では、情報化社会における最先端のメディアをここに持つてこようというわけがございまして、例えばハイビジョン等が始まりましたから、これを山間僻地において見ることが可能になりますと、私は、本当にすばらしいことになるんじゃないかなという気がしているわけがございまして。

そういう意味で、この施策の先行き、過疎地域における文化、ソフト、そういった面におけるメディアを確保するという意味で非常に大きな意味があると思いが、例えば過疎地域の活性化法案がもう数日中に具体化するわけがございまして、そういったことも含めて、ふるさと創生、過疎地域の活性化、総合的な施策の中で、ひとつ大いに郵政省としてこの施策を進めていただきたい。それらについての総合的な御所見を伺って、私の質問を終わります。

○深谷国務大臣 ただいまの前田委員の御指摘は、全くそのとおりだろうと思いが。

大体、テレビジョン放送というのは国民に最も身近なメディアであります。それだけではなくて、災害時における放送というのは非常に重要な意味を持つていただいております。そういう放送、テレビというものが、少なくとも場所によって見られないということは大変な格差がございまして、

ら、これを一日も早く解消するということは、郵政省のみならず、国の施策の中の重要な部分だろうというふうに思っております。

先ほどから御説明がございましたように、その難視聴地域のテレビの普及に關してはさまざまに努力をまいりました。十分ではありません。そこでこのたびは、このような基金を設けて、より積極的に難視聴解消のために努めたいと思いが、そのわけがございまして、あわせて、そのことが地域の全体の活性化につながるような、総合的な施策というものも含めて進めていかなければならぬと存じまして、お説のとおり、一層努力をいたしたいと思っております。

○前田(武)委員 終わります。

○上草委員長 次は、上田利正君。

○上田(利)委員 本年の二月二十三日に、放送衛星BS2Xを打ち上げましたけれども、私ども、本委員会におきまして、このBS2Xにつきましましてはいろいろな懸念がある、この打ち上げは大丈夫なのかどうかという、こういう意見を提起をまいりました。価格が国産の半額以下だといふようなことを含めまして議論がなされたけれども、私どもは、何か暗い影があるんじゃないか、この懸念をいたしておりましたところ、とうとうこの懸念どおり、二月の二十三日のこの2Xの打ち上げは瞬時にして失敗、こういう結果になりました。

この失敗の原因、なぜそのような形になったのか、同時に、この責任はどのようにするのか、この二点につきまして質問をいたします。

○大瀧政府委員 BS2Xは、BS2bの不測の事態に対処するために、現在運用中のBS2bのバックアップとして、いわば緊急避難措置としてNHKが購入した衛星でありまして、打ち上げの成功を心から期待していたものでございまして、しかしながら、御指摘のとおり、去る二月の二十三日に、ロケットの異常によりまして打ち上げが失敗したところがございまして、使用いたしましたアリアンロケットにつきまし

ては、一九八七年の九月に打ち上げたV一九号機以降、本年一月打ち上げのV三五号機まで、連続して十七回成功したところであり、世界的にも最も安定したロケットと言われている。

今回の失敗の原因に関しては、現在アリアンスペース社が調査中でございます。BS2bは、現状のまま推移するならば衛星放送の安定運用には何ら支障がないというふうに考えられております。また、本年八月にはBS3aが打ち上げられる予定でありまして、BS2bの放送を引き継ぐことになるわけでありまして、これらの措置に万全を期しまして、衛星放送の安定的実施を図っていくことが最も重要であるというふうに考えているわけでございます。

○上田(利)委員 今局長から答弁がございましたアリアンロケットにつきましては、失敗せずに十七回静止軌道へ乗せていった、こういうお話でございますけれども、私も調査した関係の中では、過去におきまして二度失敗しているのですよ。あなたは今一〇〇%というような意味合いで答弁されましたけれども、二度失敗しているのですよ。ですから、必ずしもこれがうまく打ち上げられるのかどうなのか。しかもNHKが百四十五億円という打ち上げ費まで含めて多くの経費をつぎ込んでBS2bの補完として打ち上げたわけですから、これも、これは経過からしまして問題がないかな、問題が起これなければいいなと私も思っておったところ、そのとおりの形になってしまった。私もはそういう予感を持っていましたけれども、成功すればいいなと思っておりました。結局一番悪い打ち上げ失敗という形になったわけでございます。この責任につきましては局長の方からお話ございませぬけれども、大臣、どのようにお考えになっておりますか。

○深谷国務大臣 上田委員の御心配が実際にはそうなるってしまったものですから、私も私としても非常に残念なこととしか言いようがございませぬ。失敗の原因等について、どこに責任があるかと

いうことは私も申すことを差し控えたいと思っております。これからの衛星放送の打ち上げ方あるいは所管の仕方、その他もろもろの問題をこの失敗の中から、これを参考に検討していくテーマにはなっていくだろう、そう思っております。

○上田(利)委員 NHKにお尋ねをいたします。NHKは、前田会長時代だと思っておりますけれども、昭和四十一年に衛星放送の研究を開始されました。そしてその前年度の昭和四十一年にNHKの内部に放送衛星調査委員会なるものを設置されました。この放送衛星調査委員会、何の目的で設置されたのか、この点をまず伺いたいと存じます。

○中村参考人 答えたいいたします。放送衛星が難視聴解消など将来の放送に重要な手段になることに注目いたしまして、昭和四十年八月、副会長を委員長として、各専務理事を委員とする放送衛星調査委員会を設置いたしました。そして放送衛星の開発並びにその利用についての総合的な調査検討を行うことを目的としたものでございます。

○上田(利)委員 今の中村技師長の答弁ですが、難視聴解消を中心にしたというところで研究委員会を設置したということでございますけれども、この当時、なぜNHKが郵政省とも相談せずにこの放送衛星の調査委員会を設置したのか、こういうことで過去の記録を見ますと、これに対していろいろな指摘がされてきております。前田会長がいろいろと発言した文獻なども見させていたいただいておりますけれども、当時の前田会長が、何としても世界に先駆けてNHKが放送衛星を打ち上げていく、こういう基本構想を持ちながら、将来はニューメディアをこの衛星を中心にして開始していかなければ将来のNHKはないんだ、こういう意味合いで世界に先駆けてこのような放送衛星の調査委員会を設けて、そして研究に走り出した、私も私ではこう理解しております。今の中村技師長の御答弁では難視聴解消、こう言っておりますけれども、後で触れますが、難視聴解

消だ、解消だと言いつつ、今日、国会の附帯決議等もございまして、国民があまりに享受できるような放送体制を、あるいは放送文化を提供していかねばならぬというふうにならざるを得ない、と云うことですね。ですから今最初のところを聞いたのですけれども、本当に難視聴解消であったのかどうか、もう一度技師長の方から御答弁願いたいと思っております。

○中村参考人 昭和四十一年にこの研究会を設置した時点では、難視聴解消を主目的として検討していたこと、このことでの研究会を設置したということでございます。

○上田(利)委員 郵政省にお尋ねしますが、今もお話が出ておりますけれども、難視聴解消、正式には難視聴というところになります。難視聴とはいかなる状態を指すのか、何か五段階の基準があるということをお伺いしておりますけれども、かくかくの状態が視聴者にとってはいわゆる難視聴なんだ、それでここからは難視聴でないんだ、何かその五つの基準があるようにすけれども、この具体的内容について明らかにしておいていただきたいと思います。

○大瀧政府委員 受信品位に関する五段階評価というのが世界的にも一般化されておまして、極めて優秀である、画像が極めていいというのが五でございます。受像が不能か甚だ悪く全く実用にならないというのが二以下でございます。難視聴という場合には評価が二以下ということでございます。二というのは、受信できないことはないが難視聴または混信が甚だしく実用にはならないというのが基準でございます。この二と一の部分を難視聴というふうに定義をしているわけでございます。

同時に、この放送衛星を打ち上げる以前、NHKが中継局を設けましたいろいろな施策を行って難視聴解消を行ってきておりますけれども、五十九年以前、ちょうど昭和四十四年から五十八年というところになります。この二つにつきましては郵政省の方から明らかにしていただきたいと思います。

○大瀧政府委員 NHKの難視聴に関しましては、五十九年度と六十年年度にいろいろ状況を調査いたしましたところ、先ほど申し上げましたように十萬世帯の難視聴世帯があるということがわかったわけでございます。その後、五十九年度以降この衛星放送の実施により、その解消を図るということであったわけでございますが、昨年の九月末現在で、五十九年度以降難視聴が解消された世帯数というのが八千世帯と推定されているのでございます。

昭和四十四年度から昭和五十八年度までは、NHKが共同受信施設の設置を行って難視聴を解消しておりましたけれども、この共同受信によるものは約七十七万世帯ございまして、中継局とかいろいろな方法によりまして全体的に難視聴を解消した世帯は四十四年度以降昭和五十八年度までは約百七十七万世帯が解消されたわけでございます。

○上田(利)委員 NHKにお尋ねしますが、衛星を打ち上げた年度、すなわち五十九年度ということになりますけれども、それ以降、先ほど申し上げましたように、BS2Xが打ち上げられたと指摘しましたように、BS2Xが打ち上げに失敗いたしました。今日までNHKが投資した衛星放送、言うならばハードとソフト、こういうことになりましたけれども、これに投資した総経費額は幾らなのか。それから、そのうちハード部門とソフト部門ではどのような内訳になっているのか、これを明らかにしていただきたいと思います。

○中村参考人 放送衛星の経費でございますけれども、ハードとソフトについて昭和五十九年度から平成元年度までの分につきまして御報告いたします。

ハード関係の経費は全体で四百八十三億円でございす。ソフト関係につきましては五百二十四億円でございす。

ちよつと内訳を申し上げたいと思ひますが、まずハード関係四百八十三億の内訳でございす。BS2で百二十三億、それからこれには先ほどお話が出ておりますBS2Xの百六億も含んでおります。それからBS3につきましては百七十二億、地上施設につきましては八十二億、トータル四百八十三億でございす。

それからソフト関係につきましては、設備の運用経費、それとソフトの制作費を含めまして、五百二十四億の内訳は、四百五十三億が放送実施経費ということでございまして、人件費は七十一億、合わせて五百二十四億でございす。

○上田(利)委員 わかりました。

次に、難視聴解消へ今まで取り組んでまいりましたけれども、その経過と、国からの補助金も出てきておりますし、またNHKが要した経費のおのにつきまして、昭和五十二年までを一段階、それから五十四年から五十八年までを二段階、そして五十九年以降今日まで、これを三段階ということにしまして、それぞれ別に、五十三年までは国の補助は幾らなのか、NHKが要した経費は幾らなのか、こういう形で、取り組みの経過と補助金やNHKが要した経費について明らかにしたいと存じます。

○大瀧政府委員 NHKの難視聴解消に関しましては、昭和五十八年度までは、NHKは放送がまあねく日本全国において受信できるように、中継局の置局を中心として積極的に推進してまいりました。それに要した費用は、四十四年度から五十三年度までは約四百六十六億、五十四年度から五十八年度までは約百十五億円となっております。一方、また国におきましても、昭和五十四年度から実施いたしましたテレビ放送共同受信施設設置補助金の制度によりまして、九億四千万円の経費により、難視聴の解消の推進を行ったわけでございす。

また昭和五十九年度以降におきましては、衛星放送の実施によりまして解消を図ることとしたわけでございます。BS2a及び2bの打ち上げ経費は全体で五百八十三億円でございまして、そのうち国が四〇%、NHKが六〇%を負担しているわけでございます。そのほかNHKは、混信対策等のための経費として約七億円を使用していると聞いております。

○上田(利)委員 内容は詳しくわかりました。相当の経費を投入して難視聴解消を実施している、この実態だけはわかりました。

次に、昨年八月から衛星放送の受信料を有料化したしまして、今日、月額九百三十円、総合テレビジョンと一緒に二千円という形で徴収をいたしておりますけれども、この現在の普及率と契約数、普及率は幾つでそのうち契約、いわゆる受信料をお払いいただいている方々ということになりますか、これはどうなっておりますか。

それともう一つは、この契約数のうち個別受信と、CATV等いわゆる共同施設で受信をしているもの、これはどのようになっているのか。そしてさらに、この契約率、NHKは六〇%くらいは契約にしているという目標を立てておられますから、この契約率はどのようになっているのか。そしてもう一つ、この八月から有料化したしまして、今日この衛星放送の受信料を幾らいただいているのか、その合計について明らかにしたいと存じます。

○高橋参考人 お尋ねにお答えいたします。

まず最初の普及率の状況でございますが、二月末現在、総数でございますが、私どもの推定では二百二十七万三千件普及しているものと推定しております。その内訳でございますが、個別の受信者でございますが、これは各家庭で各一戸建ての方が見ているということでございす。CATV、集合住宅、ホテルなどのいわゆる共同受信の方でございす。これが九十六万九千件ということで推定しております。

この普及率に對しまして契約、二月末の契約の実績でございますが、合計で百六万七千件でございます。それからその内訳でございますが、個別受信は六十八万四千件、共同受信が三十七万六千件でございます。私どもが平成元年度、契約をとりたいということで目標を掲げました百三十八万七千件に對しましての契約率でございますが、合計では七六・八%ということでございます。なお、ちなみに個別は七五・一%、共同受信は八〇・一%というのが二月末の実績でございます。なお、その以後、この目標達成に向けて現在鋭意努力をしている最中でございす。

それから、契約に伴う収入でございますが、百三十八万七千件の契約をしようとして、元年度六十億の収入を私どもは予定しておりましたが、契約の伸びが当初よりもおくれできておるというようなことから、若干の歳入欠陥は生じざるを得ないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○上田(利)委員 最後のところの、今日までの受信料の納入額と申しますか、いただいた額、目標六十億ということと百三十八万七千件が目標でしたけれども、今日百六万七千件ということとございまして、六十億を予定したんだけれども、現在はそれを多少下回るではないかというところですが、現実には毎月決算はしておられるわけでございすから、昨年の十二月までも結構です、ことしの一月でも結構でございますが、その明確な額はどうかございすか。

○高橋参考人 先生御案内のように、二カ月の集金パターンになっておりますので、二月分、三月分というのが今集金途中ということでございす。その明確な数字は出ておりませんが、私どもの今の予測では、今のペースでいくと三月末までに百二十万七千の契約ができるものと予想しております。したがって、当初目標百三十八万七千でございますが、それに比較しますと約八億ぐらゐの歳入欠陥になるのではないかとこのように考えております。なお、この歳入欠陥につきましては

支出の抑制その他でカバーしたいというように考えております。

○上田(利)委員 島会長はいらっしゃいませんけれども、今まで会長の話の中では、衛星放送は三年は赤字でいかざるを得ないけれども、それ以降、四年以降は黒字に転ずるのだ、こういうことを言われてきておりますから、その展望についてはどうでございすか。スタートを切りましてはちよつと懸念をしておるのでございすけれども、今後の展望は会長が言っているような状態になりましようか。

○高橋参考人 平成元年度から衛星放送有料事業に取り組んだわけでございす。平成二年度から新しい五カ年の経営計画を立てまして、その中で衛星放送の普及、契約の促進につきまして、実は見直しをさせていただいておるわけでございす。私どももいたしましては、平成六年度には今のペースで普及していくならば、一千万台の普及が達成されるのではないだろうかというようなことを考えております。

当初、元年度、衛星放送についての料額設定をお願いしたときは、五年後には、平成六年でございすけれども、七百万台ぐらゐの普及ではないかというように見ておったのですが、その後急速にふえてきて平成六年度には一千万台ぐらゐには達するだろうというように予測しております。その中で、ただいま申しましたように、当初、スタートは二年ぐらゐはどうしても収支バランスは赤字になりますけれども、三年以降、これをできるだけ普及と契約率との乖離を狭めまして契約率を高めていくことによりまして収支を償っていきたいということとございす。

したがって、今の私どもの考え方では、平成四年度には単年度で収支がとんとんになって、五年度、六年度では過去の設備投資も吸収して黒字へ転換のきっかけがつかめるのではないかとこのように現在は予測しているところでございす。

○上田(利)委員 次に、通信・放送衛星機構法の関係に入りますが、御案内のように基金が三十億

ということになっております。この基金三十億というものの根拠をもうちょっと明らかにしたい。また、この基金の運用益をNHKが出して、放送文化基金という制度があります。この制度は、百二十億のいわゆる基金をNHKが出して、その運用益で、広く放送文化の発展に寄与するということが、民放も含めていろいろな形の中で、放送文化に貢献された団体あるいは個人を表彰その他されておるわけでございますけれども、今度の通信・放送衛星機構、これは国の予算を使っていることなんでしょう。国の予算を三十億出して、そしてそれで年間一億五千万から一億七千万くらいの運用益を得て、それで難視解消、いわゆる受信設備を四分の一補助しよう、こういう目的でございます。

放送文化基金は百二十億NHKから出してやっております。これも非常に結構なこと。難視解消をずっと続けてまいりまして、いよいよ放送衛星が打ち上がった。その中では受信機を買わなければ、しかもそれが十数万円程度はかかる。過疎地に住む人たちはなかなか十数万円を出すわけにいかない。しかも、テレビジョンもなければそれも買わなければならぬ、こういうことになるわけでございます。そういう中で国からの三十億を基金にしてということで、なぜNHK自身がこの財団法人放送文化基金制度と同じような形がとれないのか、公共放送を守るといふ点からいってもこれは重大な問題だと思われまして、ぜひ、これも、この点につきましてもひとつ明らかにしたいだと思っております。

○大瀧政府委員 今回のこの基金の三十億円の算出の根拠でございますが、基金の運用益でいろいろな助成をやつてまいりたいということでございまして、現在の年利が五％から六％というふうにかたく推定いたしまして、そしてさらに、十年以内にはこの目的を達成したいというふうなことから三十億円の基金というこの規模を算出したわけでございます。

さらに、放送文化基金のようにNHKが出捐してはどうかという御指摘でございますが、先生御指摘のとおり、放送文化基金は百二十億円のNHKの出捐によって設立された法人でございます。放送の進歩、発達というものを目的といたしまして、この文化的あるいは技術的な開発等にも広範にわたりまして助成を行っているわけでございまして、この難視解消の解消ということでは、NHKは、放送法によりまして放送の全国普及を目的としてテレビジョン放送をあくまで全国において受信できるように措置することが求められているわけでございまして、NHKとしては、送信をいたしまして全国において受信できるように、そういう状況にするということが義務でございます。現在の段階におきましては、NHKとしては放送法上の義務は既に果たしているものと私どもは考えておるわけでございます。

今回の助成措置は、全国民による放送の効用の享受を効率的に促進するために行うものでありまして、国の予算によって措置することが適当であるというふうに考えたわけでございます。○上田(利)委員 時間の関係もございまして、これは別の機会にもう少し明らかにいたしますが、今局長言われましたけれども、NHKは、難視解消というものは、いずれにしても常に受信しようとする者が受信できるようにするという形、これが任務であることは当然であります。しかし、地上波の場合は個人負担というのはそうないわけですが、衛星の場合は、結局は受信設備に非常な金がかかる。

当時、この難視解消で、放送衛星を打ち上げて難視解消をやるんだという中で、昭和五十七年の本委員会の中でけんけんこう意見が出ました。放送衛星を上げた場合に、今局長がおっしゃられましたけれども、この受信設備をつくらなければならぬじゃないか、アンテナも必要になる、チューナーも必要になるんじゃないか、これは一体どのくらいになるかという質問が本委員会の中で多くの委員から出ました。当時の郵政省並びにNHKの答弁は、まあ共同受信の場合は四万円程度で済むだろう、それから個人受信の場合は七万円くらいになりまして、しかも、今量産をするような形でメーカーがやっておるけれども、大体今のところ十万台くらい、一年に十万台というふうな形の中から見まして七万円くらいだ。実際にはアンテナもチューナーもその受信装置はかなり大量に生産がされてきておりますけれども、物価の問題もあつたかどうかわかりませんが、当初の予想を裏切つて、七万円ではなくて今十万円になつてしまつてゐる。本当は量産になればこの七万円がもっと安くなりますよ、五万円にも四万円にもなりますよということだった。

そのときの本院のこの論議は、過疎やそういうところの中で難視になつてゐる人たちは生活も苦しい、そういう中で受信設備を買うことはできないから、何らかの補助をやるべきではないかという意見が異口同音に出ました。そうしたら、そのときの記録を見ますと、郵政省もNHKも、大量生産になれば安くなるのだから、そういう中で本人に買つていただくをやつてもよろしいかなという答弁に終始してゐるんだ。それで、放送衛星を打ち上げて、それを難視解消で金を出して過疎におる人たちが本当に受信できるようにするからといつたらならないじゃないか。大きなお金を出して放送衛星を打ち上げてやつても、送る体制は万全にできるけれども、これをキャッチする、受信する側で金がかかり過ぎてできないということになるれば、これは本来の難視解消にならぬじゃないか。だから、何とかNHKでもあるいはその他形の中で、今申しました放送文化基金のような制度を適用してやつたらどうだ。

放送文化基金にNHKは百二十億も出したのだから、そのくらいの難視解消は十数万世帯で済むじゃないか、こういふ意見が出ましたけれども、いやそれは自分でやつてもらふしかないです、だんだん量産になれば安くなつて、三万円、二万円に近づいてくる。実際には十数万円が上がつてしまつたけれども、今になつて何が三十億で難視

解消をしなければならぬですか。あのときに、昭和五十八年に、五十九年以降BS2を打ち上げようというときにその論議が集中したのですよ。もうそれから七年もたつておるでしょう。何が今ごろ三十億ですか。どうしてそういう経過になつたか、はつきりしてください。

○大瀧政府委員 先生御指摘のように、昭和五十七年の通信委員会におきましてそのような議論があつたことは十分承知をしております。衛星放送受信設備が大量生産によつてかなり低廉化され、難視地域においても相当の普及を見込んでいたところでございます。しかしながら、現在はこの衛星放送の受信設備の低廉化が図られてきてはいるものの、依然かなりの経費負担を伴うものとなつてゐるわけでございます。またさらに、昨年八月の衛星放送の有料化という影響もございまして、難視地域における衛星放送の受信設備の普及が低調であることも現実としてございます。

先ほどNHKの方からも御説明ありましたけれども、五年後の平成六年には一千万台も普及するであろうというふうな予測が行われてゐることも考え合わせますと、将来はかなり低廉化が図られていくものと私どもは考えてゐるわけでございまして、しかしながら、それまで待つてゐるわけにはいきませんので、今回、難視地域における衛星放送の受信設備の設置につきまして必要な助成を国と地方公共団体とで行うことによつて、できるだけ早急に難視解消を実効的に図つてまいりたい、このように考えてゐるわけでございます。

○上田(利)委員 ちょっと局長の答弁は適正を欠いておられますけれども、もう七年も前にその問題は出して、放送文化基金制度のようなことでやつておれば、今の状態の中では難視解消は、本当に星を打ち上げて、五十九年に打ち上げた以降本当にできておつたのだ。それが我々や本院の意見を無視をして、それはやらない、やらない、こう言つてきたこの責任は、もう重大だと思つてゐる。やはり行政面においては先を見越してやらなければ、そして本委員会の委員の意見もよく取り入れ

てやっていたかなければ、こういう結果になる。本来ならばこんなものは、三十億、今ごろ何だ、やる必要はないということになるのです。まあきょうは時間がないからそれ以上申し上げませんけれども、ぜひ大臣を含めましてそういう形の中で十分な対応をするような、そういう対応を望みます。

時間がないと。先ほど放送衛星にかかった今までのソフトとハードの関係、ざっと見まして千億を超えていますね、千七億。私は、NHKが今日構造的な財政赤字になってしまったという、そして本年度の、平成元年度の予算は赤字予算を出さなければならぬ、ある土地は全部売らなければならぬ、こういうもう最悪の状態にNHKがなっているわけだ。構造的な赤字になったその大きな要因は、いわゆる放送衛星を打ち上げる。打ち上げ費を含めてハード面とそれとそれを実施するためのソフト、これに膨大な金がかかっている。しかもそれを地上波によって賄ってきたり、受信料で賄ってきた。地上波の人たちがいわゆる衛星放送の開発費から何から全部負担しておったということになるのでございます。

それは地上波を見ておる受信者にとっては怒り心頭だと思っております。何でそんな我々の受信料でそれまで見なければならぬのか。今日の構造的な財政赤字、財政難というものは、そういうNHKの先を見ない形の中の経営方針がこういう形になってしまった、こう指摘をせざるを得ないのであります。

したがって、私はBS3をこれから夏打ち上げようとするのは、これは方向が決まっていますからやむを得ないと思うのでございますけれども、もうBS3以降は一切ハードについてはNHK自身が金を分担してとか、あるいは2Xのうちに百四十五億もNHKが持ち出して独自でやったわけではございません。もうそういうことは一切やめるべきだ。第三セクターなどの中だけではやってNHKはユーザーとしてトランスポンダーなどをリースで借りて運用していくことをやらないと、

衛星を打ち上げても七年か八年でこれは寿命が切れるわけなのです。百年もそれが飛んでくるわけじゃないのであります。必ずそれはお金がかかる、金食い虫になっていくのですから。第三セクターにして、これから八月に打ち上げますBS3を最後にして、もうNHK自身がハード面にタッチするということは一切まかりならない、こう考えておられますけれども、郵政省とNHKの見解を承りたいと存じます。

○深谷国務大臣 衛星放送についてNHKが新しいメディアとして今後その普及のため努力をすることは当然だろうと思っております。しかし、ただいま上田委員の御指摘のようになりかたのリスクも伴うこととあります。相当な予算的な措置も必要でございますので、必ずしも放送実施主体が持たなければならぬのだとは考えられないと私は思うのであります。郵政省の中でも、既に衛星放送の将来展望に関する研究会の報告の中に、調達法人の導入などについても検討の余地があるといった旨の話も出ておりますので、今後は放送実施主体以外の者による衛星の調達、所有等の方法も含めて関係者の意見を聞きながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○上田(利)委員 機構法の関係で二、三お聞きします。

機構への三十億の運用益は、いつからどのように助成するつもりなのか、その具体的な助成手続と交付要件、そして難視聴地域の範囲の指定とかその方法、いろいろなことをやらなければならぬと思っておりますが、この法案の中ではこれは明記されております。具体的なものは省の方で実施要綱等の中でやるのだらうと思っておりますけれども、そういうものがはつきりしていないと、この法律案が通った後でも問題が起きてくると思っております。この点を明らかにしてもらおう。

それからもう一つは、これはNHKにも関連しますけれども、難視聴地域の皆さんの受信料、衛星料金は今九百三十円ということになっておりますけれども、これを減免するという措置はできない

のか。例えば沖縄につきましてはいろいろな経過がございますして減免措置をいたしておりますね。したがってそういうふうな減免措置をNHK側として考えたかどうか、この二点だけをお伺いします。

○大蔵政府委員 三十億円の運用益によります助成はいづから、そしてどのような方法で行うのかという御質問でございます。

本法律案ができるだけ早く国会の審議を経て施行されるように、私、心からお願いを申し上げます。と思うのでございますが、この助成業務は当然施行された日から実施するわけでございまして、この施行された日以降に設置される衛星放送の受信設備に対して助成を行う、こういうことでございします。

この手続にしましては、設置したいという方が通信・放送衛星機構に助成金の交付申請を行いまして、そこで審査をいたしまして、この審査にパスをした方々には交付する。その際には関係の地方公共団体の助成もあわせて行うわけでございします。関係の地方公共団体と連携をとりながら、なおかつNHKの協力も十分にいたさしましてやってまいりたいと思っております。

それから、難視聴地域の受信料についてでございますが、現在、特別契約という受信料の制度がございまして、その場合には、地上系によるテレビジョンの放送が受信が不可能で衛星系によってのみ受信している場合というのを特別契約と言っておりますが、これは現在訪問集金で千四百円をいただいております。口座の振替では九百九十円をいただいておりますが、免除というようないい形でなくて、若干低額の料金制度というものを設けていくわけでございします。

○上田(利)委員 終わります。

○上草委員長 次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 最初に一言お断り申し上げたいのですが、私は新人委員でありまして、通信委員会の会議の行い方その他について全く無知蒙昧であり

ます。したがって、質問の準備にしましては、昨夜遅くまで時間がかかりまして、具体的にどんな質問をするべきなのか、政府委員の皆さんそれから関係者の皆さんに事前にお伝えすることができませんでした。この場をかりて一言おわびを申し上げる次第ですが、先輩の委員の皆さんそれから関係の政府委員の方々、その他の皆さんの御指導、御鞭撻をいただきまして、委員としての責任を全うしていきたいと思っております。

まず最初に、この機構法改正についてですが、財政法二十九条に関連した点について何点か伺わせていただきたいと思います。

この通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案の提案理由の中では、一、難視聴地域解消ということになっておりますが、その理由づけについては後に触れることにして、財政法二十九条を見ますと、その中で「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費」という部分がございします。現在この委員会において審議をしております機構法の一部改正に關して、一体どのような事由、しかもそれが予算作成後に生じた事由があつてこのようない部改正法が提出されたのか、その事由は何であるかということ、一応提案の中にも暗黙のうちに示されているのだと思ひますが、いま一度その点について御説明いただきたいと思います。

○木下政府委員 お答えいたします。

財政法二十九条との関係について御質問でございますが、今回の補正予算によりまして考えておりますのは、通信・放送衛星機構に対して三十億の基金を設けるということでございしますが、これにつきましては、平成元年度の予算作成後に生じた、一つは、衛星放送受信設備設置の費用負担が依然として大きいものがあるということ、それから、衛星放送受信の有料化が始まって、衛星放送受信の予想以上の伸び悩みがあるということ、それから、放送衛星自身の故障の報道がございまして、その不測の事態による国民の不安感の惹起、そういった事情がございまして、当初の予

想に反しまして予想外にこの普及が低調でございまして、このまま放置いたしますと、衛星放送の目的をいたしてあります難視聴解消、これを主目的にいたして進めてまいってきた国の放送政策の実効性の確保が困難になってきたということでございます。

あわせて、この四月はNHKの新規の受信契約の増加が期待される時期でございまして、つまりテレビの番組の改編の時期でございまして、この時期に合せてそういった新しい受信契約の増加を期待している、その時期にこの措置をとりたいということ。それからまた、先ほど御説明がございましたが、新しい民間衛星放送事業者による放送が間もなく始まるうとしておるわけですが、四月の上旬にはこれに対する予備免許を付与しようということでございます。

いよいよNHKと民放の事業者による本格的な衛星放送時代を迎えるわけでございますが、それに備えて今から緊急にこの衛星放送普及の環境整備を図っていく必要があるということでございまして。したがってこの措置は、財政法二十九条との関係において、私どもとしては問題がないと思っております。緊急に補正予算によりましてテレビジョン難視聴解消の助成措置を講ずるということとしたものでございます。

○秋葉委員 今の理由、大体四つだと思っておりますが、そのうち、結局この衛星機構法の一部を改正することによって具体的に対処できる問題というのは、受信装置が依然として高い、要するにお金の問題だということに理解できますけれども、その点について質問したいと思っております。

例えば、放送衛星の故障の報道があつて、その不安感によって視聴者の増加が伸び悩みになつた、そういうことは確かにあると思ひますが、その点について、例えば現在の通信・放送衛星機構法の一部を改正することによって具体的にどう対処するのか、その点についての説明は十分です。それ以外の点についても全く触れられておりませんので、今のお答えの中で具体的にこの法律と関

係のあるのは、受信装置、それが高過ぎるという金額の点に絞られるというふうに私は解釈いたしますが、その前提で御質問いたします。前提がもし誤つておりましたら、御指摘いただきたいと思ひます。

確かに、この受信装置の購入費用が高い、それについては全く異議がないと思ひます。しかしながら、その受信装置、具体的にはどのくらいの差があるものなのか、どのくらいを目安にして一体、高い、低い、あるいはだれがこれを買うことができる、買うことができないという判断をされているのか、その辺の具体的な受信装置の価格についての、こういった情報をもとにこの法律案が出てきたのか、そのあたりの背景を御説明いただきたいと思ひます。

○大瀧政府委員 この衛星放送の受信設備と申しますのはアンテナとチューナーが主たるものでございまして、その後のテレビジョンの受像機は、これは一般の地上の放送を受けるのと全く同じものというところにならうかと思ひわけでございまして。

大量生産によりましてこのアンテナとチューナーが徐々に低廉化しているわけでございまして、いろいろなメーカーのセット等も比較いたしましてその平均をとつてみますと、工事費等も含めましてやはり十数万円程度になるという積算をいたしましたわけでございまして。したがしまして、この工事費も含めてということでございまして、その地域での差というものはございまして、いろいろばらつきがあるうかと思ひますけれども、この平均的な費用として十数万円というものを積算しているわけでございまして。そうして、これらの約半分を個人の方々に負担していただく、すなわち、この通信・放送衛星機構からの助成は四分の一、それと同時に、また関係の地方公共団体から四分の一の助成をしていただく、こういうことで、この個人の負担というものを半分にしてあげたい、こういう構想でございまして。

○秋葉委員 現行で大体チューナーとアンテナ合

わけて、工事費も含めて十数万程度というところは、私の持っている数字でも大体同じですが、実は十二、三万するんじゃないか。そのあたりの差は些少です。それで特に問題にいたしません、この価格が高い。したがって、難視聴地域にあつてもこの衛星放送を受信することができない。したがって補助をする。簡単に言うと、この機構法の一部を改正する法律案ではそういうことを言っているの理解いたしますが、実はそこが特に緊要になった経費であるのかどうかというところが依然として問題だということに思ひます。

例えば価格の点に関して考えてみますと、ここ数年あるいは数十年と云つていいかもしれません、インフレ率を考慮に入れた実質的な価格では、八木アンテナ不足通常のテレビセットの受像機費用は、実はほぼ横ばい状態であるというように考へていいと思ひます。あるいはその価格の低下率というのはいささか緩やかになつてゐる。それに対して衛星放送用のアンテナ、さらに衛星放送用のチューナー、その価格は急激に下がつてゐるというふうに一般的に理解していいと思ひます。

特にここ五年間を比較してみますと、五年前の、例えば七十五センチのアンテナ、プラス東芝のチューナーで約二十三万、それで、現行のものは五十センチでもアンテナはいけるといふことで、はば十二、三万というふうになつてゐると、大ざっぱに考へて五年間に十数万円価格が低下してあります。ということは、価格の点から考へますと、この五年間においてチューナー並びにアンテナを買うための費用、その補助を行うというその緊急性、重要性というものが劇的に低下したというふうに考へることができるとは思ひます。低下したにもかかわらず、あえてこれを現在の時点、価格の面から普及を図るといふ目的をもつてこの受信装置購入のための助成を行う、これをあえて緊急かつ重要だといふふうにお考へになつてゐる根拠を御説明いただきたいと思ひます。

○大瀧政府委員 先生御指摘のように、ここ数年間にありましてアンテナ、チューナー等の値段は低廉化の方向に向かつてゐるわけでございまして。しかしながら、現実的に難視聴地域における普及というものが思ったほど進んでいないという現実がございまして。そういう意味で私どもはできる限り難視聴地域における衛星放送の受信が急速に進むように、この施策を通してやつてまいりたい、このように考へたわけでございまして。

○秋葉委員 今のお答えでは緊要性の部分についてまだよく理解できない点があるのですけれども、ともかく難視聴地域を解消するというところ、今までテレビを見られなかった人がテレビを見られるようになるという点では確かに私もこういった助成を行うこと、そのこと自体意義のあることだといふふうに思ひます。

この点についてはまた時間がありましたら後ほどもう一度御質問したいと思ひますが、仮に助成を行うということになつた場合、仮にこの法案が通つた場合、具体的にどのような仕方での助成を行うかということの詳細には書いてありませんので、先ほどの上田委員の質問、これに少々補足する形になるかと思ひますが、例えばここ数年難視聴地域において、どうしてもテレビを見る必要がある、あるいはテレビを見ないと自分の生活に非常に大きな穴があくというふうな家庭が恐らく難視聴地域にあつたのではないかとこのように思ひます。

例えば、その家庭が昨年非常に苦しい家計の中から借金をしてそれでチューナーとアンテナを買つた、受信装置を買つた。それに反して、現在チューナー並びにアンテナを持つていない家庭は、裕福だけれども例えば車があつてゴルフ場が近くにあつて、そういう楽しみがあるために別に衛星放送を見る必要がない、そういった家庭があるかと思ひます。過疎地で寝たきり老人を抱えるような家庭では、恐らく借金をしてでも衛星放送受信のために昨年チューナーを買ひアンテナを買つたということが十分考へられます。

今回この法案が通りますと、先ほどお話にありましたように、今後受信装置を買う家庭には助

成が行われる。そうすると、難視聴地域におけるさまざまな家庭の分布あるいは生活の様式といったものによって時間的に非常に大きな不公平が生じるのではないかと、そういうことが考えられるのですが、例えばさっきおっしゃった、今後受信装置を買うというその今後というところを外して、ともかく難視聴地域にあるすべての家庭に対して助成を行う、これまで既に自分のお金であるいは借金をして買ってしまつたところにも助成を行うんだ、そういうように枠を少し広げることは不可能でしょうか。実際問題として自助努力によってというのがおよそ八千世帯だというふうに私記憶しておりますが、それであれば全体的な効果はそれほど変わらないのではないかと思います。その点についていかがでしょうか。

○大蔵政府委員 住民のいわゆる具体的なニーズはあつたかという御質問でございますが、テレビジョン放送の難視聴解消に關しましては、毎年非常にいろいろな団体から陳情がございまして、特に、最近も全国過疎地域振興連盟であるとか、あるいは全国町村議会連合会あるいはまた九州地方開発促進協議会というような団体から、ぜひ難視聴解消というものを積極的にやつてもらいたいというような陳情がございまして、また、本件の助成措置に關しまして、地方公共団体におきましても積極的な対応を検討しているところがあるかないかでございます。そういうことから、このような事業に対する具体的なニーズは非常に大きいと私も考えております。

それから、既に受信設備を購入した世帯がこの助成を受けられないのは不公平ではないかという御指摘でございます。私もこの法案が成立した以降の場合にのみこの助成を行うということを考えておりますが、これは法制度の建前でそういうふうにはせざるを得ないのでございます。しかしながら、そういうふう既に設置されている場合におきましても、耐用年数が参りまして使用困難となりましてさらに更新をしたいというような場合にはまた助成の対象にしてあげるといふことが

必要ではないかというふうにも考えているわけでありまして、これは今後の問題として適宜やつてまいりたいと思ひます。しかしながら、そうやつてずんずんやつていきますといつまでもということにもなりませんので、私も現在考えているケースといたしましては、一回だけはやはり助成をしてあげてはどうかというふうに考えているわけでございます。

○秋葉委員 わかりました。過去の分も将来の買いかえの際に考えるということ、それは十分理解できました。

もう一つ、一応現在の案ではこれから十年ほどかけて難視聴地域解消のためにこの基金を運営していくというふうに理解しておりますが、再び財政法二十九条に立ち返つて、「特に緊要になつた」というところに立ち返つて御質問したいと思ひます。

依然として価格が高いために、チューナー並びにアンテナに補助金を出さなくては行けない、それが非常に緊要であるといふところを仮に認めたといふことです。それほど緊要であるならば、ではその実施になぜ十年もかかるのか。十年ではなくて、例えば本年予算の一部にこれを計上して一挙に十年かかずにこの十萬世帯、一年間で、あるいは一年で無理であれば二年、一、二年をかけてこの難視聴解消を行ふべきではないか。緊要といふところがあるポイントであれば当然そういう案も出てくると思ひますけれども、その代案をあえてとらずに十年間非常に緩やかな形で援助することにしたその根拠をお聞かせいただきたいと思ひます。

○木下政府委員 お答えいたします。

補正予算で基金の形で十年をめぐるとしてということではなくて、一遍にやつたらどうかというお話でございますが、御承知のとおり、僻地等におけるテレビジョン放送の難視聴の解消といふのは可能な限り早期に達成されることがもちろん望ましいわけでございますけれども、一つは、やはりこの助成措置といふものが受信設備を設置しようとする人からの申請に基づいて助成しようといふ

わけでございます。その申請を待つてゐるわけでございます。したがつてその申請が一遍に出てくるとは限らないわけでございます。

それからもう一つは、予算枠の制約もございまして、郵政省の一般会計予算が極めて僅少でございます。その予算枠の制約から早急に措置をするといふことはなかなか難しいというところから、私も私どもとして基金を設けてその中から安定的、継続的に助成を実施しようといふことにいたしました次第でございます。

○秋葉委員 申請によつてという部分は理解できるのですが、予算枠の制約があるからそれで緊要ではないかというところになる論理がよくわかりません。しかし、その点に關しては一応時間があれば後ほどもう一度質問をしたいと思ひます。

仮にこれが財政法二十九条と関連して全く問題がないと考へ、さらに難視聴対策が必要なものだといふ仮定を設けた上で質問したいのですが、その難視聴対策を実行する主体、これは先ほど上田委員も質問いたしました、その対策を行うやり方にはさまざまな方法があると思ひます。例えばNHKがこの難視聴対策を継続して行つていこうとも可能だと思ひますけれども、この点に關しては、できたNHKそれから郵政省の態度をお聞きしたいのです。

先ほどの一番最初の質問で、難視聴世帯が今どのくらいあるかという質問がありました。それに對して、NHKに關しては十萬、民放については四十萬といふお答えがありました。その点について少々補足説明をしていただきたいと思ひます。

と申しますのは、この改正案の中の第五条の二項、これによりまして、難視聴地域の定義が出てくるわけですが、この難視聴地域といふのは、「地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、衛星放送によらなければその地域においてテレビジョン放送を受信できるようにすることが困難と認められる地域をいう」といふふうに書かれております。これが難視聴地域の定義だとすると、NHK

と民間放送の間にその難視聴地域の差が出てくるということは大変おかしいことになるわけですが、何らかの補足説明が必要だと思ふのですが、なぜNHKと民間放送では難視聴地域の数え方が違ふのか、その数字の差について御説明いただきたいと思ひます。

○大蔵政府委員 NHKに關しましては、放送の全国普及ということで積極的にこの難視聴解消をやつていただいた結果、中継局の設置というものが民間放送局よりもかなり先行して行われております。これは、地域の民間放送が例えば三局あるといふとしますと、最初にできた民間放送局はかなり最初から中継局の建設を進めておるわけでございますので、NHKと大差のないところもございしますが、後発の新しい民間放送局におきましては、なかなかこの中継局の設置が思うに任せないといふような、それならばでございします。

そういう点から考へまして、NHKは現在、総合と教育で約七千局の中継局を持っております。民放はと申しますと、民放全体で七千局程度の中継局でございします。そのように一般的に考へまして、この中継局の設置の数という点から考へても、かなり難視聴対策といふものが民放ではおこなれていゝという現実がございします。したがって、NHKは十萬の難視聴世帯、民放は四十萬の難視聴世帯といふような差が出てゐるのでございします。

○秋葉委員 今のお答えですと、十萬、四十萬の差といふのは、つまり発信側から数えた難視聴地域といふふうに理解していいのだと思ひますが、すなわちNHKの地上波が屈く範囲あるいは民放の地上波が屈く範囲といふことで、その両者の整合性はあるわけですねけれども、この機構法改正における定義、その難視聴地域といふのは、そういういたしますと、私たちが常識的に考へている難視聴地域の地域といふ言葉とは言葉の概念のとらえ方が全く逆になつてゐるというふうに私は理解いたします。すなわち、今お答えになつたそれぞれ十萬、四十萬といふ数字は、放送局側で既に地上波

を出している、その波が届く範囲であるということになるわけですが、この機構法改正案の中に出てくる難視聴地域というのは、波が出てくるか否かにはかわらずそれを受信するだけの能力がないという受け取る側の数え方であるというふうに理解いたします。

そういったしますと、ここで難視聴地域解消ということとをずっと今まで同じ概念であるというふうな考えできたわけですが、哲学の、あるいは視点の非常に大きな転換が行われているように思います。その解釈が正しいのか、さらに正しいとすれば、なぜここで発信側からの難視聴対策ということと捨てて、受信側から受けとれるかどうかという点に焦点が移ったのか、その経緯並びにその根拠をお聞きしたいと思います。

○大蔵政府委員 先ほども申し上げましたけれども、地上の電波によりますテレビジョン放送がNHKの場合ですとかなり山間部まで及んでいるわけがございます。そして、山合いの非常に小さな集落に対しても中継局の設置で難視聴対策というものをしておりますし、さらにはまた共同受信設備というような形でもこの難視聴対策を行っているわけがございます。ただその解消効率が非常に悪くなってきた。経費をたくさんかけた割にはこの難視聴解消が思ったほど進まないという現実がございましたので、昭和五十九年からNHKにおきましては難視聴対策を衛星放送でやろうというふうな方向を転換したわけでございます。したがって、その後は地上波による中継局の設置というものはほとんど行われておりません。

今回のこの衛星放送によりまして難視聴対策というものを積極的にやりたいという構想であったわけでございますが、その受信機の普及が伸び悩みであるというのが現実でございます。これを一刻も早く解消したいということからこの政策が浮かび上がった、こういうことでございます。

○秋葉委員 今のお答えを私なりに整理いたします。

すと、地上波が出ているかどうかという視点から考えると、難視聴世帯、NHKに関しては十萬、それから民放に関しては四十萬ということになります。しかしながら、地上波であるか衛星波であるかそのいかに問はず、ともかく電波が出ているかどうかという数え方になりますと、民放では四十萬、NHKではゼロになるということだと理解いたします。そのゼロになった難視聴地域、NHKの考え方はゼロになった難視聴地域というものを、あえて新たに法律を改正して難視聴地域を再び十萬に押し上げて、それに対して補助金を出さなくてはならないというのが、ある意味では今回の法律案の一つの骨組みだと思われましたので、この点について質問したんですけれども、いずれにしろ難視聴地域解消というところでは、大目的ではそれほど問題にならないところですので、次の点に移りたいと思います。

ただし、こういった大きな政策転換がある場合には、なぜそういった政策転換を行うのか、さらに、市民にとっては難視聴地域という言葉を聞いた場合に、全く同一のものだというふうな考えてそれを解釈する傾向があるにもかかわらず、あるいは私たちすべてがそうですが、それをあえて同じ言葉を使って全く概念の違うことを説明する、そういった際には、やはりもっと詳細な、そしてだれにも納得のいく説明が必要ではないかというふうに思います。

仮にこの難視聴対策について助成を行うとして、再びNHKとして何ができるかという点に移りたいわけですが、NHKとしては既に受信装置についての助成も難視聴対策の一環として行っているというふうに私は理解しております。さらに受信料の減免措置ということもされていると思っております。NHKとしては受信装置についての援助あるいは補助、それを難視聴対策の一環としてやってきたかどうかお答えいただきたいかと思っております。例えば、中継局の設置あるいは共同受信施設についての出費というのは受信側に対する援助だということも考えることもできると思

うのですけれども、その辺の解釈はいかがでしよう。

○高橋参考人 お答えいたします。

私も、放送をあまり受信できないように送出すということでは放送法七条で義務づけられておりますので、どこでも受信できるように電波を出すということは大前提にしております。それを受信する場合の受信機の設置についてはあくまでも受信者の負担であるというように大原則を考えております。そういう中であって、辺地共聴につきましては置局の補助局としての助成は今日までやってきております。

○秋葉委員 それでは、NHKとしてはこれまで全行ってこなかった受信側の補助を行うということになるかもしれませんが、例えば国の支出を抑えるという観点から考えますと、次のようなことが可能ではないかと思えます。例えば、今後十年間にわたって難視聴地域にある世帯が衛星放送を受信する装置を購入した場合に衛星放送の受信料は十年間免除する、それによって具体的に受信側では経済的に十年間通年いたしますと大体同じような金額を受け取ることができるというふうに思いますし、NHK側としても、現在、受信装置を持つていない家庭から受信料を取るということはできないわけでありまして、現在ゼロのものがゼロのままにとどまるということではNHK側が損をするわけでもありません。しかも、国としては三十億の出費をしなくて済むということ、これは全く三方一両得という案ではないかと思うのですが、そういった形で難視聴地域解消の対策を行われるつもりはないのでしょうか、NHKに伺いたいと思います。

○高橋参考人 現在、地上放送が受信できなくて衛星放送だけに受信を頼っているという地域につきましては、減免措置ということではなくて、衛星放送料金を設定しました昨年八月以降、特別料金ということで割安の料額を設定しております。したがって、私どもとしては、先生の今の御提案でございますが、今の段階ではそれを全部免除するということには至らない、設備を持っている方については料額いただくというのがNHKの受信料制度の基本になっておりますので、そういうことで今の段階ではまだ十分考えておりません。

○秋葉委員 それについておもしろい解釈も可能だと思えますが、時間があればまたその問題に移りたいと思います。

仮に現在のような形で助成を行う、例えば一世帯について地方自治体四分の一、それからこの基金から四分の一という支出をすることにしたら仮定いたしますが、その際助成の対象となるものは、現在ではNHKのテレビによる衛星放送だということですが、ほかのメディアは対象にはならないのか。例えばラジオに関してはいかがでしょうか。

○大蔵政府委員 NHKは、テレビジョン放送がまあ全国において受信できるように処置しなければならぬ義務というものがござります。また、ラジオのメディアに関しましてはかなりのカバー率と申しますか、それで既に全国的にカバーされているわけでございます。したがって、現在の国民の生活の中でどのメディアからいろいろな情報を得ているかということを考えてみますと、テレビジョン放送から得ているものが三時間三十一分、それから中波とかFM放送から得ている時間と申しますか、聴取している時間というものが三十八分というふうな言われております。これはNHKの全国の視聴率調査の結果でございますが、昨年、平成元年の十一月の調査結果でこのようになっているわけでございます。国民の立場から考えますと、やはりテレビジョンのメディアからの情報というものを非常に重要視しているということでございますので、そういう観点からもテレビジョン放送の普及ということを一義的に考えてまいりたいと思っております。

○秋葉委員 その調査の結果、これは恐らく日本全国が対象になっていると思えますけれども、実

はその統計の解釈に關して非常に大きな問題があります。というのは、対象がほとんど地上波の届いているところが大多数ですから、その地上波の届いているところを対象にして調査を行えば、地上波の届いていないところの事実によって、これが難視聴地域の具体的な必要とはかなり違った結果が出てくること、それは当然であります。それについては言及いたしません。

まあ一応テレビが大事だということに話を進めたといまして、実は、見る側から考えますと、送る側では、放送局では放送局で番組をつくって送っているわけですから、それはそれなりの意味があると思いますけれども、受け取る側から考えますと、テレビと例えばラジオの違い、テレビというのは音声がありさらに画像があるというところが特徴です。その画像があり音声があるという点では、実は、例えばビデオテープをビデオデッキに装着してそれをプレーするという点でも全くその出てくる結果は変わりありません。したがって、先ほど情報化の進む中で情報化を一層促進するためにといった意味の答えがありましたけれども、情報化が仮にNHKの衛星放送と全く同義語でないならば、この難視聴地域解消のためにとにかく画像と音声を届けるんだということまで要素を分解いたしますと、例えば、難視聴地域における世帯で、私のところはNHKの衛星放送は別に見たくないんだ、それよりもビデオでたくさんアメリカ映画を見た方がいいんだというような家庭があった場合、あるいは、NHKの放送を見るよりも、NHKの基礎英語のビデオカセットを買ってそれを何回も何回も見た方が語学の勉強にはいいというような要求があった場合に、ただ単にチューナーとパラボラアンテナだけではなくて、ビデオデッキを購入するためにもこの基金を使うべきではないか、そういうことも考えられますけれども、いかがでしょうか。

○大瀧政府委員 この助成措置によりましてNHKの衛星放送を受信することができるようになります。またさらに、ことしの八月打ち上げられますところのBS3aでは民間放送による衛星放送会社が発足するわけでございます。そういうことになりまして、それらの方もある程度は見られるある程度はと申しましたのは、民間放送に關しましては有料放送というシステムで約八〇%行いますので、二〇%の分だけが自由に見られるという形になるわけでございます。そういう意味で、この助成措置によりまして今後設立されますところの日本衛星放送株式会社の番組も一部見ることができるようでございます。

また一方、ビデオデッキにというようなお話もございましたけれども、私どもは、やはり助成という観点から考えますと、必要最小限で十分な効果を得るようなという非常に欲張った考えがございいますから、そのビデオデッキまでということには今回の助成は及ばないというふうに考えているわけでございます。

○秋葉委員 民間放送は有料放送になるといいますが、NHKも受信料を取るわけですからそれとも有料放送の一部だということには私は考えますけれども、その点は本件とは関係ありませんのでまた別の機会に問題にしたいと思っております。

ただいま申し上げたのは、チューナー、パラボラアンテナに加えてビデオデッキということではなくて、チューナー、パラボラアンテナその合体で約十萬ということですから、それにかえてビデオデッキということですから、ビデオデッキの単価の方がはるかに安いわけですからこれは国にとっても非常に都合がよいです。さらに、そのビデオデッキの方がいいという個人に対してもやはり選択の幅があるということ、これまた非常にいい代案だと思っております。この基金の使い方、それを、ビデオデッキだけという選択とチューナー・プラス・パラボラアンテナという選択、その二つまで幅を広げるお考えはありませんか。

○大瀧政府委員 最近のニューメディアのいろいろな発展は目覚ましいものでございます。放送に對抗するメディアとして、ビデオデッキというものが大きな競争相手と見られている面もございいます。そういうことを考えますと、今回の施策は放送のいわゆる充実ということとございまして、放送の即時性であるとか同時性というような、情報を国民の方々に与えるという非常に重要な任務があるわけでございまして、そういう意味での普及というものを積極的に図っていくかなければならぬのではないかと考えておるわけであります。したがって、ビデオデッキだけ買いたいという方々に対しまして、助成というものは考えてはいないわけでございます。

○秋葉委員 わかりました。つまり放送を普及するという放送法の精神にのっとってということだと思ひますが、それはそれで放送法の精神にのっとっているわけですから問題はないと思うのですが、では放送法の精神にのっとってその放送を普及する。で、放送の最大の強み、そして特徴というものは、即時性、同時性にあるというお話でしたけれども、その即時性、同時性という強みが最も端的にあらわれるのが報道番組ではないかと私は思ひます。もっと簡単に言うと、ニュース番組あるいは天気予報といったところではないかと思ひます。

それで、NHKの衛星放送、今後民間放送が入るとしても、現在助成を行おうとしている具体的な放送内容でなければ、その放送内容を見てみますと、ここにNHKの「グラフNHK」というのがあります。三分がありますが、そこで衛星放送の内容について考えてみますと、実際に見てみると衛星の第一放送、BS-1、これはほとんどが海外ニュースです。天気予報がちょっと入っておりますが、日本のニュースはほとんどない、それが現状です。

型ドラマだとかそれからの自慢その他のものも時間を選んで放送しております。特に、国会中継その他高校野球、こういったものにつきましても、臨時編成で第二テレビジョンで放送するようにしております。

それから、難聴地域で衛星を見ている地域の方々、特に小笠原とか大東島の方たちについては、御意見を伺いながら、そういうものを番組編成の中で、特に気象情報その他について配慮をするように努めております。なお、難聴地域の方たちの要望は今後ともきめ細かく聞きながら、編成上に工夫を凝らしてまいりたいというふうに思っております。

○秋葉委員 衛星第一放送の内容については、確かに海外ニュースがありますが、ここにある番組表を私がここで改めて読む必要はないと思っておりますけれども、確かに海外放送は非常に時間が多いというところは一目瞭然です。しかしながら、それに對して日本国内のニュースがほとんどカバーされておられません。それから、それは衛星第二放送についても全く同じことだというふうに思います。

したがって、地域、地域によって地域のニュースを流していただけるのであればそれはもちろん必要なことだと思いますけれども、衛星放送、そもそも今回の基金の目的は放送を普及することにある、難聴地域の解消にある。その目的は、放送の即時性と同時性ということができるだけ生かすことにあるという趣旨を受け入れた以上、やはり番組の内容にまで立ち入って、本当にニュースの番組が必要などきにできるだけ多くの人に伝わるような内容にまでその条件をつけなければ、今回の基金の意味というものが全く失われてしまうというふうに思います。

しかし、今のお答えでは一応視聴者の意向は十分取り入れているということでありましたから、これは私の申し上げたことと全く矛盾しているというふうには思いません。したがって、でき得れば本委員会において附帯決議をつけた上で、ニュース番組を十分取り入れる、できれば最低時

間数まで含んだ附帯決議を取り入れた上で、つけた上で、基金についてのこの一部改正案を通してもいいのではないかとようなことを考えております。どうもありがとうございます。終わります。

○上野委員長 次に、遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 私の持ち時間は三十五分という短い時間でございまして、答弁はできるだけ簡潔明瞭をお願いいたします。

まず、きょう審議をしております法案は補正予算関連法案でございまして、何でこの大事な放送衛星受信対策として基金を設けるということを補正予算で行うのか、こういうことがいまだに明確に私わかっておりません。財政法二十九条をどうクリアしておるのか、この点につきましてまず聞きたいと思っております。

○深谷国務大臣 先ほど郵政省の幹部から御報告いたしましたので、改めて私から申し上げさせていただきます。

NHKが地上テレビジョンを通して良好にテレビを受信させるという努力を尽くしてまいりましたし、また地域によって難聴が起きているというところについて郵政省も心を痛めて、それらが早く解消することを願っていたのでありますが、やはり助成ということでない受信装置がなかなかつけられないということが最も基本的な問題であるというふうに理解いたしました。

そして、たまたま平成元年度予算編成後に起きました例えは衛星放送の有料化であるとかあるいは放送衛星の故障といったような報道、これらがさまざまな不安を呼びまして、我々が当初考えていたものよりもはるかに普及がはかばかしくなっている状態になってまいったわけでございまして、このまま放置してまいりますと、難聴解消を主目的として進めている衛星放送政策の実効性が確保できなくなると考えました。

あわせて新規受信契約増加が期待される四月のNHKテレビ番組の改編期と四月上旬の放送局の子備免許付与があるわけでありまして、これに

よって民間衛星放送事業者が新たに登場いたしました格別の問題なく、緊急に補正予算によってテレビジョン難聴解消の助成措置を講ずるものとしたわけでありまして。

○遠藤(和)委員 財政法第二十九条第一項第一号の語だと思っておりますが、「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費」これに当てはまるという説明でありますけれども、たまたまの衛星放送の無料化であるとか四月に番組を改編する、こんなことは予算編成前からわかってのことです。

特に問題なのは、たまたま自然増収があったからこの際基金をつくってしまえ、こういうふうな意図が明確に出ているのではないかと私は思います。これは政府が、一つは消費税導入に根拠を与えるために意図的な増収の過小見積もりがあった、そして自然増収を生んだ、だからこの際基金をつくらう、こういう考え方はまさに泥縄である、補正予算というものをいいたずらに膨張させるということには予算の意義を損なうものである、このように考えますけれども、いかがですか。

○木下政府委員 お答えいたします。

ただいま大臣から御答弁申し上げましたような平成元年度予算編成後に生じた理由によりまして、私どもが考えておりました難聴地域の衛星放送の普及が非常に予想外に低調であった、したがってこのままでは難聴を主目的とした衛星放送政策の実効性が確保できなくなってきた、したがってこの際緊急に補正予算によって措置するということが必要だということで提案をしたところでございまして。

○遠藤(和)委員 この難聴地域の解消ということとは、本来の政策経費なんですね。私は、やるのであれば当初予算に計上して行うのが筋であると考えています。

今お話がありまして、これ以上言っても結局筋違いで終わるのではないかと思いますので、もう少し先に話を進めたいと思いますが、本来当初予算で行うというのが筋ではないですか。ここだけ確認しておきます。

○木下政府委員 私どもの施策を実施する場合にタイミングがあると存じます。今回の場合は、先ほど大臣からの御説明もありましたとおり、先ほどの普及が予想外に低調だということとあわせて、この四月期がNHKの番組方針の変更というようなところから、その時期が受信者の普及に大変いい時期であるというところから、この際緊急にやりたい、本予算では間に合わないということでございます。

○遠藤(和)委員 じゃ、先に進みます。

附則第五条で「当分の間」となっているわけですが、これは具体的にどのぐらいの期間を考へておりますか。

(委員長退席、前田(武)委員長代理着席)
○大瀧政府委員 当分の間ということとは、私ども、NHKの衛星放送によりまして、難聴地域におけるこの受信設備が普及いたしました、難聴解消という本件業務の所期の目的が達成されるまでというふうを考えているわけですが、おおよそ十年以内というのをめどにしているものでございます。

○遠藤(和)委員 助成対象数は、先ほどお話がありました、大体十萬世帯ぐらいであるというふうになっておりましたが、十年以内で十萬世帯をやりたいということですが、これは計算が合わないのですよね。十年間で基金が三十億でしよう。金利は大体五％くらいに見積もりますと、運用益は年大体一億五千萬円ですね。一世帯当たりの助成金というのは、大体十萬円の四分の一だから二万五千円というふうになるわけですが、そうすると助成の対象世帯は十年間で六萬世帯ですね。助成対象数は十萬世帯と言ったのだけれども、実際は四萬世帯はこれがないということではないのですか。難聴地域の解消は、これはできません。

んということになるのではないですか、数字の上からいくと。これはどうなんですか。

○大瀧政府委員 大量生産というものの効果によりまして、徐々にこの受信アンテナであるとかあるいはチューナーであるとかいうような機器が低廉化の方向に向かっているのではないかと私も考えておりますし、そういう点で、先生御指摘のように、今までの値段、十万円がそのまますつと継続することになりますと、先生の御指摘のような結果になるわけでございますが、我々はそれを、低廉化を期待している面が非常にございます。

○遠藤(和)委員 それは見通しが甘いと思はるのですよ。大体、公共料金をこの春軒並み値上げしている。物価はかなり上昇基調にありますよ。そういうときに、パラボラアンテナとチューナーだけが下がるだろう、これは安易に過ぎていないと思いませんか。そういう見通しでやると、これは難視聴地域の解消というのとはもとと考えると、言わざるを得ないと思うのです。難視聴地域の解消のためにつくっているといいますが、全部はやれない、最初からそういう方針ではないのですか。

○大瀧政府委員 このような施策が行われますと弾みがつきまして、この難視聴解消というものが積極的に行われるのではないかと私も考えて、この施策を皆様に御審議をいただいておりますのでございまして。そういうことから、積極的に難視聴解消というものをやっていくというところは、私どもの本心に心から希望しているものでございまして、物価の上昇等も若干考えられますけれども、やはり年間五千件あるいは六千件というような実施の件数をさらに伸ばして、そしてこの十萬世帯の難視聴を解消したいというふうに考えているわけでございまして。

○遠藤(和)委員 多分に他力本願的な観測ではないかと私は思うわけでございまして。
この基金が目的を達成した後の扱いですけれども、例えば十年後に、おっしゃるとおり難視聴地域の解消がたまたまできたとしても、そうし

たら、その基金というのはいくうふうな形にするのですか。

○大瀧政府委員 本基金は、NHKのテレビジョンの難視聴解消の促進を図ることを目的として設置するものでありますので、その目的が達成されれば、基金の役割も果たされたことになるわけでございまして。

この目的が達成された後の出資金の扱いにつきましては、予算措置や法改正を要することになるわけでございまして、その時点において改めて御審議いただくことになろうかと存じます。

○遠藤(和)委員 今の法律で読むと四十二条ですが、この機構が解散するときは国庫に返還ということが規定されておりますね。解散しないときはその使い方について別途立法化することです。すね。こういう考え方でいいですか。

○大瀧政府委員 そのとおりでございます。

○遠藤(和)委員 まあ十年先どういふふうに使おうかというのを今から議論しても、大分先の話でございまして、これはおいておくことにいたしまして、この難視聴地域の解消のためにいうことからは、当該地域の受信料の問題でございまして、私は、地上の受信料と同様にすべきではないかと考えます。ところが、実際は高くなっている。普通契約の地上放送の受信料は現在、訪問集金で七百円です。ところが、この特別料金は千四百円でございまして、これは何で高くなっているのですか。

○大瀧政府委員 このカラーの料金というものが千七百円、それから、普通契約としまして、白黒のテレビの場合の契約が七百円ということに現在なっております。

それで、この特別契約という衛星放送のみを受信する場合でございまして、これは、最近の受信機はほとんどがカラー化されているわけでございまして、そういう意味で、この衛星の放送を受信するだけの特別契約料金というものは千四百円というふうにしていただいております。カラーの料金よりも若干低

いという料金に設定しております。白黒と比較いたしますと、白黒の方が非常に低いのでござい

ますが、白黒の普通契約というものは、過去のいろいろな状況の名残でございまして、過去の現実的には、衛星放送を受信するというような場合には、カラーがほとんどではないかということから、こういう設定をしているわけでございまして。

○遠藤(和)委員 私はやはり、そういう現状にはあるかもわかりませんが、白黒で衛星放送の契約をする人も中にはいるんじゃないかと思うのです。そうすると、やはり一番安い料金よりも安くしてあげるのが一つの目安ではないか、このように考えるわけでございまして、そのころは、最初の料金設定の算定基準というか、そういうものとはどのような感覚でおつくりになったのですか。

○大瀧政府委員 つまり、地上放送にかかわる受信料も衛星料金で賄う部分以外のNHKの経費について、その負担のあり方というものを総合的に勘案いたしまして設定されているものと理解しているわけでございまして。

○遠藤(和)委員 それから、難視聴世帯は十萬世帯と言われましたけれども、正確な把握というのはできていないのでしょうか。例えば、都道府県別の世帯数であるとか、あるいは市町村別の世帯数であるとか、そういうものは全部もう把握が終わっているのですか。この資料を見せてくれと言ったなかなか持ってこないのですが、これはどうなっておりますか。

○大瀧政府委員 いわゆる難視聴世帯の数と申しますのは、昭和五十九年から六十年間に実施いたしました辺地難視聴実態調査により約十萬世帯と推定しているわけでございまして。現時点で個々の難視聴世帯というものを特定することは困難ではございますが、NHKの放送局のいわゆるサービ

スエリアを示しますところの電界強度図、それから共同受信施設の整備状況等によりまして難視聴地域であるかどうかというところは把握できているわけでございまして。地方公共団体、NHKと

も十分密接な連絡を取りながら、円滑な業務の推進に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○遠藤(和)委員 今度の事業は地方公共団体も四分の一負担するということですから、地方公共団体、県がやるか市町村がやるかの別はありますが、少なくともやはり市町村におきまして自分のところにはどのくらいの世帯があるのだということがわかっていなければ施策のしようがないのです。いまだにはっきりしたことを言っていないのです。私どもこの間四国には大体どのくらいあるかと聞いたところ、七千世帯ぐらいですという話はあるのだけれども、じゃ、どこの市町村なのですか。大きい市町村はないところもあると思うのです。あるところはどのくらいあるか。私は少なくとも世帯の名前までわかっていないと現場の町村長さんは施策の推進のしようがないんじゃないか、このように思いますが、例えば市町村別の世帯数ぐらゐは公表できないのですか。

(前田(武)委員長代理退席、委員長着席)
○大瀧政府委員 先ほど御説明申し上げましたけれども、NHKの放送局の電界強度図といううなものとはかなり詳細に把握しているわけでございまして。それから、共同受信施設の整備状況等も十分に把握しております。したがって、地方公共団体は、さらにまたその地域住民の方の状況というものを町とか村という単位であれば把握しているわけでございまして、それらの方々と協力をいたしまして調査をさらに進め、申請をしていただけるような体制を至急整えてまいりたいと思っております。

○遠藤(和)委員 至急整えると言っても、もう既になければいけないのじゃないの。整えてから、まさに法律ができてから整えるという感じでありまして、実態がこうなっている、市町村別にはこれだけの世帯があつて、どこそこさんのうちはそのうですよ、そこまでわかっているならば市町村としてはこの事業を、きちんと自分たちも四分の一の負担金を出すのだから、政策を行うときに説明

のしようがないのじゃないかと思うのですよ。この法律が通りました、おたくの市町村では当該世帯はこのぐらいいりますよ、むしろ名前までは連絡してあげるくらい親切さがなければとても難視聴の解消なんかできないのじゃないか、このように思いますがどうですか。親切さが足りない。

○大蔵政府委員 その難視聴の状況と申しますのは、毎年、市町村というようなレベルから放送局に對しても非常に陳情があるというのが実態でございまして。しかしながら、NHKに關しましては五十九年度から既に地上波による中継局の設置というようなことはほとんど行っていないわけ

でございますが、民放の中継局の設置等に関しましては関係の市町村から陳情等が多数出ているわけでございます。そういう意味で、その難視聴地域の事態というものは十分に把握をしております。ただ、先生が御指摘のように、どこそこのうちというふうなところまでの資料が整っていないというところでございまして。

○遠藤(和)委員 それから、今回は都市における受信障害というのは対象外にされているわけでございますが、都市におきましても難視聴地域、限定的なところがございますけれども、ふえておりますね。この地域に対して今後どのような対策を行っていくのでしょうか。

○深谷国務大臣 私は都市の議員なものですから、特に遠藤先生御指摘のこの問題には深い関心を持っております。

今回の難視聴解消の対象は、あくまでも自然環境的な、そういう状態の中から難視聴になっている世帯を対象にしているわけでありまして。御指摘のように、都市の受信障害については現在六十七万世帯難視聴が起きているというふうに推定されます。高層建築物等の人為的な難視聴でありますので、従来から申しますと建造物の建築主の責任と負担を基本としてやってきたわけでありまして、御指摘のように、これから都市化がもっと激しくなるといいますと複雑多岐にわたりますので、建築主の責任だけで解消できないという部分

は相当出てきそうにございまして。

そこで私どもとしては、CATVだとかSHFなどを活用いたしまして対策を講ずるとともに、当然放送衛星を使っているかとかというようなテーマに取り組んでいかねばなりません。ただ、現在の時点でも三十度の角度でないとアンテナに受けとめられないというのを考えると、非常に狭いところで高い建物が建つておると簡単にはいかないという問題点もございまして。そういうことも含めて前向きに検討を進めたいと思っております。

○遠藤(和)委員 今大臣から御答弁をいただきましたけれども、確かに都市受信障害の原因者が特定できないケースが多くなっているわけですね。これは都市計画そのものにも責任がある、こういうふうにも言われるわけにございまして、原因者負担主義を貫くことがかなり難しくなっている場合があると思っております。

それから、共同アンテナよりも放送衛星でやった方がコストが安くなるのじゃないかということもありまして、早く解決できるのではないかと、このように考えておられて、これに対する助成措置と申しますか、恐らく基金が、十年後に使って終わったらこの辺にまた来るかも知れませんけれども、その辺をやはり弾力的に、都市の受信障害というのとは大きな問題であると思っておりますので、放送衛星を使った対策に対する施策ですね、この辺をやはりきちっと推進していただきたい、これを強く要望したいと思っております。

○深谷国務大臣 ごもっともな御意見でありますので、しっかりと研究、勉強を続けながら前向きで検討を進めていきたいと思っております。

○遠藤(和)委員 それから、放送衛星BS2bの寿命でございますけれども、これは来年の一月ごろまでである、このように言われております。現在運転はどうかやっていると状態のようでございますが、先ほどもお話ししました2X、これはアリアンロケットの失敗によりましてだめになってしまいました。今度八月にBS3aを打

ち上げる予定のようでございますが、これの供用開始は十一月ごろですね。そうすると、順調に十一月から供用開始されるかどうかという見込みとともに、この供用開始以前に2bがだめになつてしまった場合、これは契約受信料、先払い受信料は当然払い戻す、こういうことになるのですか。

○大蔵政府委員 いわゆる衛星放送が全く中止になったというのを想定いたしますれば、NHKの放送受信規約によりまして料金をお返しするということになるわけにございまして。その場合でも地上放送の料金はいただくということにございまして、端的に言いますと二千円の衛星放送の料金を、今地上放送と込みでいただいておりますので、地上放送だけという、千七十円という料金にならざるを得ない、こういうことでございまして。

○遠藤(和)委員 その場合は正確に払い戻すという明快な答弁だと思っております。

それから衛星放送の安定性の問題なのですけれども、今どうにか放送ができていたという状態じゃないかと思うのです。もともとBS2系の打ち上げに對しましては総額五百八十二億円のうちNASDAが四〇%負担しております。それから今度BS3系も大体NASDAが三五%負担する、こういうふうになっておられて、政府の技術開発予算といいますが、これがついては打ち上げですね。技術開発ということはいまのところではないのではありませんか、こういうふうな観点で私は持つておるわけにございまして、政府の技術開発予算で打ち上げた衛星を実用にしてすぐ受信料を取る、取っているんだけれども、いつとまるかわからぬという状態である、こういうことから考えますと、まだ衛星放送は実験中ではないか、こういうふうな感じがするのでございまして、ちよつと受信料を取る時期が早過ぎたのではないかと、このように私は考えておりますが、どうい

うか、このように私は考えておりますが、どうい

うか、このように私は考えておりますが、どうい

うか、このように私は考えておりますが、どうい

うか、このように私は考えておりますが、どうい

うか、このように私は考えておりますが、どうい

うか、このように私は考えておりますが、どうい

うか、このように私は考えておりますが、どうい

うか、このように私は考えておりますが、どうい

うか、このように私は考えておりますが、どうい

うか、このように私は考えておりますが、どうい

ございまして。現在、このBS2bの衛星の各部の状態を把握するためのテレメトリデータの精度が若干低下するというふうなことが生じているわけにございまして、現在、御承知のように、衛星放送は安定的に運用されているわけにございまして。この衛星が現状のままで推移いたしますれば、衛星放送の安定運用には支障ないと考えているわけにございまして。

一方、料金の問題でございまして、受信世帯数が百万を超えた時期になりますと、やはり負担の公平というのを図る観点からぜひ衛星放送の料金という制度をこしらえるべきだという御意見が多数ございまして、そういう意味で昨年の八月から受信料の徴収を開始したわけにございまして。当時は、七月末の状況でございまして、衛星の受信世帯数というものが推定で百六十二万世帯あったというところでございまして。このように料金をいた

だいでいるわけにございまして、安定性、継続性の確保には今後とも一段と努力をしてみたい、このように考えているわけにございまして。

○遠藤(和)委員 もっとたくさん質問したかったのですけれども、時間が参りましたので、最後に一問だけ大臣に聞きたいのですけれども、リクルート献金です。

報告書の提出は四月四日ということですが、何でそんなに時間がかかるのか私はちよつと理解に苦しむのでございまして。政治資金規正法によりまして、一口百万円以下の献金につきましてはその氏名を報告する義務は確かにありません。しかし、会計帳簿は常に常備しておかなければならぬわけですから、帳簿があればすぐに調査は可能ではないかと思うのです。もう一つは、大臣の政治資金団体は一体みんな幾つあるのか、この辺明確でないです。

この二点について、帳簿はちゃんとあるのかどうか、それから政治資金団体は幾つあるのか、もう一つは、現時点での政治的・道義的責任をどのようにお考えなのか、この三点についてお伺いしたいと思

います。

○深谷国務大臣 まず、四月四日の話については、私が発言をしたことについて続けての総理に対する質問の中で出てきた話でございませう。したがって、私の方で自主申告したものと、恐らく官房長官サイドであろうと思いますが、確認をして、そして発表するという日を四月四日と設定されたわけでありまして、私の方は昨晩も官房長官のもとに出かけていって詳しく御説明をいたしましたところでございます。

それから第二点の、政治結社が幾つあるかという点について私今正確な数字を持っておりませんので、後ほどお答えをいたしたいと思います。それから、政治資金規正法についての、つまり公表から三年間の帳簿についてはきちんと残っております。

○遠藤(和)委員 以上で終わります。

○上草委員長 次に、菅野悦子君。

○菅野委員 私は、法案に入る前に、大臣に、リクルート社からの献金、この関連の問題についてお聞きしたいと思います。一、二の点だけについてお聞きいたします。

一つですけれども、きのうの参議院予算委員会の答弁で、リクルート社の嘱託社員だった人についてのことですけれども、六十三年七月限りで退社してもらったというふうに大臣御答弁になっております。その人は今あなたの秘書だということについてもおっしゃっておられましたけれども、こういう御発言があったということは、大臣の頭の中にはどなたなのかということもはつきりしていらつしやると思うのですけれども、その人はいつからあなたの事務所に勤務をなさっていらつしやるのかということ、それからリクルートの嘱託社員になったのはいつかということについてお尋ねをいたします。

○深谷国務大臣 私どもの事務所には、どなたの事務所でもそうであろうと思うのですが、いろいろなボランティアの人たちが交互においでになります。選挙中になりますと、それこそ大変な数の人がボランティアでやっていたいております。

が、この該当する秘書につきましては、数年前から、最初は必ずしも、最初も後もうですが、出勤時間がきちんと決まっていたというのではなくて、いろいろと手伝つてくれておりました。したがって、その人がボランティアとして参加していたということは、私の事務所の者は皆承知していたと思ひます。

ただ私も、例の六十三年のリクルート問題が非常に大きく惹起された時点で、秘書や事務方に命じて、一たんその事務所のそういう意味での検討、調査をするように、こういうふうにしたわけでありませう。その結果、事務局からの報告は格別問題がありませんというものであったものですが、そのまゝ推移したわけでありませうが、格別問題ないというその処理の中には七月の時点で一切整理するということが加わっていたようである。そのときにその嘱託社員は、そのまゝ事務所に残つてくれて、後に秘書として採用したものでございませう。

○菅野委員 今のお答えなのですけれども、私はなぜこれをお聞きするかと申しますと、ある新聞社の報道なのですけれども、リクルート社の側からこの方に七年間給料が出ていたということがあるわけなのです。ということになりますと、これはどうなのか。結局それだけの長い間おたくに勤めていらつしやる方が丸抱えといひますか、七年間リクルート社から給与を保障されていたということになる可能性がありませう。ですから私は、お勤めになった日、それからリクルート社の嘱託社員になって給料をもらひ出したのはいつなのかということをお尋ねしたいと思ひます。

○深谷国務大臣 嘱託職員と本社との雇用関係というものは私どもの関知しないところであります。その人がボランティアで、あるいはどういう中身かわかりませんが、手伝つてくれる、それもきちつとした朝から晩まで、あるいは通勤もきちつとして一般の秘書のように勤めるといふことなしに手伝つてくれたという関係がずっと続いてきた、かなり優秀な人だったものですから、一定の時期で秘書に逆につく抜くような格好になったというところからいふふうには思つております。

○菅野委員 ちよつと大臣の御答弁には解せないのですけれども、結局あれですか、では、七月限りで退社してもらつた、その七月の時点で結局おたくの秘書に採用されたときだということですか。それまではボランティアだ。全くおたくの職員としてあるいは秘書としてのそういうあれはあくまでボランティアであつたということなのですか。

○深谷国務大臣 事務局あるいは政治活動についてさまざまな角度から手伝つてくださる人というのはいろいろいらつしやるわけでございます。

○上草委員長 菅野悦子君に申し上げます。本日は法案の審査でございませう、ただいまの質問は一般質問の際におやりいただきたいと思ひます。

○菅野委員 もう一つ、ではわかりやすい話でございます。

あなたの後援会にリクルート社から振り込まれていた会費の件なのですけれども、これもきのうのやりとりです。非常にはつきりしていると思ひます。八八年十二月までだとおっしゃいました。ただこれについては、今もおつしやうておられたように、昨夜訂正されております。これは十一月分までが十二月に振り込まれたのでついでに間違つたのだというふうな御答弁、御答弁というのです。夜訂正なされたというふうなことなのですから、では、これは十二月のいつ振り込まれたのか。この辺は非常に明らかだろつと思ひますので、御記憶が……(発言する者あり)

○上草委員長 本論を進めてください。

○菅野委員 いや、私は思つてのですけれども、我が委員会の所轄の大臣なんです。しかも資格にかかわる問題ということなんです。そういう意味では、私はこれはどうしても関連があるというふうに思ひますので、ぜひお答えいただきたいと思ひます。

○深谷国務大臣 きんのうのお答えの中に、十二月分をいただいたという発言はしてないのです。十二月まで振り込みがあつたということでございませう。でもともとういふ説明をしてまいりました。前の月の分でございます。したがって、きのうの夜になって訂正したというのとは訂正したとおつしやるのかわかりませんが、正確にはけさの記者会見のときに、一部の新聞に出ていたけれども、あれは十二月まで会費をいただいたというのとは間違ひです。そういうふうな言い方をしたのでございませう。

それから、一応官房長官の方に書類、詳細一切出しましてきのうも説明してまいりまして、四月四日の報告ということになっておりますので、私としてはすべてそこにはゆだねておつしやるつもりでございます。それから、個々にこれ以上答える気はありません。

○菅野委員 そうしたら、あと一つだけお聞きします。

では、振り込みが手違いであつたということだったわけですけれども、そのことがおわかりになつてお返しされた、返されたということをおつしやいますけれども、この点は手違いを正したということですから非常に明確だと思ひますが、あと一つ、返却したのはいつなのかということ、このことをぜひお聞きします。(発言する者あり)

○上草委員長 ただいまの御発言につきましては、後刻理事会を開きましてその取り扱ひを御協議いただきたいと思います。

○菅野委員 それはちよつとおかしいのと違ひますか。それでしよう。私さつき理事会で言つておきましたよ。ちゃんと。

○菅野委員 お答え願ひます。

○上草委員長 ただいまの質問は一般質問の中でおやりいただきたいと思ひますので……

○菅野委員 委員長がそんなこと言えますか。(発言する者あり) いえ、そんなことないのです。

ばつぱつと答えていただいたらすぐ済むのです。お願いいたします。

○上草委員長 議題外の発言は御遠慮いただきまして、本論をお進め願います。

○菅野委員 委員長にそういうふうな権限があるのですか。ちよつと横暴じゃないですか。あと一つ言つて下さいよ。記者団には一月に返したと言つて居るのですから、なぜ国会でそのことが言えないのか。言つて下さい。

○深谷國務大臣 何回も繰り返しますが、私発言を拒んでいるわけではありません。委員会の運営の關係でそういうことになっているのでございまして、私全く拒んでいるつもりはありません。

ただし、ただいまの何月何日に返却したかというところについては、詳細既に官房長官の方に届け出ておりまして、説明もしております。多分四月四日の発表のときに、それらを含めて発表されると思ひますので、ここでは控えたいと申し上げておきます。

○菅野委員 これで終わりますけれども、私がなぜこれを言つたかといふと、大臣の答弁はこの間くるくる変わつてきているのです。海部内閣の閣僚の自主申告のときには、その種の問題は一切出てきませんでした。また、三月八日の衆議院予算委員会では、一九八八年夏以降は完全に問題ない、それ以前についても、知る限り特別な關係はない、そういう答弁をなさつていたのです。これらが事実と違つていたという事は、この間の経過でも明らかなんです。ですから、そうなりまして、やはりこれは大臣として国会と国民に対してこれはどういふことになるんだ、はつきり言つておきたいと思ひます。このことについて、はつきり明らかなしておかなければあかんと、思つて私は言つたわけでございます。ですから、この点につきましては引き続きぜひ大臣の方ではつきりとした態度表明を望みたいと思ひます。それでは時間がありませんので法案の方に入りますけれども、通信・放送衛星機構法について質問をいたします。

間をいたします。

この点ですけれども、難視聴地域で衛星放送を受信するためにアンテナなどの設置をする世帯に助成金を出すというこの法案の趣旨については私も大賛成であります。ただ、これは補正予算で処理することには問題があるのではないかと、思ひます。補正予算は財政法の二十九条でも公務員給与など義務的経費や緊急を要する経費に限られていて、こういうことがあるわけですから、本来こういう施策は本予算できちんと行ふべきであるというところを指摘しておきたいと思ひます。

ところで、この改正案で助成の対象になる難視聴地域の問題ですけれども、この点では既に衛星放送受信用のパラボラアンテナ、こういうものを購入された世帯というのが八千世帯あると聞いております。今度こういう非常にいい趣旨の法案が可決するということになりますと、当然この八千世帯、早く買つて損をしたというふうな声が出るのではないかと、私は思ひますけれども、この点でさかのぼつての助成とかそういうふうな措置の検討をされたかどうか、また、そういう措置がどれくらいかどうかということについてぜひお尋ねをしたいと思います。

○大瀧政府委員 今回の助成措置は本法案が成立し施行された日以後に設置されるこの衛星放送の受信設備に対して行うということでございます。それ以前に設置された受信設備については助成の対象とはなりません。しかしながら、既に受信設備が設置されている場合においても、その受信設備が耐用年数の経過等によつて使用が困難になつて新たに受信設備が設置されるときは助成対象とするということも考えております。しかしながら、延々とこれを続けていくわけにはまいりませんので、一回程度にとどめたいと思つております。

○菅野委員 難視聴地域で高額のパラボラアンテナなどを購入する場合には補助金を出すべきではないかという議論は、放送衛星が打ち上げられた直後からあったことですね。そして八千世帯ということもあるわけですから、そういう点では今から措置をしていく世帯のことを、十万以上というところで考えるならば、この八千世帯に助成をさかのぼつて実施するという措置がとられてもいいのではないかと、思ひます。その辺を御検討いただきたいということを重ねてお願いを申し上げて、時間が参りましたので終わりたいと思ひます。

○上草委員長 次に、中井治君。

○中井委員 私も法案の質問に入る前に、大臣のリクルート献金の問題で一点だけお考え、御決意をお尋ねしたいと思ひます。

自民党さん、そして海部内閣のお決めたことになった倫理規程に従つてきちつと処理をされるのだからうと考えておりますから、中身のことは聞くつもりはありません。ただ、リクルート問題の場合には、特に労働省だけでなしにNTT問題等と深くつながつて居ることはもう御承知のとおりであります。その監督官庁の郵政大臣としてのお立場ということがあるかと思ひます。

同時に、午後からNHKの審議に入りますが、三百円の値上げをめぐる私ども本場に真剣に審議していかなければならない。そのときに常に反省をしていかなければならないのは、次から次へと出てくる今回のこの献金問題の金額の多さであります。特に私どもは、私自身は三年数カ月間落選をしておりまして、その当時、どこを歩きましても、政治家というのは金銭感覚が麻痺をして居るのじゃないか、こういったことで随分おしかりをいただきました。また、そのとおりだ、このように考えております。

郵政省そのものも、一枚の切手を破いてしまえば、これをどう弁償するかというところで大変厳しい、また厳しくやつてきたことで信頼を得て居る役所でもあります。その役所の担当大臣として、今回の事件をどのようにお考えになり、そしてどのような決意で国民の不安、疑惑、こういったものを解消していくおつもりか、その点だけをお尋ねいたします。

○深谷國務大臣 私はリクルート社から格別何かを頼まれて何かをした、そういう覚えがありませんので、自分自身ではやましい心はないつもりでおります。ただ、届け出るべきときに間に合わなかつたということ、そのタイミングのずれが今日のような問題になつて居ることにについてはまことに申しわけないと思つております。

○中井委員 それでは法案の質問に入ります。今回補正で処理をするということではいろいろ議論があつたわけでありまして、今地方自治体は、大体平成二年度の予算をもう既につくり終へ、審議もそれぞれの地方議会で終えて居ると思ひます。その地方議会の中で、今回の国の措置に伴つて対応しようという市町村が幾つくらいあるのか、御答弁願います。

○大瀧政府委員 この補正予算案に基金の創設に必要な経費が計上された段階で、この制度が発足し次第、各地方公共団体において助成制度を整備されるように私どもは各都道府県に対してお願いをして居るところでございます。

そこで、正確な数字であるとかこの県がというふうなことは明確ではございませんが、従来から難視聴対策経費というものを市町村でも持つて居るわけございまして、それを活用しようかというお考えの市町村と、さらに必要な経費を新たに予算案に計上しようというふうなお考えを持つておられるところ、いろいろございまして、それらのことに関しまして、御相談を受けて居るところでございます。

○中井委員 私どもも賛成の法案ですから別に構いませんけれども、補正給みでいろいろありまして、たまたま、郵政省の方は、どなたとは申しませんが、けれども、もう既に自治体では予算化をして當てにして居る、こういうことを言われて早く法案を通してくれという要請をされておつたことも事実であります。しかし、現実には今のお話を聞いておると、どこの自治体も結局正式に平成二年の予算にのせて待つておるといふわけではない、私はそのように思ふのであります。

そして、先ほどから質疑を聞いておりますと、

を図ること等となっており、業務の推進に当たっては、経営全般にわたり抜本的な見直しを行い、一層創造的で能率的な運営を目指すこととしております。

最後に、資金計画につきましては、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てたものであります。

郵政大臣といたしましては、これらの収支予算等について、慎重に検討いたしました結果、平成二年度の事業運営に当たって特に配慮すべき五つの事項を示した上で、おおむね適当なものと認め、お手元に配付されておりますとおりの意見を付することとした次第であります。

以上のとおりであります。何とぞよろしく御審議の上、御承認のほどお願いいたします。

○上草委員長 次に、補足説明を聴取いたします。日本放送協会会長島桂次君。

○島参考人 ただいま議題となっております日本放送協会の平成二年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして、御説明申し上げます。

平成二年度の事業運営に当たりましては、高度情報社会における視聴者の多様な要望にこたえて、地上放送の充実刷新、海外への情報提供の強化、衛星放送の一層の普及促進に努めることとしております。

しかし、財政的には収入の増加及び経費の節減などの経営努力を図ってもなお、極めて厳しい状況にあります。

こうした状況を打開するため、協会は、経営全般にわたり抜本的な見直しを行い、さらに、広く視聴者の意向を吸収するとともに、外部有識者による提言をも踏まえ、一層創造的で能率的な運営を目指すことを基本とし、平成二年度から五カ年間の経営計画を策定しましたが、新しい放送の時代における公共放送としての使命を果たすためには、やむを得ず、平成二年度から受信料の改定をお願いしなければならないことになりました。

新しい受信料額は、訪問集金において、カラー

契約は千三百七十円に、普通契約は八百九十円に、衛星カラー契約は二千三百円とさせていただきます。また、口座振替につきましては、従来どおり訪問集金から五十円減額いたします。

なお、沖縄県につきましては、特例措置を継続して、本土に対し、百五十円を軽減することとしております。

次に、平成二年度の主な事業計画について御説明申し上げます。

まず、建設計画につきましては、衛星放送設備の整備を進めるとともに、放送番組充実のための機器の整備を行うほか、老朽の著しい放送設備等の取りかえを実施することとして申し上げます。

次に、事業運営計画について申し上げます。国内放送におきましては、国民生活に必要不可欠な情報など多様な番組を編成するとともに、特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施するなど、公共放送の使命達成に徹し、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努めてまいります。

また、衛星放送につきましては、国際情報を中心に魅力ある番組を編成して、一層の普及促進に努めます。

一方、諸外国の日本に対する正しい理解を促進するため、海外への映像情報の提供を拡充することとして申し上げます。

国際放送におきましては、ニュース・インフォメーション番組や各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じて国際間の理解と親善に寄与するとともに、海外中継を拡充し、効率的な受信の改善を行います。

契約収納業務につきましては、受信料負担の公平を期するため、新受信料額の早期定着と受信者の把握に努めるとともに、営業活動の刷新と事務の効率化をさらに推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図ることとして申し上げます。

調査研究につきましては、番組視聴状況等の番組調査と、新しい放送分野の技術開発研究、放送技術発展のための基礎研究を推進し、その成果を

放送に生かすとともに、広く一般にも公開することとしております。

以上の事業計画の実施に当たりましては、経営全般にわたり業務の効率的な運営を一層徹底し、要員につきましては、年度内二百八十人の純減を行い、給与につきましては、適正な水準を維持することとしております。

これらの事業計画に対応する収支予算につきましては、一般勘定において、事業収支で収入総額四千八百四十五億九千万円を計上し、このうち、受信料については、四千六百九十九億円を予定しております。これは有料契約総数において、三十三万件の増加を見込んだものでございます。

また、副次収入など受信料以外の収入につきましても、その増加に努めることとして申し上げます。

これに対し、支出は、極力圧縮に努め、国内放送費などの事業運営費、減価償却費、支払利息など、総額四千四百八十億四千万円を計上しております。

事業収支差金三百六十五億五千万円につきましては、このうち、百五十億九千万円を債務償還に充て、二百十四億六千万円を翌年度以降の財政安定のため、繰り越すこととして申し上げます。

次に、資本収支につきましては、支出において、建設費六百二十八億円、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等への出資に四億四千万円、放送債券の償還等に二百二十九億三千万円、総額八百六十一億七千万円を計上し、収入には、これらに必要な財源として、減価償却資金、放送債券及び借入金など、合わせて総額八百六十一億七千万円を計上しております。

なお、受託業務等特別勘定においては、収入五億二千万円、支出四億三千万円を計上しております。

最後に、資金計画につきましては、収支予算及び事業計画に基づいて、資金の需要及び調達を見込んだものでございます。

以上、日本放送協会の平成二年度収支予算、事

業計画等につきまして、そのあらましを申し上げましたが、今後の事業運営に当たりましては、協会の事業が視聴者の負担する受信料により運営されていることを深く認識して、一層効率的な経営を目指すとともに、すぐれた放送を実施して、協会に課せられた責務の遂行に努める所存でございます。

委員各位の変わらざる御協力と御支援をお願いし、あわせて何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○上草委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○上草委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。園田博之君。

○園田委員 今度のNHKの予算は受信料の改定という一つの御提案が中にあるので、もちろん受信料の改定がなければいいというわけではないのですが、改めてNHKとしてはこれからの事業計画を、今までのものをいろいろチェックしながら、さらに収支の面を中心にして改善計画をお練りになっているのだらうと思うのです。

NHKというものは、最後に会長がおっしゃったように確かに視聴者の受信料から経営が成り立っておりますから、そういった面は特に配慮しなければいけないのですが、一方で公共放送として国民にあまねく公平に、しかも質のいいお知らせをしなければならぬという使命も持っておりますわけでありまして、そういった意味では大変な使命がNHKにあるわけです。特に今回はそういったことで受信料の改定ということもありましたので、私は収支の面を中心にとお尋ねをしてみたいというふうに思っております。

先ほど会長の補足説明の中で五カ年計画ということもちょっとお触れになりましたけれども、この五カ年計画なるものの基本的な考え方といいますか、その辺のことを最初に御説明いただきたいと思います。

○尾畑参考人 お答えいたします。

先生御案内のように、平成元年度のNHKの予算を御承認いただくに際しまして、長期計画を今欠けておるので大至急つくりなさいという御命令を受けました。昭和五十九年度から六十一年度の三カ年計画がありましたけれども、これが欠けた状態になっております。

そこでNHKは、こういう多メディア時代、国際化時代それから地域のそれぞれが発展を指して頑張る時代というように難しい、前の計画とは随分社会が変わってきておりますし、私どもの放送を取り巻く環境も一変しておりますので、その中で、国会から御指示を受けました長期計画はどのぐらいかというのを部内でも検討いたしましたし、それから外部の先生方、各界各層の先生方に集まっていただきまして、去年の七月から長期計画審議会というのを設けまして検討いたしました。それで長期計画というのは七年か五年かだろう、しかしこれからの社会を見通すのはぎりぎりいっぱいいて、やはり五年ぐらいじゃないだろうかとということになりまして五年間を見通した計画を立てたわけでございます。

その中で何よりも大事なことはやはり放送の充実であります。今先生が御指摘のとおり、内外にわたる放送の充実、これを中心に真剣に検討いたしましたところ、御存じのように平成元年度から赤字の予算になっておりまして、この間の不足額が御案内のような五年間で五千億円ぐらいいなりまして、会長が説明いたしましたように節減と増収の努力を一生懸命図りましてもこのぐらいいの不足額が出るということで、非常に事業内容の充実、刷新に努めますけれども、こういう計画をつくらざるを得なかったということでございます。何とぞ御理解いただきたいと思っております。

○園田委員 これからの経営計画といいますが、このことについて幾つかお聞きしてみたいと思います。

いつも問題になるのは受信料の契約締結率というのですか、私の記憶ちよっと間違いかも知れ

ませんが、まだ百万世帯近い未契約世帯があったのじやなろうかと思うのです。これをある意味では公平にしなければいけないわけですから、これはもう残り一世帯でも受信料を払っていただかなければ困るわけですね。これは一〇〇%になるようにこれからまた努力をしなければならぬわけですが、そのことが収入の増加にもつながるわけでありまして、今までも努力をしておられるのでしようが、これからは新しい手段も少し考えながら締結率というのを高めなければいけないと思うのです。その辺の手段を何か考えておられるかどうか。

それからもう一つは、昨年からの衛星放送料金を設定されました。昨年この御提案があったときに、衛星放送としての三カ年か五カ年かの御計画を提示されたと思いますが、あれから約一年たつて衛星放送の契約の状況が一体どうなっているのか、それから、あのときの目標が設定されていたのですが、今後の目標がどうなっているのか、御説明をいただきたいと思っております。

○高橋参考人 先生御指摘のとおり、三百万近い未契約者がおります。この捕捉は私も実は一番頭を痛めているところでございまして、この方たちのはほとんどは、私もテレビを持っていないと想像しながら実は契約に結びつけていない方たちで、実態を調べてみますとNHKとの契約拒否というのが一部十六万ばかりございまして、残りの大半は転勤だとか住まいが変わるとかいうことでなかなか私も捕捉できないわけでありまして。私も私としては放送その他を通じて、転勤の時期などについては積極的にお知らせくださいということをお願いしておるわけですが、はかばかしい効果が上がっていないということが事実でございます。

そこで、今度の五カ年計画の中では、従来NHKとの契約者で私どもは視聴者リストというものをつくって捕捉に努めておったのですが、今後は家屋の管理ということで、この地域にはこういう家屋があつて、この家屋の方は契約しているある

いはしていないというようなことで、してないところには頻繁にお伺いして、本当にそこが空き家になっているのかお住まいになっているのかを確認しながら、お住まいになっているならば契約をお願いするというところで辛抱強く説得してまいりたいなというふうに思っております。そのほか、NHKだけで移動管理をするのは、捕捉をするのは限度がございまして、今後はいろいろな企業の方たちとかあるいは地方自治体その他も含めながら御協力を得ながら、移動の捕捉をより正確にしてまいりたい、そういうことで取納に結びつけてまいりたいというふうに考えております。

それから、もう一点お尋ねの衛星の契約でございますが、昨年の八月に有料化を御審議いただきまして、目下契約目標達成のために鋭意努力している途中でございまして、二月末現在普及数は二百二十七万三千普及しておりますというふうに私どもは推定しております。それで、年間の契約目標を百三十八万件ということで私も計画を決めましたので、この計画目標に対しては契約の実績は七六・八%ということで、さらに残された期間、契約目標達成のために鋭意努力しておるという途中でございます。

○園田委員 これは大変だろうとは思いますが、とにかく締結率を早く高める方法等、やはり地道な努力を続けてもらわなければだめだと思うのです。衛星放送の方も進捗率七六・八%とおっしゃいましたが、当初の目標まではあと一カ月ぐらいい残っているのでしょうか、やや感じとしては契約する率が低いなという感じがしますね。これは契約をしてくだらない方にはそれぞ理由があるのでしょうか、やはり契約することの方が公平ですから、そのための努力はぜひ今後も続けてもらいたいと思っております。

さて一方では、これも御説明にちよっとありましたが、収支を改善するためには契約締結率も高めなければならぬけれどもそのための費用はなるべく少なくする、こういうことをおっしゃっているわけですね。まあ裏腹。数字の上ではもちろんそれはいいのですが、そうなる、これはうまくいくのかなという気もしないでもないのです。いわゆる営業経費というのですか、NHKで営業経費というのがございまして、契約をするための経費をこれから少なくしていくのだ、こんなことも言っておられますが、どんなことを考えておられるのですか。

○高橋参考人 お答え申し上げます。NHKの衛星を含めた受信料の取納は、現在訪問集金とそれから口座ということでもつていただいておりますが、全体の中で口座は七五%まで拡大してきておりますが、かかっている経費の八〇%はほとんど人的経費であるということが言えるわけでございまして。したがって、この人的経費を効率的に圧縮していかなければ、なかなか営業経費率の削減というものは今日物価が上がっている中で難しいものでございまして、私どもとしては全国三千を超える地域に分けて具体的に取納活動をやっているわけですが、この地域の再統合と申しますが、そういうことによつてそれにタッチする集金をできるだけ効率的にしていとか、あるいは口座をどんどん促進して私どもが訪問集金の件数をさらに減らしていくというような努力によつて営業経費を削減するというようなことに目下努めておる最中でございます。

それで従来、受信料を集めるための営業経費としては一八%を超えておりましたけれども、この五カ年間のうちにはこれを一五%まで縮めたというふうなことを考えているわけでございます。そして、ぜひそういう方向で金のかからない営業活動といいますが、効率的な取納というものに努めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○園田委員 ちよっと質問が逆になったかもしれませんが、このほかに副次収入をふやすとかいろいろな施策を立てておられますね、収支改善のために。この副次収入だとか今申し上げた要員の効率化の問題だとか一番最初にお聞きした契約締

結率を高めるとか、このようなことは別に今度初めて立てられた目標ではないわけでありまして、今までも三カ年なり五カ年の計画の中で必ず目標を立てて実行してこられたと思うのです。

では、今までやってこられた結果どういう成果が上っているのか、この辺のことを、ちょっと順序は逆になりますが教えていただけませんか。

○尾畑参考人 先生のおっしゃいましたように、NHKは受信料で成り立っている企業体でございまして、この六年間、昭和五十九年からの三カ年の経営計画及びその後の三年間、この間にも最大限の企業努力をやっております。

例えば、一つは要員の効率化でございまして、これにつきましては、国際化、それからいろいろメディアも抱えておまして仕事はふえておりますけれども、要員の効率化については、六年間で純減で千六百十八人減らしております。それで、非常に厳し中で仕事をさせております。

そのほか、一般運営経費につきましてはマイナスイニングをやっております。六十二年度はゼロシリングでありまして、六十三年度は五%のマイナスイニングでありまして、それから、番組単価も据え置いてきております。

それから、先ほど営業総局長が申しましたように、営業経費の削減につきましては、具体的に営業総局長高橋理事が申し上げましたので繰り返しません。そういう方向でできるだけ受信料を削減して経営努力をするという方向を徹底してやってまいっております。

○園田委員 これもまたちよつと後になりましたけれども、今度は郵政省にお聞きをしたいのですが、今回のNHKの今後の経営計画に対する郵政省としての所感といいますか、ありましたりはないですか、厳しいところは厳しく、できたら大臣の方から御感想をお聞かせいただきたいと思います。

○深谷国務大臣 このたび出されましたNHKの経営計画は、社会の変化と公共放送の役割を認識した上で、今後の五年間にわたる経営のあり方を

具体的に示しているのと受けとめました。そして、外部の有識者による長期展望審議会、こういうところでの提言も踏まえて慎重に点検をしたというふうな思っております。今後の重点課題や事業運営の近代化、合理化についても言及しておりますが、私どもはおおむね妥当と思っておりますが、この中身をきちつと一つ一つ踏まえて前進していくことを望みたいと思っております。

○園田委員 郵政省としても、これはやはり一つ一つ個別にやらないと、全体の計画はこれが正しいからとか何とか言っておられないと思うのです。やはりそれぞれ国民、視聴者の一人一人が受信料を払っていくという事実を踏まえて、厳しい御指導をしていただきたいというふうに思っています。

さて私は、先ほどの当委員会では採決をされた法律に関係があるのですが、この難視聴対策というものに私個人としても大変な興味を持っております。今、この難視聴対策を少しでも解決しようというところで通信・放送衛星機構法の改正案が委員会では採決されたわけですが、本堂を言え、こんな法律ではなくて、もっと早くこの難視聴地域がなくなるような対策を考えてもらいたいと思うのです。もっと早急にこれは考えなきゃいかぬと思っております。さっきの何人かの方々の質問とちよつと重複するかもしれませんが、この難視聴対策について、NHKなり郵政省でそんな法律をつくられたばかりですが、特別にそのほかにこういう方法で解決できないかというのを考えておられれば、ちよつと教えてもらいたいと思っております。

○中村参考人 お答えいたします。先ほど午前中の会議でも、衛星による難視聴解消に、衛星放送で解消を図るということと五十九年度からNHKは実施してまいっておりますけれども、それ以外に、受信者から受信相談が地元の放送局に参っております。

これにつきましては、できる範囲で受信指導、具体的には高性能のアンテナにかえてみるとか、

あるいは途中で、増幅器といまして電波を強くする、一般的にはブースターと言っておりますけれども、そういうものを取りつけて改善を図るとか、こういうような地道な受信改善努力は今までも続けてきておりますし、これからは継続的にやって、なるべくいい画質で、いい音質で見たいだけのような方策は続けてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○園田委員 実は、数日前に私の選挙区の一視聴者から手紙が参りまして、大変厳しいことが書いてあるのです。簡単に言えば、この難視聴対策を解決しなきゃ不公平だ、こう言うのです。これを解決してくれなければ受信料の改定は認められないって書いてあるのですが、気持ちよくわかるのです。

特に、今テレビというのは、どの地域にいても情報を公平に同じ時間に知ることができるといふ意味では、このテレビほど——新聞は必ずしもどの地域にいても同じ時間には情報を入手することではないのですから、このテレビというのは、そういう意味では非常に大事なんです。そういう意味で、この難視聴対策をまた新たに考えられることはぜひ考えてもらいたいというふうに特に要望いたします。

私は、郵政省にちよつとこの難視聴対策についてお聞きしたいのです。

NHKの場合には、先ほどお話を聞いておりました、残り十萬世帯ぐらいた、こうおっしゃっていましたが、これが民放になりますと、これはもう相当な数なんです。私は熊本に住んでおりますが、熊本の天草の片田舎なんです、私の家の実家でも、熊本の場合で、民放は今四局になりましたが、そのうちの二局は見えないのです。まあ全然見えないということはありませんが、きれいな画面で、きれいな音声でこれを見ることができないのです。

熊本の場合で、私の記憶に間違いなければ、NHKが中継塔が八十一本だったかな、民放四局のうち二局もやはり八十本か八十一本あったので

す。そのほかの二局がたしか三十本ぐらいたしか中継塔がないのです。この中継塔をNHK並みに立てることができれば、熊本県内でも難視聴地域というのはそうはないと思うのです。もう極めて特殊な地域しかないと思うのですがね。しかし現実には、民放四局ありながら、そのうちの二局はほとんど見れないという地域が相当世帯あるのです。

そこで私は、郵政省にもお願いをしたこともありましたし、自民党の税制調査会なんかでも、特別な措置をしてやたらどうだ、そのことによつて我々が民放各局に働きかけをして、そして中継塔を立ててもらふこともできるじゃないか、こういうお願いをしたのですがなかなかかどらない。そこで、郵政省としては、これは相手が民放ですから、民放の設備投資によつてしかこの中継塔はできないわけですから、郵政省が予算を組んで立てるといふことはできないのしょうが、何か対策は考えておられると思うのです。何らかの形でそれを補助して、なるべくそういう地域をなくそうというお気持ちはおありになると思います。何か具体的に指導しておられますか。

○大瀧政府委員 民放の難視聴に関しては、先ほど来、四十萬世帯が難視聴世帯だということをおも申し上げたことがございますけれども、これは、民放が一波も見えないという地域に四十萬世帯の方が住んでおられるということでございます。この民放間の中継局の差というのも現実は大変あるわけございまして、これはやはり後発局はなかなか中継局の建設に手が回らないという現実があるわけでございます。

さらには、NHKと民放の間でも大変な格差があるわけがあります。NHKの置局のスケールと同じように民放を設置していくことのためには、現在民放が六千五百局ほどございますけれども、さらに五千五百局もの局を設置しなければならぬというのが現実でございます。一方、NHKは、総合では三千四百五十三局、教育では三千四百七十七局というような大変数の多い置局をし

ているわけでございます。したがって、今後とも民放に對しましては、NHKとの格差の是正と、さらにはまた民放間の先発局と後発局の格差の是正というようなことを一層促進するように指導してまいりたいと思っております。

何しろ難視聴の解消というように地域住民の要望は依然として強いものがございます。しかしながら、難視聴地域の山間地域であるというようなことから散在化していますし、また地域が狭域化しているわけでございまして、いわゆる難視聴解消率が非常に悪くなっていることも事実でございます。そのために、先ほど御審議をいただきました、NHKの難視聴地域には衛星放送の受信設備の普及が促進されるような助成措置を講ずる法案を提出したところでございます。民放に關しましては、今後とも税制等の支援も十分に行いまして、一層中継局の設置を促進してまいりたいと思っております。

○園田委員 今おっしゃったように、四十万世帯は一波も見えない地域ですからね。民間放送がNHK並みに見えない世帯というのは恐らくもっと膨大だと思っております。その実態を踏まえまして、これはやはり、税制措置も確かに一つの大事な方法、しかしこれもなかなか認めてくれませんね。何らかの補助措置といいますが、そういうものを設けますとこれはかなり済みと私は思いますよ。我々だけじゃなくてその地域の方々がそのことによって、その会社に働きかけをして、国でもこんなことを考えているじゃないか、そうしたらあなたたちももう少し責任を持って、我々が見るように設備投資ぐらいたらどうか、こういうふうな運動を促進することができまして、やはりそれだけの責任感が出てきますから、何らかの方法を早く実現するようにぜひ考えてみていただきたいと思っております。

さて、今NHKの収支の改善を中心にして私はお聞きをしたわけでございますが、先ほども私が申し上げた、私の選挙区から来たNHKの受信料改定に対する意見書の中には、きょう持つてこ

かったのですが、かなり厳しいことが書いてありまして、親方日の丸のNHKはなんて書いてあります。やはりそういう目で見てはならないですね。どうして我々の受信料で経営しているのではありませんかという感覚があつて、少しでもNHKに落ち度があればそういう感覚になるのもやむを得ないという部分があると思うのです。これがNHKの使命ですからね。

そこで、会長の声を私が質問に立つてから一つも聞いておりませんから、最後に会長に、これから五年間にわたって決死の覚悟でNHKの運営を進めるといふ御決意のほどをお聞かせをいただいで、質問を終わらせていただきますと思います。

○島参考人 私ども公共放送でありますNHKに對して、国民各界各層からいろいろな意味での御批判あるいは御鞭撻、いろいろな声があるということは十分わかっておりますし、私どもも一生懸命やってきましたつもりでございますけれども、過去を振り返りますと、やはり今先生おっしゃったとおり親方日の丸的な体質が全く消えておるといふことではございません。

ほかの役員から申し上げましたように、まさに今NHKは大変な時期を迎えておりますし、放送をめぐる国際環境、国内情勢というのは非常に複雑になってきております。その中で聴視料の改定という御負担を国民に願う、このことがいかに大変なことかということは我々NHK全職員身にしみて感じております。したがって、今度立てました五年計画を完全に間違いなく履行、ちゃんとやりまして、そしてやらないとNHK、公共放送の将来はあり得ないというぐらゐの決意を持って当たっておりますので、よろしく御鞭撻願いたいと思っております。

○園田委員 終わります。

○上草委員長 次に、鈴木恒夫君。

○鈴木(恒)委員 日ごろから情報の伝達あるいは文化の保護、創造、さらには娯楽の提供という面で国民にサービスをしてくださっておりますNHKの皆様方に、国民の一人として感謝と敬意を表

します。

私も、国会に出てまいりますまではばくの間、十五年ほどでございますけれども毎日新聞の記者をしておりまして、近代の文明社会におきましてマスコミの持つ役割、またその責任というものがつきまちは人一倍関心を持っておりますものでございます。古来よく言われることですけれども、新聞のない政府よりも政府のない新聞、その方が近代国家は望ましいという言葉がございまして、私も、まさにマスコミの果たす役割はこれからますます重要になっていく、私はそういう立場でございまして、みずからの経験に照らして多少辛口になるかわかりませんが、主として報道という面から少し、島会長初めNHKの皆さんの御認識を御披露いただきたいと思ひます。

NHKのニュースを見ておりました非常に気になることが実はございまして、これは率直に申し上げておもしろくないというところでございまして、私も新聞社におりましたころは、いかに報道の表現に工夫をするか、ほかの社よりも感性的にすぐれたといひます。分析力の鋭いといひます。そういう報道をしなければならぬと心がけて、言葉にも随分気を使つて原稿を書いたものですけれども、NHKのニュースというものは常套語といひうのがあり過ぎるに思ひます。

例えば、ローカルニュースなどを聞いておりますとよくぶつかる言葉でございましてけれども、けんかがあつた、そのけんかは加害者が警察に逮捕されたといひうなニュースが出てくる、その報道は必ずと云つていいほど、けんかの取っかかりになったのはささいなことから口論になりと、NHKの報道は必ずこの言葉が出てくる。問題は、そのささいなことといひうのは何なのかといひうことをみんな知りたいわけですが、大体そういう表現でいつてしまふ。それが一例でございまして、そのニュースのキャスターについても、昨今はキャスターといひうものが視聴率を左右する時代になつてまいりました。私の昔の仲間が随分キャスターをやつておりますから、あちこち拝見します

けれども、NHKのキャスターにしても本来個性的な方ですよ、今キャスターとして活躍されているNHKの方は、ところが画面に出るとどうして民放に比べて個性がなくなつちやう。もつと彼らも地を出してやつてくれればいいのになと思ひうようなことがあるのですけれども、なかなかそうはいかない。これは何が邪魔をしているのか。島会長は私の先輩と一緒に現場を駆け回りつたこともございまして、NHKの個性を埋没させているのは一体何なのでしようか、そこところの認識からちよつと伺わせていただきたいと思ひます。

○島参考人 先生御存じのように、NHKというのは、本格的な放送機関として始めたのは戦後でございますし、私どもやつておるときには新聞社に追いつけ追いつけという合言でございまして、我々の出しているものは放送でございます。したがつて、どうしても新聞記事、新聞活字面の影響というのは非常に根強く体質としてNHKニュースの中に残つていふことがございまして、私も十数年前「NC9」といふ番組を新しくつくりました。本当に先生おっしゃる通りに、我々の持つていふメディアは映像の持つ迫力と音声と同時に、それに新聞ではなかなか伝え切れない端的なわかりやすい表現、そういうものを心がけさせるように、私自身も含めまして現場も随分指導してまいつておりましたけれども、残念ながら今おっしゃつたささいなこととか、きょうは日曜日とあつてとか、ふだん全然出てこない言葉を、残念ながらきょうのニュースでも恐らくやる場合があるんじゃないかと思つております。

ですからそういうものもひつくるめまして、私どもはこれから改善すべきところはたくさんあるのですけれども、ただ一つ私ども申し上げたいのは、新聞、民放はそれぞれの立場がございまして、しかしNHKは、あくまで公正中立、放送法のきちつと示してある線に沿つた放送をやらなければいかぬ。しかし、だからといひてかた苦しめて、い

わゆるわかりづらいということでは困るわけでもないです。

いずれにいたしましても、我々は何がニュースかということについて素材を集めるということについては国内、国際的に相当の布陣をつくっているとは思いますが、その素材をいかにわかりやすく、いかに印象深く視聴者の方々に伝えるかというエディタリヤ的な仕事について非常に足りないということは私自身も十分自覚しておりますので、今後努力したいというふうに考えております。

○鈴木(恒)委員 島会長おっしゃられるように、これからのマスコミというのは、新聞を初めとする活字組よりは見るとか聞くとかというビジュアルなもの、ヒアリングするものとかという方に比重が移っていくと思います。これは何かといいますと、時代のテンポが非常に速まっておりまして、速報性というものにマスコミの命がかかってきている、強まってくるというのだと思います。その速報性、例えば「翔ぶが如く」をやっているときに地震でも起きれば、ぱっとテロップが出るのですから、NHKの命は、これだけ民放に比べてネットを張っていらつしやるシステムの上にあるわけですから、より速報性というものを生かしていく、それがまた公共性にも通じるところだと思います。

そこで、先ほどのお話で、尾畑理事でございましたが、六年間で千六百十八人人員削減をしたというお話がございましたが、報道記者といいますが、そこら辺の推移はどういうふうになっておるのですか。報道記者も減らしていらいつしやいますか。

○遠藤参考人 先生御指摘の点でございますが、この人員削減はあらゆる部門にわたって行っておりますが、しかし放送の充実ということは重要でございます。それから、この六年間の中でまた新しい事業も放送面では展開しております。一方で削減しながら、充実すべきところは充実するという中でいろいろな配置の転換を行いながら、報道体制には万全を期しておるというのが現状でございます。

道体制には万全を期しておるというのが現状でございます。

○鈴木(恒)委員 くだいようで申しわけありませんけれども、NHKの命が速報性ということに比重を置くとするれば、報道記者といいますが、これは国内ももちろんのことですが、国際社会における報道の拠点を置くという意味でも、私はそのところは——それは全体的な経営としては、もちろん赤字体質を直すためとか経営の健全化のためには人員削減というのは当然考えなければならぬと思います。けれども報道の現場にそのしわ寄せが行ってはならぬと思います。そこそこ遠藤さんというふうにお考えですか。

○遠藤参考人 先生御指摘のように、正確で迅速な報道というのは公共放送のNHKの最大の使命だと私も思っております。ですから、効率的な業務運営の中でも、NHKの公共性の一歩インフラであるこの報道部門については、きちっとした目配りをしながら今後の運営も進めていきたいと思っております。

先生御指摘のように、例えば海外での支局の展開もその時代時代に合った、例えば東欧でこれだけの激動が起きたときには、そこにどういった人員を配置するかということでは、今までのような固定的な考え方にとらわれずに機動的にそういう配置もしながらNHKとしての使命を達成していきたい。また、機材面でも、この五カ年計画の中できちっとした充実を行い、皆さんに御心配をかけるように、あるいは皆様に御満足いただけるような報道体制をいいていきたいというふうに考えております。

○鈴木(恒)委員 そのところは十分に御配慮をいただいて、経営の改革の中でも御配慮を加えるべき問題だ、私はお願いをしておきます。それから、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、公共性にとらわれ過ぎて報道におもしろみがなくなっている。それと同時に、もう一点、これからのNHKに望まれることの一つには、専門記者といいますが、つまりある事象が起きる、例えば東欧

なら東欧問題が起きる、それを直ちに分析もし、洞察力のある見通しも述べられるといいますが、専門記者制度というものを新聞社などはかなり採用しかかっておりますけれども、これも厳しい予算の中で考えていくべきことではないかと私は思いますが、この点はある程度配慮を加えられていらいつしやいますか。

○島参考人 御指摘のとおり、専門記者といいますが本当の意味での報道の専門家、あらゆる分野についてこれを育てること、この人間がどれだけできるかということに我々の放送の報道の命がかかっておると思います。特に、私は、この数年間、局長とか部長とか会長になるよりは、本当に専門知識を積み重ねた人間が、それだけの報酬なりいろいろの面で有利になるように大いに制度を変えつつありまして、現に、例えばある人間を、専務理事待遇の記者ということも既につくっております。そういうことで片っ方では優遇しながら、腰を落ちつけて五年でも十年でも例えば外国へ駐在して、そういうことができるような体制をようやく整えたところでございまして、先生の御趣旨は十分対処していきたいというふうに考えております。

○鈴木(恒)委員 ぜひその路線はこれから強化をしていただきたいと思っております。とりわけ、国際的なニュースというものが瞬時を置かずにして飛び込んでくる時代でございまして、海外の拠点づくりと同時にそうした国際性のある記者を養成する必要がありますのだから、これはぜひお願いをしておきます。

もう一点、細かなことになりましたけれども、人員の問題と関連をして、私は勉強不足なんですけれども、NHKの国内における取材ネットワークというのは、他の新聞社、通信社などに比べてもっときめ細かくいっているのではありませんか。それとも、さつき尾畑さんがおっしゃいましたが、コンパクトに体制を切り詰めるながらやっていっているのでしょうか。拠点はふやしていついていらいつしやいますか。そこそこはどうかというふうなところをいらいつしやいますか。

すか。これは一般論で結構ですけども、海外支局網などの趨勢について御説明いただきたいと思っております。

○遠藤参考人 御指摘の点でございますが、まず国内の取材拠点でございまして、これは過去六年間の中でもあるいは今後五年間の中でも拠点そのものは若干整理していきたいというふうな思っております。これは、先ほどから申し上げましたように、経営の効率的な運営という使命もございまして、ただし一方で、私どもとしては報道取材体制の充実ということもあるのですが、報道取材体制の充実とは社会の状況によって仕方が随分変わってきております。

昔のように通信部という形で置くことが適切かどうかということでは、今先ほどから議論になっております映像化時代の中では、記者が一人でそこにいるよりもカメラマンと機動的にある地域を歩き回って取材をするということの方が映像化時代の取材体制にはいい。そういうようなことでは拠点を統合しまして一人体制から二人体制にしていくというような形をする、あるいはもう少し大きなテレビ中継車を置きまして、それで地域を回って歩くという新しい時代に合った取材体制に変えていくということでもございまして、従来の拠点という考え方からいいますと減らしていきまして、そういう片方の面から充実していきたい。

それからもう一つには、例えば地域の皆さん方が、これは非常に八ミリビデオ等の発展もございまして、いろいろな情報を寄せてくださる時代になっております。あるいは各地の自治体の方々もいろいろな情報を寄せてくださる情報も十二分に私どもの放送に取り込みながら情報の基礎的な部分の充実ということをやりたいというふうな思っております。それから、海外の拠点につきましては、私ども先ほど申し上げましたように、その時代、その時代に合った拠点の置き方をしたい。激動する海外

の状況の中で固定的にこの都市に置くということ
は、もちろん重要な都市に置いてはございすけ
れども、それだけではなくて、その年、その年に置
き方を見直しながら充実していきたい。これは一
応私どもとしては充実させる方向で考えていると
いうことでございす。

○鈴木(恒)委員 ちよつと視点をえて、国際的
な社会への対応という側面からNHKの役割につ
いて質問をいたしますが、国際放送というものを
これからどういうふうに拡充していくか、この
点は郵政省とも絡むわけで、NHKはNHKの方
針がおりと思ひますけれども、郵政省としては
この国際放送について、例えば国の予算をどうい
うふうに考えていらつしやるか。基本的な方針だ
けで結構でございすから、まず郵政省の方から
お伺ひをしたいと思います。

○大蔵政府委員 この国際放送に關しますNHK
に對する交付金でございす、從來から厳しい
財政事情の中でも一生懸命努力をしていてところ
でございす。昭和五十五年の九億四千四百万円
の交付金が、今回の平成二年度の予算では十四億
九千七百万円というふうに一・五八倍になつてお
ります。前年度との比較におきましても二千万円
増の十四億九千七百万円ということになつてい
るわけでございす。こういう厳しいシーリングの
關係で微々たる増加ではございすが、この交付
金が増加できますように一生懸命努力をしてまい
りたいと思ひております。

○鈴木(恒)委員 そうした郵政省の方針のもとで、
今NHKは具体的な国際放送についてどうい
うネットを展開しているかちよつと説明をしてくれ
ませんか、全くプリミティブなことで申しわけ
ございせんが。

○遠藤参考人 先生御指摘のように、国際放送は
日本の情報を世界に発信するということで、この
国際化時代の中ではますます重要な役割を担つてい
ると私ども認識をしております。

現在の私どもの放送でございすけれども、一
日延べ時間、昨年度は四十三時間ございす。

平成二年度の当初に当たりましては、一時間半の
拡充をいたしまして四十四時間三十分としたいと
いうふうにしてございす。これは先生御存じの
ように、日本の八侯送信所から送信しているもの、
それからカナダの中継所を借りてアメリカ大陸に
向けて聞きやすい状況をつくっているもの、それ
から南アメリカからヨーロッパ、南米向けに放送
しているもの、これは中継所を借用してございす。
それから中米から南アメリカに向けて送信してい
るものもございす。そういう海外の中継所を借
用する、あるいは交換中継と申しまして、日本の
中継所をその国にも貸して、非常に安い費用で
もって交換中継をしているものを含めてこの時間
でございす。本年度中でございすけれども、
平成三年の一月にはスリランカの中継所を借りま
して、そこからさらに南西アジアあるいは中近東
向けの放送を聞きやすい状態に変えたいという
ふうにしてございす。

○鈴木(恒)委員 その拡充方針でいつてはしいと
思ひますが、同時に、例えば相変わらず日本に對
する偏見、誤解も多いわけですから、放送だけ
でなしに映像メディアといひますが、こういうもの
をNHKとして世界各國に、公共性をたつとびな
がら伝播していくという役割もNHKにはだんだ
ん要求されてくるように思ひますけれども、その
辺の情報、映像メディア、これもかなり予算のか
かることでございすから、厳しい予算状況の中で難し
いことだと思ひますけれども、基本的な方針があ
ればNHKさんの方からお示しをしておいていた
だきたいと思ひます。

○島参考人 御存じのように、短波放送より、実
際の国際的な情報の伝達というのにはむしろ映像の
ネットワークを張っているというのが先進諸國の
例でも通常になつてきてございす。私どもも既に
外国に對して日本の一日の動きを、英語のキャス
ターで国内衛星放送で現在やっているものを太平
洋回線を使って、今アメリカのPBSその他、来
年からはヨーロッパでもそれを流すというふうな
ことでございす。こういった方法につきま

しては、大変金もかかりますけれども、實際上、例
えばニュースの交換とか現地の放送局との共同、
協力とか、そういう手段を用ひますと、この問題
は非常に重要でございす、そういう意味での費用を
できるだけ軽減しながらいろいろな形でやるという
ことで、これから五六年間の最も大きな重点事項
としてこの問題を取り上げていられるところでござ
いす。

○鈴木(恒)委員 会長おっしゃる通りに、これか
らますます国際社会における日本の立場、地位が
重要になつてまいりますので、情報の最先端を担
われるNHKとして、その点に今おっしゃられるよ
う以上に御配慮をいたしたい、そうお願いを申
し上げて、質問を終わります。ありがとうございます。
○上草委員長 午後三時三十分から委員会を再開
することとし、この際、休憩いたします。
午後二時五十一分休憩

午後三時四十四分開議
○上草委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。
放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認
を求めるの件について質疑を続行いたします。田
中昭一君。
○田中(昭)委員 私は国会における質問などとい
うのは初めてでございす、NHK問題につ
いても不勉強な点もございすから、どうぞひとつ
よろしくお願ひを申し上げます。
午前中も提起がございすけれども、今こ
で私は深く言及をするつもりはありませんが、本
委員会の所管大臣でもある郵政大臣のリクルート
にかかわる疑惑の問題については、私は速やかに
国民の皆さんの前に疑惑を解明をして、青天白日、
郵政大臣として所管の業務に務められるように、
冒頭強く要請を申し上げたいと思ひます。
さて私は、NHKの受信料改定に關連をして、
ここに焦点を当てて少し御質問を申し上げます。

私は大きく分けまして三つほど申し上げたいと
思ひております。
その第一は、今回のNHKの料金値上げの必要
性、妥当性、これをさらに明確にすべきであると
いう点であります。
それから第二に、料金値上げ後のNHKの経営
や放送内容の充実について、その基本姿勢につ
いてもう少し明らかにしたいと思ひてございす。

それから第三に、NHKの具体的な提案の中
には、省力化、合理化という問題があります。また、
人材育成という問題があります。企業は人なりで
ありますから、人にかかわる問題について少しく
お聞きをしたい。
以上、三つに絞つて私は質問をさせていただきます。
（委員長退席、大野(功)委員長代理着席）
まず第一に基本的問題でございすが、大蔵三
点に絞つて御質問をいたしたいと思ひてござい
す。

まず第一ですが、いろいろと問題の多い消費税
三％というのがございす。御承知のとおりであ
ります。わずか三％かという意見が一方ではござ
いす。また、三％という消費税は大変なものだ
という国民サイドの認識も多くあります。大衆と
政治家の關係、あるいは金持ちと庶民との關係、
ここに懸隔があるのも事実であると私は思ひてお
ります。同じように今回の受信料の引き上げにつ
いても、やはり三百円という上げ幅は大変大きな
ものであると私は思ひております。視聴者サイド
では大変な問題であるという認識が必ず必要だと
思ひております。ですから、視聴者、国民の皆さん
の理解と納得が必要であるという立場に私たちも
NHKもまず立たなければならぬと思ひてござい
ます。しかし、実際問題として、本日議題に上
がっている値上げを含むNHK予算は、国民、視
聴者の皆さんは知らない、つんばい数で今日知ら
ないと私は思ひております。また、昨年来か
ら問題となつております消費税の基本的問題もそ

のまま残っているのも事実であります。

この消費税の関連については後ほどお考え方も聞きたいわけですが、今回提起されている値上げ案については、三月二十日に提案がなされ、国会、衆議院においてくわすかな期間で議論をして決定をいたしましたというだけでは、これでは国民の皆さんに政治に対する不信感ができかねないのではないかと、このことを私は非常に気にするわけでありまして、この点につきまして、私は、もつと視聴者、国民を大事にして、料金値上げなどという問題はもつと慎重にやることを考えなければいけないのではないかと、こう考えるわけでありまして、今後の扱い方として、このまま衆参で決定してしまふということではなくて、公聴会などの開催なども含めまして、この料金値上げ問題について国民の皆さんの理解と納得を得た上で実施をする、そういう立場に立つことができないのかどうなのか、お考え方についてまず第一に質問をしたいと思ひます。

○尾畑参考人 お答えします。

先生御存じのとおり、NHKは受信料で賄われております。我々のやりたいことはもうこれ以外にありません。

それから、NHKの受信料は長期計画、経営計画によってこれが決まっております。五十九年度から三カ年の経営計画が切れたままになっておりまして、六年間これがないという状態が続いております。六年ぶりにお願ひするわけでございます。非常に心苦しいお願いでございますけれども、公共放送がよって立つ公平な放送というものは受信料で成り立つわけでありまして、これはNHKの一万五千人も非常に苦しみ抜いております。長い討論を経て、それから外部の十八人の先生方、主婦連の先生や組合の代表の方、学者、こういった方々の審議を、長期計画審議会というものをつくりました。去年の七月から、これは審議の答申をいただきました。それに基づいて厳密に今度はやっていたわけでございます。

そういう過程を通じて国会に御提出したのが三

月という時点になりましたので、郵政大臣に提出したときに記者会見をして綿密に、詳細に御報告いたしましたし、これからは先生方の質疑の中で詳しく御説明していきたいと思ひます。足りない面は、これから我々先生の御趣旨を体して頑張るつもりでございますので、何とぞ御承認いただきたいというふうに考えております。

○深谷国務大臣 今回の受信料の改定につきましては、平成元年度には、効率化に努めてもお相当額の赤字を計上しなければならぬという状態でありました。公共放送機関としての使命を果たしていくために財政基盤の確立が必要であること等をしんしゃくをいたして、やむを得ないと判断をいたしましたものであります。

ただし、先生御指摘のように、国民の理解と納得を得るということは極めて大事なことでございまして、私はNHK会長に對しまして、NHKは国民の負担する受信料によって運営されているので、まず合理化、効率化の徹底が必要であるという考えをはっきり申し伝えたのであります。その旨を理解して今後の経営において真摯に取り組むようにお願いをいたしました。さらに、NHKの経営概況について、合理化とかあるいは効率化の実施状況を含めて、放送などを通じて国民がより理解できるように努力を毎年続けていくようにという注文もつけた次第であります。

そのような次第で提出をさせていただきましたので、何とぞよろしく御審議をいただきたいと存じます。

○田中(昭)委員 私はNHKの放送が実は好きであります。後ほど申し上げたいと思うのですが、けれども、この内容の充実などについてはさらに努力が必要である、こういう見解に立っております。

それから、NHKの財政事情などについても、素人ではありますが、それなりに勉強させていただいたつもりでありまして、したがって、頭から料金値上げはだめなんだ、こういう立場で物を言っているわけではございませんで、今やほり

政治に對して、公共料金値上げなどという問題については、本当に国民の皆さんの理解と納得が必要だ、こういう手続についてもつと我々としては考える必要があるんじゃないか、こういう立場で実は今意見を申し上げたわけでありまして、郵政大臣なりが言われたことについてはそれなりに理解ができるのであります。

NHKの方にあわせてこの際苦言を呈させてもらいたいと思うのであります。NHKの経営であるとか経営体質については、ある雑誌を見ますと「暴走を始めた巨船」などと、そういうタイトルで出されておりますように、NHKの経営の危機というのとは単なる財政の危機でなく、放送や組織が国民不在の方向に走っているところに本質的な問題がある、そういう論調の記事がかなり多いわけでありまして、これも単なる三文雑誌でなく、権威のある幾つかの雑誌でこれらの論陣が張られていることも御承知だろうと思ひます。だからこそ、今国民や消費者というのは、お客様は神様だ、こういうぐらゐの姿勢がNHK側に必要ではないか、こういうふうに考えるから、私は、慎重な対応、もつと国民の皆さんが理解と納得をして、みずからのNHKを充実するために聴視料を出すのだ、こういうことができないのかどうなのか、こういう立場で申し上げておるわけでありまして、この点についてもつと御理解がいただけないかどうか。その上に立ちまして、三百円という値上げ幅は、先ほど申し上げましたように庶民感覚からするとやはり大きい、こういうことになるのではないかと私は思ひますから、その妥当性などについてもつと少し鮮明にしていきたいと思ひます。

○尾畑参考人 先生御案内のとおり、NHKの経営計画というのにつきまして、はつきり長期計画をつくりなさいという国会の指示を受けました。そこで我々といしましては、経営計画の五年計画というものをつくりまして、そこで公共放送としてこれからやるべき事業について綿密に精査いたしました。

それで五年間の中で、現在の受信料の枠内でも増収に努めることは当然であります。それなどの努力で五年間に八百十六億という増収努力もやりますし、それから経費の節減、人件費の抑制等も通じまして一千六十億余りの節約も五年間でやります。しかしながら、放送単価も据え置いておりますし、設備投資もおくれています。そういったものも五年間で計算いたしますとどうしても五千億ほど足りないということになりまして、こうやってお願いしているわけでございます。

三百円というのは本当に我々お願ひするのは心苦しい限りでありますけれども、六年間据え置きまして、それからこれから五カ年間というものの、合計十一年間でございまして、そういう数字になりました。こういうものについては今後五年の間に節約、それから事業の内容の充実、放送の向上、こういったものでおこたえするということで、ぜひ御理解いただきたいというふうに考えております。

○田中(昭)委員 先ほどから申し上げましたように、値上げ自体について納得をしていないわけではないのですけれども、これはもう少し国民のサイドで理解、納得ができるようなそういう具体的な方法がないものかどうなのか。こういう立場から、特に今後の問題として、料金値上げに際して、予算案としてこれが決定をされて国会に對して承認を求めるといふ態度を決定する以前の段階において、多くの視聴者、各階層の意見を聞いて理解を求め、そういう何らかの手法といひますかシステムといひますか、そういうものについて検討が必要ではないか、こう思うわけですが、この点について今後検討の余地があるのかどうなのか、この辺についてお答えをいただきたいと思ひます。

○島参考人 その点につきましては、私もいたしまして、昨年以来、視聴者会議、各地の視聴者の代表の方々、あるいは先ほど私どもの役員が申しましたように、外部の有識者あるいは各界各層の方々等随分意見を聞きましてやってきたつも

りでございますけれども、さらにこれを徹底させるべく、言葉はちよつと適当ではありませんが、一般の会社でやっている一種の企業広報、そういうものを、NHKの番組あるいはNHKの番組以外でも、いろいろ新聞とか雑誌とかそういうところを通じて、NHKのあるべき姿、私たちが今やっていること、そういうものの実態についてもっと具体的にこれからやらなきゃいかぬなというところは感じておりますし、この五カ年計画の中にもその点はこれから大いに充実させていこうということを考えておる段階でございます。

○田中(昭)委員 私は、いわゆる経営の内容であるとか、なぜ料金値上げをしなければいけないとか、今こういうことをNHKは議論をしているのであるとか、国民のためにこういうことを考えているのであるとか、こういうものをPRしたり周知をするというのは、やはりNHKという企業の性格からすれば一番有利な立場におるのではないかと、こう実は思っておるわけです。しかし率直に言いますと、やはりNHKというのは何かべールに包まれておる、こういう感じが私はするわけですね。

そういう意味から、今の問題は料金の問題に関連して申し上げたのですけれども、私は関連いたしまして、NHKの経営委員会の問題、NHKの経営委員会というのは、放送法第十三条でも明らかなように、NHKの「経営方針その他その業務の運営に関する重要事項を決定する」という権限を持つておるところですから、国民のための放送事業の充実発展について議論がされている一番の根源である、こう思っておるわけですね。国民の皆さんのための公共放送を守るためにどういう放送をやるのか、どういう事業経営をやるのか、このNHKの経営委員会というのがその源である、こういうふうに思うわけですね。

そういう立場に立ちますと、別に経営委員会における議論の内容であるとか中身をマル秘にしておくことは必要ないんではないか、もう少し国民の前にオープンにする、こういうことが必要だと

私は思うのです。私の誤解であれば御勘弁をいただきたいのですけれども、NHKの経営委員会の議論の内容であるとか、あるいは経営委員会で一体何が議論をされておるのかということなどについて必ずしもオープンになっていないのではないかと。そういうところに、先ほど申し上げましたように、NHKの経営であるとか経営の体質についてほかのマスコミを含めましていろいろ問題提起があるのではないかと。

またこれも間違いであれば御勘弁をいただきたいのですが、経営委員の中には女性二人おられる。この二人を除けば全部大正生まれ以上だ、昭和生まれはいないなどというある雑誌を見たのですけれども、そういう内容でなくて、経営委員会のメンバーあるいは中身、その議論の内容をもっとオープンにしていって、こういう開かれた経営委員会の体質をつくって、ここからイメージアップを図る、そういう考え方が必要ではないかと。私は素人ですから、間違っておれば勘弁をいただきたいのですが、そういうふうにご意見をいただければ、この点についての御見解をお聞きしたいと思っております。

○島参考人 経営委員会のあり方につきましては、これは私も執行部の任命機関でございまして云々すべきことではございませんけれども、今までも経営委員会のあり方について国会その他で問題になって、いろいろ御議論があったことは事実でございます。

経営委員会の審議内容につきましては、私が一応月一週間の記者会見のときに、必要があればその都度やっていたつもりでございましてけれども、先生の御趣旨もよくわかりましたので、経営委員長以下皆さん方に先生の趣旨をよく私の方から責任を持ってお伝えしたい、こう考えておるわけでございます。

○田中(昭)委員 会長からの御答弁ですから、さらに御努力をお願いしておきたいと思つた。次に参りたいと思つたが、料金値上げをした後、不払い者が増加する。一回の料金値上げをす

れば五万から七万ぐらいの不払い者がふえるというふうな記事をちよつと私は目にしたことがあるわけですが、受信料の不払いあるいは未契約の問題について少しお考え方を聞きたい、こう思っております。

NHKは、先ほど御説明がございましたように、受信料という公的に保証された財源によって運営される非営利法人であると思つております。このことによって公共放送を守っているわけですから、視聴者は受信料を払うのは当然であると思つておられます。個人的にはそう思っております。しかし現実には受信料を払わない人がたくさんおられる。また、別に払わなくても罰則規定も何にもないというのが実態だ、こういうふう聞いています。それで次の点についてお尋ねをしたいと思います。

第一は、受信契約あるいは非契約の概括的な実態と今後における予測などにつきまして少しお聞かせをいただきたい。

第二番目に、受信料を集める現行体制、これに必要な営業経費の実態について、これを抑えるというところを聞きたいのですが、しかし払わないという人から取り立てるといふのはやはりコミュニケーションが必要ですから、ある意味では営業経費がかかっても仕方がないのじゃないかと、単なるアルバイトの集金だけではいけないのじゃないかという点が出てくるのではないかと、こういうふうにお聞きしたい。

それから第三に、今若干触れましたけれども、従来から高い営業経費率とか、それから不払い者の存在についていろいろ批判がありますから、したがって、お聞きをしますところによりますと、契約世帯管理から全世帯管理の手法へ切りかえた、こういうふう聞いておりまして、新しい営業構想の実施を行つておる、こういうふう聞いています。その具体的な内容と成果について、あるいは今後の展望について。

以上、三つについて少しお聞かせをいただきました。

○高橋参考人 NHKの受信料の契約の見通しでございますが、過去、NHKは、年間の新しい世帯の増加数を大体三十六万ぐらいと推定しておりますが、これに事業所の新しい展開といふものが、そういうものを含めてできるだけ多くの契約を結び、ことによつて受信料の増加を図るということだまいってあります。特に五十九年に料額改定をいたしまして、これは三カ年計画の中で改定をさせていたわけでございますけれども、今日この六年間受信料を据え置いてきたのは、一方では受信契約者の増加を図りつつ、出ていくお金を抑えて効率的な経営をするということで臨んできたわけでありまして。

そういう意味でいいますと、受信契約者の年間の大体の推移は四十三万件ぐらいを目途にその達成に今日まで努力してまいつたわけでありまして。このことにつきましては、御指摘のように、受信料改定をしたときは、御理解をいただいてこれをまた収納に結びつけるというところは営業現場の努力が大変必要などございまして、そういう意味でいうならば、年初思わしくない業務の推進状態ということになりますけれども、年間を通していく中で、できるだけ早く料額改定を御理解いただいて、目標達成に営業現場としては努力してまいるといふことで、各放送局を挙げて、地域の受信者の方々に、NHKの使命と今回の値上げの理由とか、そういうものを御承認いただければ、周知徹底を図りながら御理解を求めていきたいというふうに考えておるわけでありまして。

それから集金体制でございましてけれども、私どもの営業の集金体制は、営業経費約六百六十億ぐらいかかりますけれども、その約八割が人的経費でございまして。何と云へば、私どもは、基本的には各家庭をNHKの関係者がお訪ねして契約していただき、お金を、受信料をちようだいするといふ建前になっておるからであります。そういうことで、こういうようなことをより合理的に進めるために、口座でもってお払いいただきたい、そのこ

とによって訪問していただく経費をできるだけ下げたいということ、口座の普及をこのところ図っておりまして、現在のところ七五%まで来ているわけでごさいます。これを将来八〇%を超えるところまで引き上げてまいりたいという努力をしてまいっているところであります。

そういうようなことによりまして、営業経費につきましては、平成元年度一応一八・一%の目標にしておりますけれども、料額が据え置かれるという、今の料額のままで収納業務を進めた場合でも、今後五カ年間でこれを一五%に下げたいというところで努力してまいりたいというように考えております。そういうことで、営業経費率につきましても、できるだけ安く、しかも質の高い活動ができるように、安定的な財政確保のために私どもとしては努力してまいりたいということでごさいます。

○田中(昭)委員 この受信料の問題について、基本的になりますけれども、少しこれも考え方を聞かせていただきたいのですが、受信料を払わない人たちにに対する対応の基本的な考え方ですね。公共放送やあるいはNHKの経営姿勢とかあるいは番組がけしからぬとか気に食わぬとか、こういうNHKに対する批判としての視聴者の直接的な意思表示の手段だ、いわゆるアクセスの道として支払い留保権を認めるという考え方が一方ではあるわけ、私はこれもまた公共放送を守るとかあるいは民主主義を守る、そういう立場からすれば、ある意味では貴重な考え方でもあると思います。

しかし、だからといってこれが増加するということ、経営としてはこれは決して好ましくないわけですが、しかし、このところをもう少しやほりきちんとしておかなければ、今日のこの世の中ですら、この考え方がふえていくということになると、受信料でNHKの経営は守っていく、こういう点になりますという問題点が出てくるのではないかと、こう思いますから、この受信料拒否者といえますか批判者といえますか、そういう人たちにに対する基本的な考え方をNHKとして

はどうお考えになっておられるのか、このことをお聞きをしたいと思ひます。

○高橋参考人 私どもも受信契約を結んでいたのですが、その上で、契約はいただいておりますが、実際には支払いが滞っていらつしやるという方が六十三年度末でも九十八万、大体百万以内にはおさまっておりますけれども、毎年その程度の数になっておるわけです。

私どもは、今の受信料制度を維持するためにはやはり広く皆さん方から負担していただかなければならない。公平負担が崩れますと、これは今の受信料制度の崩壊にもつながりますので、特にこういうNHKに対して支払いが滞っている方たちにお返ししては粘り強くお支払い方をお願いしておるわけでごさいます。この滞っている方たちは、そういうNHKの努力で毎年大体全体の契約者の三%程度のところにおさまっております。

片方で新しい契約者をふやしながらそういう人たちをできるだけそういう範囲の中で抑えていくということ、これは、公平負担のこの受信料制度を守る意味でも大きい意味合いがあると思ひまして、これをさらに減らすべく、九十八万ないし九十九万の支払いの滞っている方を減らすべく努力しているわけです。

その内容でございますが、NHKの私どもが職員を含めて対応するときに、最近のような単身の方だとかあるいは学生さんだとか勤労世帯の方がふえたりして、面接できない方たちがかなりあるわけでごさいます。こういう方たちが五十二、三万おるかと思ひます。それから、NHKの番組が気に入らない、だからおれは見えないよというようなおしかりで滞っている方たちが、これも三十四万ぐらいあるかと思ひます。それから受信障害です。十分よく映らないからお金を払わない、もっと見えるようにしてほしいというようなことが大体十二万ぐらいあるかと思ひます。

問題の番組批判のところにつきましては、NHKのあり方についての、NHKが商品としてサービスしてそれで御理解いただいて御支持を

願っている部分についての厳しい御批判でございますので、こういう方々に対しては粘り強く足を運びまして、NHKの存在意義とかあるべき姿とか番組内容についての御意見とか、どうしたらよろしいのか、どういう御希望があるのかというようなことを事あるごとにチェックいたしまして、御意見を伺いながらそれにこたえていきたいというように努力しておりますが、こういう人たちが説得するというのはなかなか難しいというのが現状でございます。

○田中(昭)委員 御回答について理解をいたします。さらに御努力をいただきたいと思ひます。そこで、時間もございませぬから先に進ませていただきますが、二つ目の問題としてお聞きをしたいのは、料金値上げがなされればサービス内容が充実されるべきではないかというの、当然であると思ひます。料金が上がったけれども中身が悪くなった、これでは話にならないわけですから、したがって、公共放送というものを担うNHKはもっと質的に高度な充実したものを思い切つてつくるべきである、私はこういうふうにならざるを得ないと思ひます。

今や、テレビの影響力というのは学校教育にも匹敵するぐらいと言つても過言でないぐらい極めて重要なものになっているわけでありまして、日本の将来などを考える場合、NHKの使命というものは極めて高いものがあるのではないかと、こういうふうに考えております。質的に高くて、そして人間としての感動を呼ぶ、これだけ立派なものをNHKが次から次につくり上げる、したがってNHKが受信料の少しぐらゐの値上げを提起してもそれは当然である、もっと出していいからもっといいものをつくってほしい、こういうNHKと視聴者のコミュニケーションづくり、このことが極めて必要ではないか、大切ではないか、こういうふうには思つておるわけですが、以上のようなことを前提にして三点ばかりお聞きをしたいと思います。

その第一は、ある意味でこれは視聴者も含めま

して待望しておつた、NHKの長期展望に関する審議会からの提言というものが出されました。この審議会に対して国民の皆さんが期待したのはいろいろあると思ひます。NHKが巨大化と商業化の道をたどる、こういう批判がある。こういう点について一体どう考え、そうでないのかどうなのか。これを説明するという問題とか、あるいは衛星放送とかハイビジョン普及を経営の重点にするというところについて公共放送としていかなものなのかどうなのか、こういう意見などもありまして、これに対してどうこたえていくのか。

また、国民の負担によるNHKの今後の財政の見通しなどについてどういう立場で提言が出されてくるのか。こういうところには国民の皆さんは大変関心があったのではないかと、私はそういうふうに思つております。この点、審議会において十分に審議が尽くされて説明されたのかどうなのか。提言については、私が読んだ限りでは極めて抽象的だと思ひます。すけれども、NHKとしてはこの長期展望に関する提言をどう理解し受けとめられておるのか、そしてこの提言のどこをポイントとして認識しておられるのか、この点について少しお聞かせをいただきたいと思ひます。

○島参考人 長期審議会の提言につきましては、私どもこれを非常に重く全部について受けとめておるわけでごさいますけれども、特に先生御指摘のNHKの巨大化、これは一体どうなんだという問題についてでありますけれども、先生御存じのように、今放送を取り巻く環境というのは物すごいスピードで変わつてきております。一般的に言つて自由社会の中で一つの放送機関とか情報機関が余りにも巨大化するということは社会的に認められるはずがございませぬ。したがって、どういう形が一番NHK、公共放送にとつて適正な規模かということについては我々は真剣に考えるところでございまして、その点には審議会は触れておりますけれども、私としては審議会の皆さん方にも国会の先生方にも申し上げておきたいのは、まだまだ衛星放送にしてもケーブルテレビジョン

にしてもいろいろのメディアが今ほとんど普及しているなかでございませう。

ですから、当面この五年間くらいの間、今ある地上波以外のいろいろなメディアが一体どういう発展状況を遂げるか、その中で当面NHKは衛星放送の拡充発展をしますし、それでハイビジョンその他もいろいろのことにもある程度力を入れていかなければいかぬ。これは放送法にも明示されているとおり放送の先導的役割というものもございしますので、当面少なくともこの五カ年計画の間は現在の波、テレビとかラジオとかそういう波のままで続けていって、それでその段階でこれじゃ大き過ぎる、衛星放送がある程度どどん普及していけば、大き過ぎるということになれば、これは郵政省初め国会の皆さん方の御意見を聞いて、聞いた上でやはり適正な規模というものは考えなければいかぬなというふうに考えておるわけでございします。

この五年間は、少なくとも、今まで申し上げましたとおり、我々は五カ年計画というものに基きまして、番組の充実はお説のとおりでございします。質のいい番組を、できるだけ多様性を持ち、なおかつ文化的な、こういう言い方は失礼でございしますけれども、NHKでなければできない番組を充実させていくということにつきましては、審議会の皆さん方もそういう意向を強く出されておりますし、具体的にそれをいろいろの形で五カ年計画の中には盛り込んでいくつもりでございしますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○田中(昭)委員 この長期展望から出された提言を踏まえまして、平成二年度から六年度までの経営計画が出されまして、そしてそれを踏まえまして平成二年度の予算編成がなされておる、こういうふうにご考慮のわけでありませう。

提起されているこの五カ年計画なり平成二年度予算編成の考え方については、今会長からの御説明もございまして理解をする点もございしますが、しかし先ほど申し上げました質問とも関連をいたしまして、変革の著しい時期にあつて、公共放送

であるNHKとしても、経営の指針としての長期展望を主体的に検討し、国民に明示することが必要だ、こういうことでこの長期展望に関する審議会が設置をされて一定の提言がなされている、こういう点から考えれば、一体この提言を受けて従来の考え方とどこが変わってくるのかというところですね。このところをもう少し国民の皆さんにきちんと示した方がいいんじゃないかというふうに思うわけで、私が言いたいのは、このところをもう少し鮮明にしなければ、審議会設置の目的が受信料値上げの隠れみのだということになつてしまわないかどうか、こういうことを考えるわけで、この点についてももう少しお聞かせをいただきたい、こういうふうに思います。

○島参考人 NHKは公共放送でございしますから、何よりも番組の充実向上、これが聴視者に対する一番の義務じゃないかというふうに私は考えておるわけでございします。さしあたって平成二年度から五年間にわたつて、放送番組の充実につきましてはかなり具体的な案が既にいろいろございしますので、放送総局長の方から具体的な例の幾つかを御説明申し上げさせたいと思っております。

「大野(功)委員長代理退席 委員長着席」
○遠藤参考人 放送を担当しております役員といたしまして、今先生御指摘のように、長期ビジョン審議会の中で示されました放送の質の向上ということは、私どもにとつて最も重要な課題だというふうにおっしゃっております。しかもそれが、受信料を財政基盤としている公共放送のNHKでなければできない仕事というものがこの多メディア時代の中でたくさんあるというふうに先生方からも御指摘いただいております。そういう線に立ちまゝして、平成二年度以後私どもの番組をどのように運営するかということも考えております。

その基本の一つは、やはり事実に基づいて多面的な確かな情報を迅速に提供することだと思ひます。それからもう一つは、本格的で高品質な番組を先見性を持って開発していくことだと思ひます。もう一つは、多様な分野にわたつ

ていろいろな少数者の方々にもサービスをするという番組をつくつて編成するということだと思つております。

この高品質というものを私どもはどう考えているかといいますと、今やテーマというのは日本国内だけにとどまらないで、一つのテーマをとらえますと世界的な規模でその問題を解明しなければならぬという状態になっていっていると思つております。そういう意味で、世界的な広がりの中でいろいろな問題をとらえるということを経動的に編成していく、制作していく。それからもう一つは、日本の情報を世界に出すということにおいても、私たちの品質というものが世界的なレベルに達しなければいけない。そうしなければ、世界各國で私たちの放送を使つてくれる、あるいは見てくれるということにならない。そういう意味でも、私たちの制作のあり方というものを基本的に考え直して、それを世界的なレベルに達せしめたい。そうするためには、一つには、世界のいろいろな放送局あるいは番組プロダクションあるいは映画等を含めまして制作会社と協同して、品質の高い番組あるいは情報というものをつくり、あるいはそれを交互に交換して私たちの内容を豊かにしていくということが大事だということに思つております。

例えば、私どもは平成二年度の番組の中でも考へておりますけれども、これから五年間の中で非常に重要だと思つておりますのは、二十一世紀へ向けて、日本国内でも国民的な課題あるいは世界的な課題というものがたくさんございします。例えば経済摩擦もあります。世界の地球環境の問題もございします。あるいは高齢化社会が目の前に迫つております。あるいは高齡化社会が目の前に迫つております。あるいは東西問題、南北問題というものもございします。そういう二十一世紀へ向けて解決していかなければならぬ課題に積極的に取り組んで、これを集約するにあつては、そのときそのときに機動的に編成をして、国民の皆様いろいろな判断の材料を提供していきたいというのがござい

ます。これは例えば二十一世紀への提言シリーズというように形でも私どもは行つていきたいというふうに思つております。

それからもう一つには、二十世紀というもので人類が一体どういうことをしてきたのか。これは政治も経済も文化もすべて含めて、私たちがもう一回それを総括して二十一世紀に受け渡していく、そういう番組をきちんとつくりたいというふうに思つております。

もう一つには、二十一世紀の人たちに向けて、今私たちが例えば映画というものを大変楽しんで見しておりますけれども、そういうように二十一世紀の人たちに向けて、今私たちが二十一世紀に残すべき文化というものを創造していくことが大事であるというのが一つのポイントでございします。

それから、先ほども申し上げましたようにいろいろな多様な番組を提供するということは、少数の趣味趣向を持った方々あるいは身体障害者の方々、そういう方々にもきちんとして情報の提供をしなければいけない。そういうことでは聴力障害者の方々に毎日ニュースを提供するというようなことも教育テレビで始めたいと思つておりますし、あるいは長く望まれておりましたけれども手話講座というようにものも、ボランティアを望んでいる方々にも向けて開始したいというふうに思つております。

そのほか、生涯学習に向けて、幼児から高齢者に至るまで一生を心豊かに送るためのいろいろな学習の番組を、教育テレビで積極的に編成するということによつて国民の皆様方の御期待にこたえていきたいというふうに思つております。

○田中(昭)委員 今後、今御回答をいただいた点について、さらに具体的に中身のある努力を要望しておきたいと思ひます。

そこで、第三としてもう一つお聞きをしたいのは民放との関連の問題です。

これも御承知と思ひますけれども、今月の十六日付で私のところにも参つておりますけれども、社団法人日本民間放送連盟からの「NHKのあり

方に関する見解」という文書が実は参っているわけでありました。この点についての郵政省なりNHKの御見解を承りたいわけですが。

内容につきましてはもう十分に御検討がなされていると思いますから多くを触れませんが、大別しますと大体二つあるのではないかと。その一つは、いわゆる「業務範囲の拡大に伴う多チャンネル支配の問題」ですね。いわゆる「構造的収支不均衡」、この問題だと思えます。もう一つは「商業類似行為の推進等に係る問題」、これが主たる中身であると思っておりますが、この点について「早急に改革と改善が行われなければならない」ということを、この民放連盟が提言をしておられるということでもあります。

そういう意味では、こういう問題提起というのは、先ほども申し上げましたけれども、今回の民放連だけではなくて、NHKの経営体質についていろいろ指摘をされる場合には必ず出てきている問題でありまして、やはり郵政省なりNHKの立場でこれはもう少しきちんと受けとめることが必要ではないか、こういうふうにご考へるわけですが、御見解をお聞かせしたいと思います。

○大蔵政府委員 先般民放連より提出されております「NHKのあり方に関する見解」は、NHKと民放の併存体制の堅持、さらには、公共放送としてのメディアのあり方あるいは業務範囲の再検討、運用財源のあり方、いわゆる商業化の問題等広範にわたっているわけでございます。これは民放連としての考え方が示されているわけですが、我が国の放送制度の一翼を担う民間放送の総意として貴重な意見が含まれていると考えております。

この見解に触れられております問題点にしましては、郵政省におきましても検討が行われているわけでございます。特に最近では、放送の公共性に関する調査研究会の提言を踏まえまして、この関連団体による事業の展開等のための放送法の改正等所要の措置を講じたところでございます。さらにまた、NHKの保有メディアのあり方の課

題に關しましては検討を行っていくこととしております。

今後とも、NHKのあり方に関しましては、各方面の御意見を十分に私どももいただきまして検討を進めるとともに、制度の改正等必要な措置を適時適切に講じてまいりたいと存じております。

○島参考人 NHKといたしましては、NHKと民放が併存している、私はこれはもう世界で極めてすぐれた放送を、お互いに切磋琢磨するということで、極めてすぐれた形で、ぜひこの体制を続けていきたいなというのを基本的に考えておりますし、今まで、私が会長になる前は、どちらかというと余り連絡その他密接じゃなかったのを、私どもの放送記念日にはちゃんと民放連の会長さんにも来ていただきまして、私も民放連の方の大会へ出席するというようなことで、密接に連絡を取り合っております。

先生の御指摘は幾つかあったわけでございますけれども、NHKと民放という二つある以上、我々はやはり公共放送でなければできない仕事、つまり我々は視聴料を主とした財源でやっている、このことに相当我々はある種の厳しい自戒の念を持っております。

ただ、関連会社その他で、いろいろ民放の方々から、NHKのやっていることが、受信料で成り立っているのに何か利益を圖っているんじゃないかという声も相当聞かれますけれども、私は、この最近の情報化社会、ニューメディア時代というのは、NHKの放送作品が、放送作品だけではなくて、メディアミックスと我々は呼んでいるのでございましてけれども、いろいろの分野にこれが利用できる。そういう場合は、それは結局利潤を上げるといふことではなくて、必要な人に必要な素材を分けてやる、結果として若干の収入があつても、それは視聴者に還元するというところで、今まで民放さんが手がけているもの、そういうものへ我々が参入していつてその仕事を奪うというようなことは、厳に関連会社その他に我々は節度を持ってやるようにやっておりますので、若干の行

き過ぎなんかがあつて今までのいろいろ話し合ったことも事実でございますけれども、その辺は、先生御指摘のとおり、公共放送としてやはり基本的にはやってはならないことはやらぬということでは我々は進んでいきたい、こう考えておるわけでございます。

○田中昭委員 まだお聞きしたいこともございますが、時間が迫っておりますから、最後に、大きな三点目の問題を少し申し上げたいと思ひます。先ほどから申し上げておりますように、よりよい経営、質の高い放送事業を行っていく、このためには、すぐれた有能な人材の確保、それから働きがいのある職場づくり、職員の処遇改善が必要である。これは、企業は人なりと言われるようにやはりこのことを無視してはいけないのではないかと、私はこの観点から若干お尋ねをしたいと思ひます。

その一つは、経営努力をいろいろなされていること、御苦労されていること、これは重々理解をしておりますけれども、この合理化、省力化と言われる問題について少しお聞きをしたいと思ひます。

NHKが長期的見通しに立つて経営の効率化を行つて、五十五年度から、お聞きをしますと約二千人に上る要員の削減を行つた。それから、平成元年度には計画を一年繰り上げてNHKが対外的に約束をしている一万五千名体制を達成する、こういうことになった、このように聞いているわけでありまして。また、九〇年度予算でも二百八十名減員が出されている。こういうことで、これはそれなりのNHKの経営努力だろうと思ふのですけれども、しかし一方、お聞きをしますと、衛星放送の二チャンネル化も二十四時間放送になる、業務量も極めて飛躍的に増加をしていく、時の流れとして労働時間短縮問題なども進んできている。それから、先ほども申し上げましたように、受信料の収納経費についても、要員削減とかあるいは深夜の集金などを含めて新営業構想が推進をされて、そしてやはりしりしり寄せ、圧縮がされている、こ

ういうふうにも聞く点があるわけでありまして。したがって私は、別にこの要員面での効率化施策をすべて否定をするという立場には立ちません。それなりに努力については十分に理解をする立場ですが、しかし、そのところに焦点を余り当て過ぎると逆の面が生じるということも事実であると思ひます。そういう意味では、提言にもあるとおり、多メディア時代にふさわしい公共放送の役割を果たして視聴者の理解と支持を得ることが必要だ、こういうふうにも思ひます。

この点、NHKの労使関係を含めましてこれらの問題についてはスムーズな形にいつているのかどうなのか、私も労働組合の出身でありますから、この点について少しお伺いをしておきたい、こういうふうに思ひます。

それから二つ目としては、先ほどちょっと会長さんも触れられましたけれども、NHK出資の子会社などへの出向についてであります。

NHKは人員合理化が先ほどからも言うように非常に進んでいるぞということが言われているのですけれども、しかし事実は子会社、系列会社に入人を移しただけで、やっている仕事も以前の仕事と少しも変わらない、こういうことも聞くわけでありまして、そこに向出した職員の処遇などについては一体どういうことになっておられるのか、この点についても少しわからない点があるので、説明をしていただきたいと思います。

そして、長期展望に関する審議会の提言にあるように、今後、すぐれた人材の確保のためには、少数精鋭を前提として、職員の処遇改善もきわめて重要である」という点について、これは提言として提起されているわけですが、この点について具体的に、人の問題について少しまとめて最後にNHKの御見解をお聞きしたいと思います。

○植田参考人 先生おっしゃいますとおりで、情報化、国際化が著しく進む中で、今この時点で国民に役に立つ、本当に公共放送ならではのサービスを支えるものは人でありまして。これなくしてN

HKはないわけでございます。

私どもとしても、いたずらに人を減らすということが目的ではなくて、充実したサービスをきちんとやっていく、なおかつそれが、国民の皆さんが納得していただけるようにみずから厳しく律する中で、抑制する中でそういう放送サービスを追求めてまいりたいというふうに考えます。もとよりサービスの質を落とすまで人を減らすというようなことは考えてございません。創造性と効率性あるいは能率性といったものを両々きちんと追求してまいりたいということがNHKに今望まれていることではないかという認識に立ってございます。あわせて、職員の能力の一層の向上でありますとか関連団体との連携もなるべく総合的に考えまして推進してまいりたい、そういう全体の取り組みの中で質の高い放送サービスをしてまいりたいというふうに考えます。

それから、要員の効率化につきましては、労働組合の理解と協力なくして到底なし得ることはありません。NHKは、先ほど先生おっしゃいましたとおり平成元年度で一万五千人体制を達成いたしますが、この間、毎年、各年度の要員効率化計画につきまして労使間で誠実に徹底した話し合いをして実施してきたところでございます。経営計画を推進していく中で、今後の要員体制のありようについて労働組合と十分話し合っておりまいりたいというふうに考えます。

次に出向でございますが、出向職員の待遇は原則として協会在職者と同じの待遇を保障してございます。ただ、勤務時間あるいは休日、休暇等の制度が必ずしも企業によって同一でございせん。この辺は出向先の定めで行われているところでございせん。したがって、仮に出向先の就業条件が協会の就業条件を下回る場合には手当によりましてこれを保障する、この点についても労働組合と十分協議をしながら制度を用意しておるところでございます。

○田中(昭)委員 いろいろと勉強させていただきましてありがとうございます。終わります。

○上草委員長 次に、赤城徳彦君。

○赤城委員 赤城徳彦でございます。最初に、本日御質問させていただきまします機会を与えていただきましたことに感謝申し上げますとともに、私、何分新米でございますので、関係各位のわかりやすい御答弁をいただきますようお願い申し上げます。

最初に、申すまでもないことでございますが、NHKは受信料によって支えられている、国民の支払います受信料、言ってみれば国民の負担を受けて公共放送を実施しているわけでございまして、ですから、一般の方がNHKに寄せます期待は大変に大きいものがあると私は考えるのです。特に、NHKの報道には間違いがないんだ、そのニュースは不偏不党だ、公正中立だ、そういう期待が大変大きいと思います。こういう不偏不党性とか報道の信頼性というものはこれまでNHKの皆様が御努力によりまして保たれてきたものでございまして、これからもこの信頼性、不偏不党性についてどういふ御決意で臨まれるのか、最初にその御決意をお尋ねしたいと思います。

○島参考人 公共放送としてのNHKのあり方については、先生御指摘のとおりでございます。我々のやっております放送が国民、聴視者の皆さん方の信頼を得ない限り我々の企業は全く成り立っていきません。我々は、放送法に示されておるきちっとした不偏不党、中立ということを中心にして、できるだけ質のいい番組をできるだけ効率よく、視聴者の負担を軽くしながら出すということに尽きるのじゃないかと思っております。

今後五カ年、さらにこの考え方に沿って全職員一丸となってやっていくつもりでございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○赤城委員 ありがとうございます。ただいま会長さんからすばらしい御決意をいただきました。これからもこの不偏不党性、また放送の信頼性の確保という点に十分意を払って職務に邁進していただきますならば、NHKは永遠に不滅であると思っております。

同じく、これは大変基本的なことでございますし、また放送法の目的にもこの不偏不党性、また報道の真実性ということが述べられておりますので、放送法を所管されます大臣にひとつこの点についての御決意をお尋ねしたいと思います。

○深谷閣下 赤城先生御存じのように、放送法では不偏不党であるとか信頼にこたえて進まなければならぬということが明記されているのであります。しかしそれは放送を行う事業者が自主的にそのように実行するというところでございまして、私どもから格別口を挟むという筋合いではございせんが、NHKが放送法にのっとってしつかり不偏不党の姿勢を貫き、国民の信頼を勝ち得ることを期待したいと思っております。

○赤城委員 次に、私、今回の衆議院選で初当選をさせていただいたわけでございまして、今回の衆議院選は日本丸の進路を決めるというような大変重大な意味を持った選挙戦であったかと思っております。そういうわけで、各報道機関、放送機関がさまざまな角度から政策課題を報道され、また選挙の行方についても調査がされたわけでございまして、その中で、NHKが行った世論調査がございまして、これは開票速報のデータをとるために使用するのが目的でされた調査というように伺っております。これが二月二十二日号の週刊文春にいわばすっぱ抜かれたということがございました。大変重大な意味を持つ選挙戦においてこういう詳細なデータが公表されるということになりますと、いわゆるアナウンス効果から投票行動にまで影響することになるのではないかと、どの政党、どの候補者に有利になるのか不利になるのかということはおわかりませうけれども、そういう重大な影響があるということは否めないわけで、公職選挙法においてもうこういうデータを公表してはならないというふうな趣旨のことが書かれてあるわけですから、週刊文春がこういうデータを公表したことは極めて遺憾なことであるというふうには私は考えております。

NHKとしても、この点について週刊文春

に対してどういう抗議なり行動なりをとられたのか、その経過について簡単に御報告をいただきたいと思ひます。

○島参考人 先生御存じのように、我々選挙に当たって、これはNHKだけではございせんが、各報道機関が世論調査をやつて、その資料に基づいて開票速報その他をやつてゐることは事実でございまして。ただ、私どものやった資料が、その結果が一部私どもの不手際によって外部に流れたということについてはまことに申しわけなく思つておりますし、担当の理事以下全員に私は厳重注意をやつております。と同時に、私どものあくまで未公開の資料を掲載した文芸春秋社の社長に対しまして、私はNHKの中で厳重に抗議をいたしました。

いずれにしても、この問題につきましては、我々の保管の手違いということについては、政治家の皆様方初め国民の皆さんにまことに御迷惑をかけたことをここでおわびしたいと思つております。

○赤城委員 私は、週刊文春が公表したというのは報道の倫理にもとる行為であるというふうに考えております。

次に、これはやはりさきの衆議院選に絡むのですが、選挙速報もNHKが従来から報道されておるわけですが、この選挙速報において、一たん当確を出しておきながら結果落選だった、誤報であつたという例が二例ほど見受けられました。これまた、最初に私が申し上げましたように、国民が、NHKの報道は間違いのないだろう、確かなものだという期待を寄せておるわけでございまして。当の陣営もこの当確の報を聞いて万歳をした、それが全国に報道されるというわけでありまして、当の陣営それから国民の各位に与える影響というのは大変大きいものと思ひます。もちろん当確というのは当選が確実ということであつて一〇〇%当選が確定したということではないと思ひますから、全く正確でなければいけないというわけではないと思ひますが、過去十年間、こういう

誤りはなかったというふうに向つております。

これは思うに、今回民放各社が、今まではこういうことはなかったと思いますが、こぞって選挙速報を流して、多少の間違ひはあつてもやむなしということ、いかに速く正確を打つかということを競つた、そういう民放の行き過ぎというのものがあつた、民放の競争にNHKが引きずられてこういう事態になつたら、私は、この公共放送としてのNHKの姿勢からして、厳然たる態度で、民放に左右されることのない態度をもって放送に当たつてほしいというふうに考えておりますが、民放と競争して、あるいはあおられてというようなことがなかったかどうか、お尋ねします。

○島参考人 今度の選挙におきまして二つ当選確実を間違へましたことは事実でございます。私自身も長い間政治記者をやっておりますけれども、今まで四十年間に多分一回の選挙で一人間違つたことが二、三回しかない、一度に二回間違つたのはまことにNHK始まつて以来のことでございます。私としても非常に残念でございます。したがつて、これから後の選挙は、今先生のおっしゃつたような民放の過当競争その他そういうことに惑わされることなく、我々はあくまで正確である、その次にできるだけ早くという趣旨、並びに選挙情勢をもうちよつと深くきちつと取材すれば間違ひも防げるんじゃないか。

いづれにしても、先ほど先生の質問にありました世論調査の問題といい、当選確実を二つ間違つた問題といい、これは私は会長として単なる簡単な問題としてとらえておりません。これはひとつ、報道局を中心としたこの次の選挙から基本的にやり直すくらいの決意でやれということをはば指ししたわけでございます。

○赤城委員 ありがとうございます。我々を含めて国民、視聴者みんながこのNHKの報道の正確さ、公平さを期待し、信頼しておるわけですから、ぜひともこれからも御尽力いただきたいと思つております。

続いて、民放との競争ということが問題になり

ましたが、NHKは、先ほど来お話が出ていますように、民放にはできない公正で質の高いそういう放送をやる、そういう分野をやつていただく、これがまさにNHKの存在意義であると私は思ひます。

今日、さまざまなニューメディア、衛星放送でありますとか多チャンネル型CATVでありますとか、いろいろな放送を御家庭で楽しめるようになってまいりまして、NHKも衛星放送を含めて既に七チャンネルの放送チャンネルを持ち、これからまたハイビジョンが実現に向けてスタンバイしておるわけでございます。NHKがこういう先進技術をどんどんやつていただく、これはまことに結構なこと、これからの情報化社会に向けてNHKがその牽引力として頑張つていただきたいのでありますが、こういう高度かつ高価な放送技術を導入していくということがNHKの放送体制、経営体制の肥大化を招くのではないかと、あるいは放送内容が、例えばドラマとかスポーツ番組とかバラエティー番組という番組面で民放と同じような中身になってきていないかと、本来のNHKの公共放送としての節度といふことが守るべき分野、範囲というものを、また民放との併存体制をどういうふうに保つていくのか、これはNHKとそれから郵政省の方にもお尋ねしたいと思ひます。

○大蔵政府委員 先生が御指摘のように、我が国の放送はNHKと民放の併存体制で行われております。先ほどNHKの会長からも、この併存体制は大変立派なものである、今後とも継続したいというお話がありました。私もこの併存体制というものをしっかりと守つてまいりたいと思つておるわけでございます。

その中で、NHKは全国によい番組を送らなければならぬ、そして我が国の文化水準を向上させる、それからまた放送番組や放送の技術、そういう面におきまして先導的な役割というものが求められておるわけで、その中にハイビジョンも大いに含まれておるわけでございます。さらにはまた、

国際放送というものを国の一つの方針としてやつていただいているわけでございます。このような本当に大なる使命を持つておるわけであります。一方、また民間放送は、自由な私企業といったしまして、公共放送との併存体制のもとで、言論、報道の多元性の確保、あるいはまた地域社会への貢献、民放はそれぞれの地域というものを指定されてそこで放送事業をやつておるわけでございますので、その地域社会への貢献というものが強く望まれておるわけであります。また、適正な競争を通じて放送番組の向上と多様化というものも求められておるわけであります。さらには、いわゆる財源の面になりますところの広告媒体の機能の充実、發揮、そういう大変な役割もあるわけでございます。このように存立基盤、役割というものを異にする両者がこの多メディア時代にお互いにその特徴を發揮しつつ競合しながら併存し、今後とも放送のすぐれた効用を生み出していくものと期待してゐるものでございます。

○尾畑参考人 基本的には今郵政省からお答えになつたとおりでございます。民放とNHKのお互いに競合し合う面を生かしまして我々も努力いたします。ただ、多メディア、多チャンネルといまして、情報過多の時代になりますと、やはり公共放送がきちんと経営効率を守つて節度ある放送をするという役割は非常に重要になってくると思ひます。長期計画審議会の答申にもそれが書いてあります。つまり多チャンネルで情報はんらん

の時代には国民にどんと根をおろした真に信頼できるものが大事であるので、NHKはしっかりとせよという御命令も受けております。

ただ、先生の御指摘にもありましたように、巨大化という批判がございますので、保有メディアにつきましましては固定的に考えるということはありません。審議会の答申を受けて、我々は今後一生懸命公共放送としてどこまで国民にサービスしたらいのかということのみならずから真剣に考えていくつもりでありますし、郵政省とも連絡しながら国民に理解のいくような結論を出したいというふ

うに考えております。

○赤城委員 公共放送としてのこの根つこというところはしっかりとこれからも守つていただきたいと思ひます。その上で民放とも競合しつつ併存するというようなお話でございましたが、だんだん見ている者にとっては内容が近くなつてくるのではないかと、あるいはその料金体系にも、後でお話ししますが、だんだんNHKの守備範囲というものも難しい面が出てくるのではないかと思ひます。

そこで一つ、今話題になっておりますハイビジョンでございますが、これはことしの夏打ち上げられますBS3の段階で実用化されるということでもあります。非常に高度な技術であり、また高価なものになるかと思ひますが、これが受信料の引き上げにつながるとか、あるいはそのハイビジョンの料金を設定するというようなことになるのかどうか、その辺の見通しをお尋ねします。

○島参考人 ハイビジョンという技術は、モノクロテレビからカラーテレビになつた以上に大きな技術革新でございます。我々これに對しましては十数年来いろいろ開発を進めてまいりましたし、現に今BS2では一時間実験放送を始めております。しかしこの技術は、放送はもちろんでございますけれども、映画制作とか印刷とか医療器具とかあらゆる分野に利用され、恐らく二十一世紀にかけての情報産業の基幹的な部分になるのではなからうか。そういったいろいろな各方面、各利用できる面につきましてNHK以外のいろいろな方々と力を合わせ、国内だけではございませ

ん、全世界的にそういう事業を一緒に進めるといふことをいろいろ考えておるわけでございますけれども、放送につきましましては、私どもが国会の皆さん方にお諮りしているこの五カ年計画の中で衛星放送を実用化して、ハイビジョン料金みたいな形でこれをいただくという考え方は今のところとしておりません。

○赤城委員 時間がないので先を急ぎますが、今回受信料引き上げ、カラー契約で三百円というこ

とでございます。NHKの説明によりますと、今後五カ年でこの値上げをしなければ五千四百八億円の累積赤字が生ずるということでございまして、やむを得ないということなのでございましてけれども、具体的にどういふ計算をしてこの三百円という数字が出てきたのか、一般の方にもよくわかるように簡単に御説明いただきたいと思っております。

○尾畑参考人 現在の受信料の枠内でもこの五年間にできるだけ増収に努力いたします。その増収努力は八百十億余りとなっております。それから経費の節減、人件費の抑制その他につきましても約一千六十億の節減を果たすつもりであります。約二千億円の浮きで済ますつもりであります。

しかしながら、長期計画審議会の答申を受けまして、新しい時代の公共放送としてやるべきもの、例えば放送の充実であります、これにつきましても、公共放送として放送内容の刷新、それから国際化時代でありますので国際放送の充実、それから新しい映像でもって世界に日本の実情を知らせるといふことも今度の計画の中で芽出さしていただくと、それからハイビジョンその他の事業につきましても、重点的な事業展開に二千八百億というものがどうしても不足してまいります。それから給与、退職手当、人件費も抑えておりましたけれども、ある程度新聞各社との開き、一般企業との開きもだんだん出てきておりました、よい人材、創造性のある人材の確保というのは難しゅうなっておりますので、給与の改善、それから設備の減価償却なんかも増加してまいります。これが二千九百億円の不足になります。

あと、これは財政的な措置でございますが、元年度予算に赤字がございまして、これは川口放送所という放送所の跡地の売却と、それから構造的な赤字がございまして、この分が大体二百億でございます。これが五年間で足りなくなりますが千二百億ということで、これだけ不足する項目から増収分それから節約分を引きまして五千四十億余

りがどうしても不足になりましたので、今回料金引き上げでもってその五年間相償するという財政計画を組みたいということでお願いしておるわけでございます。

○赤城委員 五年間ということでありますけれども、今後の収支見通しを見ますと、今回の値上げによって平成二年度、三年度は黒字になります。平成四年度にはとんとん、その後の二年は赤字になる。累積で言いましても、平成六年度には値上げの効果はもうなくなってしまう、こう見ますと計画終了後再び値上げになるのではないかと心配するわけですが、いかがでしょうか。

○尾畑参考人 会長から決意を申し上げておりますように、受信料で成り立っている企業でございまして、ぎりぎりの経費の節減それから経費の効率のなまいき方等は一生懸命やっております。これまでの計画の例も、計画の期間が過ぎたからすぐにご覧いただけるのだという筋合いのものではないと思っております。これについてはぎりぎりいっばい努力をしてみたいというふうに考えております。

○赤城委員 まさに受信料で成り立っているために、なかなか経営の合理化等々を進めなければならぬ厳しい状況であるという事情はよくわかりました。私も、NHKというのは一個の経営体でありますから、収入と支出、このバランスというものがあるものであり、特に受信料というものをどうやって確保していくのか、これが大変な部分だと思っております。NHKの計画によりますと、受信契約、平成二年度は三十三万件、三年から六年度は毎年四十三万件増加というふうに見込んであるわけですが、平成元年度四十五万件増と見込んでいたのですが、果たして結果はどうだったのか。聞くところによりますと、三十五万件くらいしか現在はいっていないのではないかと。それから見ましてこの計画、果たして達成できるのかどうかお尋ねしたいと思っております。

○高橋参考人 先生御指摘のとおり、私も平成元年度は契約総数を四十五万件ふやそうという目標を立てて鋭意努力してまいりましたけれども、残念ながら契約の進捗がおくれまして、年度内では恐らく三十五万件、目標に対して七七八八程度に終わるのではないかと考えております。

私も従来、昭和五十九年から六十年まで三カ年計画で受信料を減らしていただきました後、昭和六十二年以降は、契約の増加を図って収入増を図りながら鋭意経営努力をいたしましたわけですが、平成元年度は八月から衛星放送の有料化という新しい事業にNHKは展開を始めたわけでございます。このことによりまして、私も衛星放送の早期定着と契約の安定化ということで重点的にこれに取り組ましたので、限られた要員の中で結果的に二兎を追う結果になりました。そういうようなことで、まことに残念でございますが今申し上げたような数字におさまるかなということでございます。

ただ、平成元年度で事業収入三千九百十四億円を予算としては計上しております。受信料収入は若干下落いたしますが、副次収入その他でこの事業収入は確保できる見通しであります。

○赤城委員 衛星有料化ということで昨年から行われたわけなのですが、この衛星契約の方も、先ほど伺いましたら二百二十七万世帯に対して百六万世帯の契約ということで四六・七％、この契約を、捕捉率を高めて締結していくというのはなかなか難しいことかと思っております。また、受信料を収納するのに経費がかかるが、例えば転居者の追跡をするのに大変な手間がかかるというようなこともお聞きしました。また、これからハイビジョンだ、衛星放送だということを考えていきますと、現行の受信契約方式というのがいずれ限界に来るのじゃないかということも心配するのです。

私は、公共放送であり、特殊な公的負担金でありますということ、これが基本であると思うのですが、今後のことを考えますと幅広く、この法律にもとらわれずにいろいろな方法を検討したかどうかと考えるのです。例えば、テレビを

買ったときに契約の申込書がついてくる、それに必要事項を記入してNHKに申し込むとかカードを入れないと受信できないようにする、スクランブルをかける、これは有料化になるのだからかと思っておりますが、そういう方法とかさまざまなアイデアがあるのじゃないか。これはぜひ法律にとらわれずに幅広く御検討いただきたいと思うのです。

それからもう一点。今世帯ごとの契約になっておりますが、今や一世帯に二台、三台のテレビが当たり前という時代になりました。一台ごとの契約を締結するようにすれば一台当たりの受信料はもっと少なく済む、その上で二台も三台も持っている裕福な家庭はより多くの受信料を払っていたらどうかということでありますから、薄く広くという時代の流れといえますが、そういう方向でいくことも考えられるのじゃないかというふうに思いますが、こういう新しい方式について今後御検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○高橋参考人 先生から御提案がございましたように、私も私どもといたしまして、特に衛星放送については新しい事業でございまして、全世界の中でまだ普及が三％かそこらという状況です。大々捕捉に苦勞しております。既に一部のメーカーにはNHKのありようについて御理解いただいた上で、衛星放送の器材をお売りいただくときに、NHKに契約していただく用紙を入れていただくようお願いして、一部はそういう方向で御理解を得ています。これをさらに広げてまいりたいということで、捕捉、契約に結びつけるようにあらゆる努力をしてみたいと思っております。

それから、世帯のテレビ台数の契約単位につきましては、目下のところは各世帯一台ということと考えておりますので、将来の問題としてお伺いしておきたいと思っております。

○赤城委員 しつかりとこれからもこの受信料収入を確保していただくように、また、さまざまな方法、アイデアを出していただくようお願いいたします。

たしまして、質問時間が参りましたので終わらせていただきます。ありがとうございました。

○上草委員長 次に、吉岡賢治君。

○吉岡委員 私は、初めて通信委員会で発言をさせていただく機会をいただきました。

前大臣、大石千八先生がパチンコ疑惑というところで新聞をにぎわしました。今度の主管大臣である深谷郵政大臣はよもやこういうことにはならないであろう、このように期待をしながら清々とした気持ちで参りました。ところが、御案内のとおり、リクルートの問題でマスコミをにぎわすという現実を迎えた、私は非常に残念でならないところでありました。一日も早くこのことについて説明を図り、私たちの前に清々として答弁いただく、そういうことになっていただきたいことを心から祈念を申し上げます。

さて、私はNHKの予算に関連いたしましたして、視聴者を代表する立場で率直に御意見を申し上げ、そしてまた御質問をしていきたいと思っております。

まずその一つは、NHKの巨大化、商業化、このことについて危惧を持つものでございます。そういうことではない、このように先ほどおっしゃっています。しかし、どうでしょうか。考えてみれば、平成二年度の収支予算案は、NHKの長期展望に関する審議会の提言、このことを下敷きに平成六年までの五年間の経営についての方針が出されているのであります。今のままの受信料では五年間で五千億の財源不足が生じる、こういうことから、カラー契約で月額二八％、三百円の引き上げを内容としたものになっております。

そして方針の中では、地上放送の充実、あるいは衛星放送の充実強化さらにはハイビジョンの開発普及、こういうことで国際化、高齢化など社会構造の変化と情報化、さらに多メディア化の急速な進展に対応し、公共放送としての使命を達成する、こういう事業計画であります。

私は、実はこのことに疑問を持つものであります。今現在、地上系に二つの波があり、さらに衛星

系に二つ、ラジオに二つ、そしてFMの一つということまで七つある。さらに国際放送もあるところでありました。そういう状況の中で、計画にも出ておりますように、BS3の時点ではハイビジョン専用波も出す、このように計画をされているわけでありました。それと同時に、幾つかの放送の時間延長ということも計画しているわけである。例えば教育放送の音声多重放送、こういうものも実施しているというふうなことで、あるいは国際放送を時間延長する、こういう方向も出ているわけでありました。そういう意味では、まさにNHKはますます大きく肥大化していく、こういうことは否めない現実だと思っております。

ところがそれに携わる人は一体どうなっているのでしょうか。現在、一万五千人、こういうお話でございます。五カ年計画の初年度に当たります平成二年では二百八十人の人を減らす、こういうふうであります。そして、この五年間において二百億の人員費の削減、こういうことも計画にあるわけでございます。そのことは、結果として自主番組の比率の低下というものを招き、外部の委託あるいは購入、こういうことに頼らざるを得ない、商業化への拍車、こういうものにつながっていくのではないかと思っております。公共放送という立場からいえば、商業主義やあるいはコスト主義に走る、こういうことはまさに公共放送の自滅の道だ、私はこのように思っております。

そこで、お聞きしたいと思っております。人件費、これが数が明確にされているのは平成二年度のみであります。したがって、平成六年には二百億を減らすとありますけれども、人員は一体どうなるのか、このことが明らかになっていないので、まずそのことからお聞きをしたいと思っております。

○植田参考人 NHKでは昭和六十年から今日平成元年までの五年間で千四百十六人、八・八％の要員を削減してまいりました。この間、人件費を百八十億円の削減を行ってまいりました。

今、先生御質問のとおり、今後の五年間におきまして、過去五年を上回る二百億以上の削減を目標としたいということでございます。

これにつきまして、先生が五年後の要員数の御質問でございます。私ももといたしましては、今後五カ年におきまして、情報化、国際化に公共放送としての責任をどう果たしていくのか。ただ減らせばいいということではございません。NHKならではのクオリティー、質を何としても保証していかなければ、NHKの存在理由がないわけでございます。その点を厳しく追求してまいりたいと思っております。そのためには人材の確保ということには欠かすことができません。一方で、協会が大量の職員の退職期に入っております。この状況もございまして、これら両方相検討いたしまして、これまで以上の業務体制のぎりぎりの再検討をしなければならぬ、あるいは関連団体、外部機能の活用などにつきまして、積極的に考えていかなければならぬというふうに考えてございます。

これらの総合的な努力の中で、五年後の時点におきまして累積二百億以上の削減を国民にとにかくお約束をする、受信者の皆さんにお約束をするということ、全組織を挙げて努力をしてみたい、かように考えておるところでございます。

○吉岡委員 今、平成六年に照準を合わせて物を言いました。先ほど言いますように、七チャンネルの波が八チャンネルになっていく、さらには放送時間も延長していく、こういう状況にある、そして職員はどんどん減らしていく、一体そこで何が起るのか、私は非常に心配であります。

今、日放協に働く皆さん方の賃金が民間より低いというお話を聞きました。調べてみますと、大卒卒初任給でNHKの方は十五万六千円、キー局のところでは例えばTBSですと十七万五千五百円、こういう開きがあると聞いております。また、四十五歳を例にとってみますと、NHKでは約四十万円、キー局では四十五万八千円、年間比較いたしますと、NHKは六百九十三万、キー局の方々は一千百十八万、こういう開きがあるという

ふうに聞いているわけでありました。

そういう状況の中で、六年に二百億を人件費を減らす、こういう状況ができた場合にはかなりの人数を減らしていくか、もしくは労働条件を今以上に悪くするか、こういう現実しか出てこないのではありません。しかし、先ほど申し上げておりますように、仕事はいろいろな波があり、それを充実強化をバラ色の方向をとっておられる、そういう状況の中で一体可能なのかどうか。結局このことが商業化への道、もっと言えば委託、そういうことをどんどん進める、こういう方向しかないのではないかと私は思うのですが、その点についてお聞きをしたい、こう思うのです。ですから、先ほど申し上げますように、どのくらいの職員数になるのか、このことを明確にさせていただかないと、私たちはどういう運営になっていくのかということについて頭に描けないという現実が出てくることを申し上げて、御指摘申し上げたいと思っております。

○植田参考人 先生御指摘のとおり、先般民放あるいは大手新聞社と比較いたしました、NHKの給与が、一般職平均で月例給与で約一割、年収にしますと一割から二割低いという現実でございます。同業他社との給与格差の是正を含む処遇改善につきまして、従来とも厳しい財政状況の中で努力をいたしてまいりました。今後も労働組合と誠意を持って十分に話し合いたい、最大限の努力をいたしたいと思っております。

ただ、NHKが同業他社との対比の上で非常に苦しいおるのは事実でございますが、一方受信料制度によって成り立つNHKでございます。全国民の理解の中で私どもの職員の処遇がなければ、NHKが国民と離れた存在になっていくのではないかと、この点についても私どもは労働組合とも十分今後とも話し合っているというふうな考えをしております。

なお、特にマスコミにしましては、このような現状の差が人材確保という点から苦しいのも一面また事実でございますので、社会全体の給与水準とのバランスも一方で意識しながら、一方でな

おかつNHKならではの人材確保のために最大限の努力を重ねてまいりたいというふうに思うわけでございます。

なお、今後の処遇のありようにつきましては、一方で最大の節減あるいは要員の見直し、これらを含めまして、全体として私どもが最大限の努力をいたしてまいりたいというのが今回の経営計画でございます。二百億円の過去五年を上回る人件費節減努力の中で私どもとして最大限の職員の処遇を考えてまいりたい、かように思っております。

○吉岡委員 答えになっていないですよ。何人かと聞いているのだ。どのくらいだと目安を言ってくれ。数字を言わないですよ。

○植田参考人 先ほども申し上げましたことで恐縮でございますが、一方で人材の確保の必要が非常に高まっております。一方で、我々はぎりぎりの節減努力しなければならぬというふうに思っています。かつて、率直に申し上げますが、千五百人、一万五千人といった数字がいわば経営目標のように私どもは掲げたのは事実でございます。こういった人々を減らすこと自体がいわば企業目標、企業の最大の経営課題といった位置づけでなく、私どもとしては何としてもNHKならではのサービスを保つ確保するんだ、仕事先だという中で、しかし人件費の点では国民の皆さんにきちんとお答えをしようというのが私どもの決意でございます。この点の御理解をいただければまことにありがたいと思います。

○吉岡委員 今理解をせいで言われても理解できぬわけです。二百億を減らすんです。労働条件が悪いから上げにやならぬでしょう。仕事はたくさんあるでしょう。整合性がないんです。その点を指摘しているわけでございます。

私はなぜこんなことを言うかと申しますと、私の地域にかつて二人のNHKの記者の皆さんがいられつしました。それが一人に減ったんです。そのことによって地域におけるいろいろなニュース、あるいは地域における祭り事、そういうもの

がどんどんブラウン管から消えていった、こういう現実というのを見ているわけです。地域に密着した、このように事業計画の中になつたわけじゃない。しかし、人というのは非常に重要だということを感じておりますから、あえて申し上げさせていたでいていこうと思っております。

御案内のとおり、おっしゃったとおり、本当に人と仕事の関係は労働組合との間で十分話し合つてやるのは当然のことじゃございませんか。しかし、皆さんの方でこういう方向で行くという数字が示されないんだから示されないでいいんです。そうはつきりおっしゃってくだらないんです。そういうことを言わないで理解せよ理解せよと言つて、この内容は理解できないですよ、こういうふうに申し上げておきたいと思っております。

さて、そういう状況が参りますと、私はあえて申し上げますけれども、外部委託の拡大、こういうことが出てくる、これ以外にないと思っております。とするなら商業化への道をNHKはたどっていく、そこでは公共放送というものが損なわれる現実を迎える、このように危惧するんですが、その点についてどうお考えか、お尋ねしたいと思っております。

○島参考人 先生御指摘の点もよくわかるのでございますけれども、私から申し上げたいことがあるのは、最近の放送技術というのはまさに革命的な進歩を遂げているわけでございます。具体的な例を挙げますと、例えばニュースセンター、これは恐らく世界の放送局の中で一番進歩したシステムを採用しておりますけれども、そういう際には、仮に今までニュースを出すために十人要る人間が七人で済む、この技術革新というものと人間という関係が一つあるわけでございます。これは一つニュースセンターの例を申し上げていることでございます。したがって、これから先ますますつまり機械が人間にかわっていくということ、これはこの五年間にかなりの数でそういうものが出てくるのじゃないかということが一つあるわけでございます。

それからもう一つは、これは今衛星第一チャンネルをごらんになっていただければわかりますように、大体世界の主な放送局の主なニュースを同時に見せる、これは決して公共放送の質を落とすということではなくて、そういう新しい放送のアイデアといえますか、やり方というのがかなり変わってくる。それから、大きな番組、例えばNHKでつくった「シルクロード」とか「大黄河」とか「人体」とかいろいろありますね。こういったものにつきましても、NHKの人間だけがやるのではなくて外国の放送局と共同制作をする。つまりこういう側面から、NHKの人間が何から何までやるということではなくて、全世界的な広がりの中で質のいい番組をかなりつくれるという例もいろいろあるわけでございます。

ここで先生に私の方からはつきりお約束できることは、一体どういう業務量が五年間にあるのか、その業務量に見合う人間、これは絶対確保しなければその仕事もやれないし、現に労働組合の理解を得るわけにはいきません。ですから、その辺は、この五カ年計画で私どもが一応の試算として皆様方にお示しした数字に従いまして毎年毎年労働組合その他と十分話し合い、また、我々のやったことを郵政省初め国会の皆さん方から一年ごとにその辺の問題につきましてはいろいろ御意見なりなんなり承つてこの五カ年計画を完成したい、こういうふうに考えておるわけでございますので、よろしく願ひしたいと思います。

○吉岡委員 平成六年を想定して衛星放送を一千万戸にしたい、こういうふうに言っておられます。このことは、今研究が漸次進んでおりますハイビジョンがブラスされる中でそのハイビジョンの普及、こういうことをも考慮に入れた事業計画になつていくわけでございます。そうなりますと、今まさに財政的には構造的収支不均衡が起こつていて、平成六年には勢いハイビジョンに対して有料化、こういうことを皆さん既にお考えの中へ入れていらっしゃるかどうか、その点をお聞きしておきたいと思ひます。

○島参考人 ハイビジョンにつきましては、先ほどほかの先生の質問に答えたとおり、この五年間これを本格的に放送しまして、ハイビジョンの受信料を取るという考え方は今のところは全くございません。その五年たった後、先ほど先生の御指摘のあった巨大化の問題も含めまして何がNHKとして本当に適正な規模かということ、五年たった段階で改めて政府を初め国会の皆さんの御意見を聞き、国民の理解を得るような形に持っていきたいというのが現段階の私の希望でございます。

○吉岡委員 大臣にお聞きしたいと思います。今の討論の中でもおわかりいただいたと思いますが、今、我が国の放送の体制というものが一体どうなっていくのかということについて、私は非常に心配をいたしておるわけでございます。したがって、公共放送事業体としてのNHKをどのように位置づけられていくのか、また国民の費用負担のあり方、このことについても検討を加えざるを得ないときが来ると思ひます。また、メディアの適正化についても、七波を八波にする、どんどんふやしていくという方向だけでなく、公共放送ということで充実するのはこれこれだ、こういう使命を持つてやるんだということ、こういうメディアも削減をしていくということがあつたていいのではないか、このように思うところがございます。その辺についての監督官庁としてのお考えをお尋ねしたい、こう思ひます。

○深谷国務大臣 我が国の放送は、受信料を中心にした大きな収入源となつていくNHKと広告料収入等で営業していく民放と二つあるわけでありまして、私は、この位置づけはこのままでいくのではないか、このままで競い合ひながら進めていくということは必要なことではないだろうか、そのように思つております。

それから、NHK、つまり公共放送のメディアがこのように多くなることはどうなんだという意見については、既にいろいろな角度から議論がなされていくところでありまして、数をふやしていく

ということとは逆に財政難の状態を考えると適切でないという御意見も非常に強いわけであります。御案内のようにNHKは、テレビジョン地上系二波、衛星系二波、中波放送二波、FM放送一波等の放送メディアを現在保有しているものであります。これから民間がさまざまな発展をして放送ニューメディアの発達等、その環境が変わってまいりますと、当然NHKもこのように多数のメディアを保有していなければならないという理由はなくなくなるわけでございますので、そこらは例えば郵政省の放送の公共性に関する調査研究会の中間答申にもございましたように、メディアの見直しはこれから進めなければならぬ方向ではないか、そのように理解しております。

○吉岡委員 NHK、どこへ行く、こういうことにならないようにお願いをしたいと思いますが、ただ、それがNHKに対していろんな意味で介入をするという意味でないということについても御理解をいただいております。

二つ目の問題、受信料金の値上げについてお尋ねをしたいと思います。

最初にお尋ねしたのでありますが、今回の事業計画の中に消費税というものが加わっているのは数字の上では当然のことと思います。そういう意味で、値上げ後の受信料、カラー月額千三百七十円、衛星カラー二千三百円、こういうふうになつていきますけれども、消費税分というのは幾らなのか。また、NHKの予算案で事業収入のうち消費税分というのは一体どれくらいなのか。また支出として一体どれくらいなのか。結果として税務署への納入分はいかほどになるのか。少し参考にお聞かせをいただいております。

○尾畑参考人 お答えいたします。千三百七十円にさせていただきますというふうにお願しておりますが、このうち消費税は四十円でございます。

それで、平成二年度予算における消費税、先生のお尋ねについてでございます。売上消費税、つまり受信料収入にかかる消費税でございますが、

これが平成二年度は百三十八億円でございます。それから一方、仕入れ消費税、物品サービス購入価格に含まれる消費税であります。これが七十四億円でございます。差し引き納入いたします納付の消費税は、この売上消費税から仕入れ消費税を引きました残りの六十四億円が納付する金額でございます。

○吉岡委員 数字を教えてくださいまして、このことが、いわゆる消費税がNHK事業に適用されておる、こういう現実の中で受信料値上げの大きな要素になっているということを一つは言いたいわけであります。したがって、逆進性が強い消費税というふうに言ってきたが、ここでもそのことを申さねばならない、このように思います。

それから、二つ目に申し上げてみたいと思ふのは、学校等の受信料免除、さらに大臣命令などによる国際放送、こういう問題について経費が多少出ているとあります。NHKの方で海外放送をなさっている分についてはNHKが持つていらつしやる、こういうことでございますが、そういう意味で、受信料免除分というのが百五十億あるのだという資料をちょうだいしたわけでありす。すぐれてこれらの問題については、これほど厳しい状況の中でありますから、NHKに対して国が負担をする、軽減分とか海外への放送分については国が負担をする、こういうことはお考えになつておられるのかい。お聞きしたいのでございます。

○大瀧政府委員 NHKの受信料は、NHKの放送を受信することのできる受信設備を設置したすべての人から徴収する公平負担というのが原則でございます。そういう観点から、通信委員会におきましても附帯決議でしっかり取るようにというようなお話があったときもございました。この原

則に基づきまして、NHKは段階的に見直しをやつてまいつたところでございます。高等学校とかそういうレベルまではいただくというようなことに今現実にはなつておりますが、現在には小中学校とかあるいは社会福祉施設等が免除として残つております。この点にしましては文部省、厚生省に私ども郵政省からもこの財源の措置等をお願いした経緯がございますが、来年度の予算の場合にも計上されなかったという経過がございます。そういうことでございまして、今後とも関係各省との調整を行うなど、免除の廃止という方向で進めてまいりたいと思つておるわけでございます。

（委員長退席、園田委員長代理着席）

○吉岡委員 財政が硬直化をしているということ、よく御存じのはずでありますから、私はあえてここで、免除についても、あるいは国際放送についてはすべて国が責任を持つ、こういう態度が望ましい、こう思つておることを申し添えておきたいと思ひます。

衛星放送の問題あるいはハイビジョンの開発普及、このことは公共放送の先導的役割、こういうふうにおつしやつています。向こう五年間でハイビジョンにかかる経費はどのくらいになるのか。私はこのことを、先ほども触れましたように、結果として視聴者のいわば求めざる方向という、ある意味では視聴者が犠牲になつてハイビジョンの有料化へと進む懸念を感じますので、その点についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○尾畑参考人 お答えいたします。今先生御指摘のように、放送の先駆的な役割、新しい分野を開拓しないという放送法上の役割がNHKに与えられておられますので、ハイビジョンにつきましても一生懸命頑張らせていただきますが、この五年間でハイビジョン関係にかかる実施の経費は四百八十七億円を考へております。

○島参考人 ちよつと補足させていただきます。ハイビジョンにかかる金額はただいま説明したとおりでございますけれども、私が先ほど申し上げ

げましたとおり、ハイビジョンは放送以外の分野でかなり多面的な利用ができるわけでございます。したがって、映画制作とか印刷とか医療器具だとか、あらゆる分野にこの技術を利用することによってかなりの意味での収入が当然この五年間に図られるというふうにお考へております。したがって、ハイビジョンにかかる費用は、全部とは申しませんが、我々の目標として少なくとも七、八割はそういったものを得まして、それを視聴料に還元するというふうにお考へておるわけでございます。

それともう一点は、衛星放送につきましては独立に地上波とは別な形で会計をやつておられます、当然のことながら一年度、二年度は赤字でございますけれども、三年目くらいでとんとん、四、五年で衛星放送自体としてその費用を何とかしようというところでございまして、地上波の方々の視聴料をそういった形でできるだけ負担させないという形で進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○吉岡委員 ハイビジョンの欠陥は、要するに小型化できない、機動性が悪い、こういう状況がありますから、今会長がおつしやつたような方向になればそれほどいいことはないと思ひますけれども、研究の段階とおつしやつておるわけですから、もしそのことが我々の視聴料の助けになるなどということになると、今申し上げたようなことが進んでいかなければならぬ、こういうふうにお考へておられますので、ぜひひとつその点について私はあえて、視聴者の犠牲の上でハイビジョンを真剣に進めるべきかどうかについては、先ほど申しました疑問を持つておることは明確にしておきたい。

次に、放送衛星の問題であります。BS2Xが失敗をしました。もう多くは申しません、端的に言います。百四十五億円かかったと言われております。経理上の処理はどうなつていくのかお尋ねしたいと思います。

○中村参考人 お答えいたします。

百四十五億円であったわけであり、すけれども、内訳をちょっと申し上げると、実はこの百四十五億のうち、成功報酬といまして、衛星が無事軌道に乗りまして安定運用に入ってから後払い報酬が十二億円あるわけでありまして、これは打ち上がった後に支払うお金でございます。したがって、NHKとGTEとの間で契約時に払ったお金は百三十三億円ということになっております。

それで、ただいまお話がございましたように、打ち上げに失敗したわけでありまして、この百三十三億のうち約百六億がNHKに戻ってくる、こういうことになっております。このお金につきましては、この年度内にNHKに納入されまして今年度の決算で処理をする、こういう予定で考えております。

○吉岡委員 いずれにしても、保険で返ってくる、こういうことがあったとしても、二十七億の保険料は国民の負担になるわけでありまして、BS2b、この打ち上げのときには国は四〇%、NHKは六〇%というふうに聞いておるのです。そして、今後打ち上げられるであろうBS3についても、宇宙開発事業団、これは国の機関だと思いますが、それとNHKあるいは通信・放送衛星機構、こういうことでの比率が出てくるわけでありまして、なぜBS2XのみNHKで単独に打ち上げられたのか、私は疑問に思うわけでありまして、そういう意味で、この問題について、いざりリスクを少なくする方向というのは何としても追求しなければならぬ課題だと思つたのです。衛星に寿命がある限り上げなければならぬという現実があるわけでありまして、

そこでお尋ねしたいのであります。私はそういう意味で、後続機の打ち上げについてリスクを少なくする、こういうことの中で郵政省は、通信衛星の中継器、いわゆるトランスポンダーをNHKのユーザとしてリースできるような法制化を早急に進めたいのか、私にはわかりませんが、お尋ねをしておきたい。

それから、日米構造協議、こういうことの中で人工衛星の調達問題が通信衛星のところまで起こっておりますが、放送衛星についてはどのようなことになっているのか明らかにしたいと思つたのであります。

○大瀧政府委員 先生御質問の、構造協議におきまして衛星問題が話題となつておるという御質問でございますが、現在はCSに關して、これがスパー三〇一条の関連で問題になっておるということでございます。BSについては何ら問題になっておるわけではございません。

○吉岡委員 それでは、難聴対策の問題について少し質問をしてみたいと思つたのです。テレビばかりが目玉を浴び、私たちの国民生活にとつて家庭の中ではかけがえのないものになってきていますが、カーラジオについてお聞きしたいのです。

カーラジオというふうには言いますが、車に乗りましてそれに頼る以外に道はない、こういう現実も生まれておるわけでありまして、私は、車に乗りながら山間僻地に参りますと、かなりの部分でラジオが入らない、こういう経験をいたしておるわけですね。NHKとしてこの問題について何か考えてもらえないかという住民の声も大きいわけでありまして、

さらにラジオの關係でいいますと、私は兵庫五区でございますから海岸線でございます。その部分では夜間になりますと他国の電波がどんどん入つてまいりまして、NHKの電波がかき消されておる、こういう現状で難聴の実態が出ておるわけでありまして、これらについても検討していただくことができないのか、お尋ねをしてみたいと思つたのであります。

○中村参考人 答えたいと思います。NHKの中波放送につきましては、昼間においてはほぼ全国の世帯をカバーしてございます。全国の高速度道路につきましても、昼間においてはなおむね良好に聴取可能というふうに考えておるところでございます。しかしながら、先生御指摘の

とおり、夜間におきましては近隣諸国の電波が混信をしまし、対策の必要な地域もございまして、これを対策していくに当たりますと、世界の中波放送は、一九七五年に締結された各国別の放送局の電力でございまして、周波数で決まっております。したがって、この国際協定上の制約を強く受けておるわけでございます。

このような困難な状況にはありますが、NHKはこの十年間で二十六局の小電力局の増設を完了し、三十八局の増設、六局の周波数変更を実施して、少しでも聞こえるように対策を講じてきておるところでございます。引き続き平成二年度も一局の増設を予定して、混信の大きい既設局の増設、受信改善を目指しておるところでございます。

○吉岡委員 カーラジオのことですが、高速度道路があるところはよろしいわ。高速度道路のないところは、今のお話でいきますとあかんということですから、国道の周辺だつて私の地域では聞こえないところがいっぱいあるのですよ。ポケットベルでも自動車電話でもその方向で努力しているのです。NHKも、やろじやないかという気持ちでしていただけないのか、お尋ねします。

○中村参考人 ただいま申し上げましたように、いろいろな制約条件の中で、許される範囲でやっておるわけでございます。そういうような陳情の多いところも現実に全国に何カ所かあるというところも承知しております。この厳しい財政あるいは今言いましたように国際協定の制約、そういうものを乗り越えながら、少しでも改善に努力をしまし、まいりたいと思つておると思つたのであります。

○吉岡委員 やらうと思えばできると思つたから、ぜひ努力をいたしたいと思つたのであります。私は今いろいろの問題を申し上げてみましたけれども、料金値上げを含む内容について疑問に思つたのであります。さて、そういう状況に加えて、最後に質問させていただきます。ラジオでもテレビでも

も、視聴者の権利について制度化をしていただくということができないだろうかということですが、視聴者は放送の単なる受け手でありまして、消極的な立場に置かれておるわけでありまして、受信契約を結ぶ義務こそあれ、NHKの経営に参加したり番組にアクセスするといった道はほとんどありません。放送の自由は放送事業者の自由ではないはずであります。視聴者の知る権利、こういうことも認識をしてみたいと思つたのであります。

そういう立場で、先ほど申し上げましたけれども、まずペールに包まれた経営委員会の内容の公表、このことを義務づける、こういうことはできないのか。そしてまた二つには、放送法第一条で放送による表現の自由の確保ということがうたわれておるけれども、視聴者の知る権利というものも規定していく、こういうことはできないのか。まず二点についてお尋ねをしておきたいと思つたのであります。

○深谷国務大臣 放送法は、「放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的」としておられます。これを受けまして現行放送法では、訂正放送とかあるいは取り消しの放送について規定するほか、放送番組の政治的な公平あるいは論議の多角的説明を定めて、あるいはまた番組基準の公表を義務づける等、視聴者の意向の尊重にもかなり配慮してあると思つております。そういう意味では視聴者の権利、利益については一応配慮はなされておるというふうに理解しております。

また、各放送局とも視聴者からの苦情の処理の窓口を設けてこれに当たつておることを認識しております。国会における予算と決算の審議あるいは定期的な世論調査についても公表を公開されておると思つたのであります。今度の料金の値上げに際して、私はNHKにあえて、放送などの方法によつて、合理化とか効率化の実施状況を含む経営の概要を受信者に明白に知らせるよう努力すべきだということをお尋ねをしておきたいと思つたのであります。

経営委員会の公表については、私は経営委員会独自の御判断にお任せすべきではないだろうか、かなというふうに思っております。

以上の点から、ただいまの吉岡委員の御発言は貴重な御意見として承っておきたいと思つてい

○吉岡委員 大臣がおっしゃることにしても理解をしますけれども、いずれにしても視聴者の立場というのは、先ほど言いますように放送者に向向してアクセスするということが本当にできない、こういう状況でございます。わずかにアクセスできる方法が一つあるわけであります。それは受信料不払いが今だと受信者の権利だ、このように思わざるを得ないのです。それ以外に今受信者の声を実効的にNHKに届ける方法がないからであります。その点についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○島参考人 私は、公共放送であるNHKが先生の指摘するような状態になつては大変だと思ひまゝして、やはり国民の信頼、国民、聴視者とのコミュニケーションをもつと図らなければいかぬ。事実私どもがそういう意味での努力が十分でなかったということを反省しておりますがゆゑに、これからNHKの番組その他でできるだけ多くの視聴者の意向を取り入れた番組なりそういうものを、大臣の御指摘もありますから、精いっぱいやっていく。いづれにしても国民の信頼の上に成り立たなければやっていけない事業でございますので、その点十分注意してやっていきたいというふうに考えております。

〔園田委員長代理退席、委員長着席〕

○古岡委員　今お答えいただきましたので、一生懸命やっていたこうという姿勢を持っておられるののですが、いかにせんそれではどうかといえますと、苦情を言ってもナシのつぶて、こういう現実というのがやはりあるわけでしょう。したがって、放送の苦情処理委員会を設置するだとか、あるいはNHKの蓄積情報をも本場に公開する、こういうことも含めて考えていただきたいと思います。か

つて消費税の世論調査の結果が明らかにされないなどということは、まさに放送主権をみずからが崩すものである、そしてまた視聴者に対して大変失礼、こういうように私は思っているわけであり
ます。

ですから、そういうことが横行するということになるとするなら、私は、先ほど申し上げますような方法しか物は言えないのかという気持ちにもなるわけでありまして、もしそうでないとするなら、先ほど言いましたように、真剣に視聴者の知る権利というものを規定化していく、あるいは法律の改正を図っていく、こういう方向に持つていかざるを得ない、このように思うところがございます。再度決意のほどを伺っておきたいと思ひます。

○島参考人 先生のおっしゃる御趣旨はよくわかっておりますので、精いっぱいこれからその実現のためにいろいろ努力したいというふうに考えております。

○吉岡委員　以上、問題点をいろいろ質問させていただきました。いろいろな御回答をいただいたわけでございますが、そのことを本当に真剣にお考えになって検討いただき、さらに実のあるものにつなげていきますよう心から祈念を申し上げます。視聴者という立場での我々の生活、このことを通して問題を提起しましたことについてよろしくお受けとめいただきたいと思います。ありがとうございます。

○上草委員長 次に、上田哲君。

○上田(哲)委員 NHK経営責任とじっくり議論
をしてみたいと思います。

まず、NHKと商業化。基本的な理念、原理としてこれはどのような関係であるべきか。私は、NHKと商業化というのは絶対に相入れない方向ではないか、こう思うのですが……。

○島参考人 御指摘のとおりでございます。

○上田(哲)委員 NHK、つまり公共放送。公共放送という言葉のニュアンスは、営利的でない、金もうけしない、こういう言葉。長く薄謝協会な

どとも言われていました。しかし、今日NHKの商業化というのは避けて通れない課題になってしまっているとお考えですか。

○島参考人 私はそう思っております。

○上田(哲)委員 民放連から、NHKの商業化黙

視しがたいという発言が寄せられたと思います。
いかがですか。

○島参考人 中川民放連の会長さん以下二、三の方から、そういうことがあつてはならないという話は伺っております。

○上田(哲)委員 それはNHKの現状に対する批判ではない。あるべき姿へという指摘だけですか。

○島参考人 現状につきましても、民放側から見

るとNHKが商業化に走っているような面もあるのではないかと御指摘でございます。

○上田(哲)委員　その現状については、会長はどのように認識しますか。

○島参考人 私はそのようなことは、全くとは言いませんけれども、あつてはならない、こう考えております。

○上田哲委員 全くとは言えないところ
が実は気がかりなのでありまして、その傾向が進
むかもしれないというような懸念はありません
か。

○島参考人　ここで上田先生に、もうこれは釈迦に説法かもしれませんが、ちょっとお話ししておきたいのは、最近の情報化社会とかニューメディア時代というのは、今まで上田先生がNHKにいらっしやったところと違っていて、NHKの放送、我々のつくる放送素材がそのままで終わる

しかし、これは、我々は株式会社の利益と違ひまして、その金がそのまま聴視料に還元する、つまり十円の費用を使って番組をつくる、その結果

八円のそういう見返りがあれば二円の放送番組の支出で済むというように、聴視者の皆さんから預かった貴重な聴視料を有効に使うという側面がいろいろな形であるわけでございます。その行為が、何かこう聴視料以外の収入という形でそれをひくくするめて商業化という形に結びつけられるというようなことは、それは当たらないのじゃないか。そういう面での誤解がかなり民放の方々の一部にあるのじゃないかということを私は懸念しておるわけでございます。

○上田(哲)委員　言葉を整理しましょう。

商業化というのは、NHKにおいては金も上げを主にするなどということ。文化の創造のために全力を尽くすことを中心に置かなければならない、こういうことでいかがです。

○鳥峯参人 そのとおりでございます。

○上田(哲)委員　そこで第二に大きな問題は、NHKの巨大化ということなんです。商業化という問題ともう一つ巨大化ということが憂えられていると思います。一つにはテレビの四波、ラジオの二波、FMの一波、合わせて七波、巨大な波を持つ。そして値上げで三割ほど事業規模も広がっていく。こういう立場でいうと、その影響の大きさを含めてNHKのとめどもない巨大化ということが指摘をされるのではないかと思います。これはいかがですか。

○鳥参考人　今までのほかの先生方の質問にもお答えしたわけでございますけれども、確かに自由主義社会において一つの放送機関、一つの情報機関が巨大化するということは、これは常識になじみません。

しかれば、NHKがどの範囲が適正規模であるかということは、先生御存じのように、これからニューメディア、情報化社会というのはどんどん音を立てて今変わりつつあります。したがって、私は当面この五年の間、主として、具体的に申し

いった意味での、先生御指摘のNHK自身でつくるものとそうじゃないものとの比率が時代とともに変わってくる。少なくとも五年後には二〇〇くらい、これは衛星、地上波、ラジオ、テレビ全部含めてでございますけれども大体そんな割合になる方が、むしろ私は時代の趨勢に合っているのではないかという考え方を持っているわけでございます

○上田(哲)委員　五年後には二〇％くらいとおっしゃったのだけれども、一九九〇年は一九・七％になるというのがNHKの試算なんです。五年後ではなくて、もう間もなく二〇％になるのです。どこまでいくのかということもNHKがお出しになった五年間の経営計画の中に書いてあるのを見ますと、これもまた非常にわかりにくい表現なんですけれども、「すぐれた外部のソフト制作能力

との連携を強め、多様ですぐれた番組の確保を図る。その他の業務についても外部機能の活用を進める。」という表現と、「民間の優秀な人材・プロダクションの活用、多様ですぐれた海外番組の購入など、番組の外部制作や購入を拡大する。」という表現があります。この表現を翻訳いたしますと、つまりはこれからの五年間で、今言われた二〇％ではなくて、ざっと三〇％くらいまで持っていこ

うというふうな討議が進んでおるように伺っております。そういうことではないですか。

○島参考人　今私が二〇%と申ししたのは、先生御指摘の購入とか委託とかというような数字を主として私は申し上げたのです。

私ども例えばNHKクリエイティブとかNHKエデュケーションとかいう関連会社をつくっているわけでございます。これは九九%NHKの人

間が参画して、NHKの人間が出向してつくっている番組でございます。これはNHKの本体でつくるよりもより効率的につくり、なおかつそれが先ほど申し上げましたようにメディアミックスにつながるようなものをそういう形でやっておりますので、私はその計算を突は入れていなかったのです。今、20%と30%で差が出ましたけれども、そ

○上田哲委員 どうも私はのみ込み切れません。納得できないのですけれども、もう一歩進めます。実験というのは、放送に關してみだりな実験は許されたいと思つた。そういう面では、今出た子会社というのではなく、NHKの中でも今そういう制作上の態様が非常に大きく変えられようとしている。具体的には、番組制作局が根本的に改組されようとしています。来月ぐらゐには固まつて、早ければ七月の組織改正が行われるというふうにも聞いておるわけでありますが、この番組制作局のプログラム化、十一のプログラム化になるという。これはまだ煮詰まつた名前ではない、仮称となっていますが、仮称十一のプログラム化に番組制作局が分かれる。この考え方は、今の話のような実験ということになるのでしようが、ここではないいろいろ細かいことは討議されているようです。突き詰めて言うところ番組制作という筋で縦割りにして、そこにCPといふように、大長編といふ人たちのレベルで人事権、編成権、予算権といふようなものを専属させる、こういう考え方だといふふうに理解しているのですが、それでいいですか。

○島参考人 上田先生御存じのように、NHKは、戦前は別にしましても、戦後四十何年間に随分管理機構といひますが、それが膨大になりまして、なかなか現場の第一線のディレクターなりなんなりが本當の意味で自主的なクリエイティブなあれがなかなかできなくなつてくる。全部管理体制が二重、三重になつてしまつてくる。そういう意味から我々は、質のいい番組をできるだけ効率よくつくるのがNHK本體でも要求されているわけですから、かなりの部分、今までの管理部門が持つていた人、物、金に關する権限、それをできるだけ現実自分で番組をつくるセクションにある程度自由に権限を付与して、そこで新しい本當の意味でのクリエイティブなものをいろいろつくつてもらう、つまり中に、二重、三重になつていろいろ管理機構をもつとシンプルにしてしまふ、その方がつくりやすいのじやない

か。そこで、そういう方針に従つて放送担当の役員以下に今そういう形があり得るかどうかということいろいろ検討させていることは事実でございませう。まだ最終的な結論は得ておりません。

○上田哲委員 それで七月改組ということになりますか。

○島参考人 私の希望としては七月を目指しておりますけれども、これはまず部内の共通項、いわゆる共通した認識を皆が持たなければいけませんし、労使関係もございませうし、いろいろなことがありませうけれども、私は先ほど申した趣旨でまず徹底的にやつてくれということを今指示している段階でございませう。

○上田哲委員 かなり踏み込んだ御発言です。私は実験という側面はできるだけ前向きにとらえてもいいです。しかし、これは内容的には大変な実験になるだろうと思つた。NHKにこれまでなかつたような思い切つたやり方になると思つたので、当然懸念も十分にある。詳細を言うところ、これはグッドモーニングプログラム化、グッドタイムニングプログラム化、経済情報プログラム化、母と子のプログラム化、学校放送プログラム化、ベタライフプログラム化、サイエンスプログラム化、カルチャープログラム化、ドラマプログラム化、エンターテイメントプログラム化、音楽&FMプログラム化と十一あります。この項目を読むだけでもNHKの番組制作の大変な全面転換ということになるのです。

簡単に言ひまして、現場への分権という言葉はきれいだけれども、実際には非常に縦割りがきつくなり過ぎないか。トータルコストシステムです。言つてみれば請負ですね。だから、言葉として言へば、裁量権は来るけれども、その範囲の中で必ずやりなさいということにはなるわけですね。

具体的には、大体これまでの制作の分類というのは、キャッシュ四〇〇%、人件費四〇%、スタジオ施設費などその他二〇%。今度CPが全責任を負つて、一つのプログラムを持つということになると、今まではキャッシュ四〇%分だけを持つていた分を全部持つということになる。裁量が非常にふえたようでもあるけれども、総枠を任せられるという立場からすれば経営側からは非常に締めやすくなるということもある。これは結局、NHKの外につくつた子会社をNHKの中にも子会社をつくるということになるようだった問題だと思つたのです。そういう懸念はありますか。

○島参考人 先生の御懸念も全くないわけではございませうけれども、NHKは御存じのように今大きな転換期に来ておるわけでございます。関連団体自体につきましても、私は二十幾つかの責任者に全部やめていただきました。新しい体制を組んでいるわけでございませう。これは、本當に難しい局面に來たこの公共放送が本當に生き残れるかどうか大変な転換期に來ている。きょうも三百円の負担増といふことを皆さんにお願いしているのも、今までの考え方の延長線上ではとても国民の皆さん方に御認識していただけないといふこともございまして、何回も繰り返しますけれども、多少の懸念はありますけれども、貴重な視聴料を極めて有効に使うといふ意味でまさに抜本的な試みを今いろいろやつておるわけでございませう。

○上田哲委員 これは、ただ勇氣を持つてとか野心的とか実験的といふだけでは済まない問題なんです。放送といふ、文化創造といふ問題、そしてNHKの大きな影響力といふことからいって非常に慎重に検討しなければならぬ、これは当然だと私は思つたのです。そういう立場でいいますと、繰り返しますけれども、CPなり大長編クラスという責任者が、プログラム化といふ言葉が象徴するわけですが、技術者からキャスターから何もかも全部抱えるといふことは、大変権限が与えられたやうであるけれども、それなら全体のコスト計算の中で熟練者を切つて若い方にかえてこつちのコストを浮かそうといふやうなことが出てきて熟練技術者などが排除されていくといふ心配も十分にあると思つたのです。例えばそういう点はどうですか。

○島参考人 私は、できるだけ早く、七月までに新しい体制を組みたい、こう申し上げておりますけれども、今先生の御懸念されておるやうな問題も多々あるわけでございませう。無理をしてやれば混乱を招きます。ですから、混乱を招かないやうにできるだけの措置をしながら、できるだけ前へ進めていくということをやつておりますので、今先生が御指摘になつておるいろいろのプログラム化とかなんとかといふのは、実は僕も今初めて聞いたわけでございまして、私は方向については指示しておりますけれども、具体的な成案といふものは私はまだ見ていないわけなんです。私の基本的な考え方は、新しい方向を目指しつつ着実に、混乱を招かず、文化性の発展といふ先生のワーディングに沿うべく私はやつていくつもりでございませう。

○上田哲委員 間もなく四月なんです。それで七月からできればやりたいと言われるわけですね。これだけ大きな改革、横を縦にしてしまふやうなことなんです。そういうのが会長のところまで行つてないといふのは、これは実に暴走になる心配があると私は思ひます。

例えば私のところにこれだけの成案資料があります。これは具体的にいふべき書いてありまして、「プログラム化の専門性」「プログラム化の事業目標」「事業計画関連のプログラム化」「管理システムとの関連」等々いっぱい出ているわけですよ。

ですから、これは会長にそこまで資料がいつてなければ、関連の担当重役でも結構ですから、きょうは貴重な機会でありませうから、私が述べた二、三の問題については、専門的な立場からぜひお答えをいただきたいと思ひます。

○遠藤参考人 放送現場を預かつておる遠藤でございます。

確かに私も、ここ数年かけて番組制作の新しいあり方はどうあつたらいいのかといふことをいろいろ議論してまいつております。その中で、今先生が御指摘になつたやうな考え方の方向でま

めつつありますし、それからただいま会長が申し上げましたような現場の活性化、管理構造の簡素化、そういうことによってもっともっと独創的な文化性の高いソフトをつくり出す、そういう仕組みは一体どうやらできるのだからかということとをずっと腐心しながら考えてまいっているわけでございます。ただ、このソフトをつくるということは非常にデリケートなところがございまして、ソフトの制作に参加する全員のモラルの問題、そういうものが低下したらいいソフトはできないわけでございます。

ですから、そういう諸問題をいろいろ勘案しながら、理想の姿は一体何だろう、そこへ到達するには一体どういう道筋を立てて、何年間かけて到達するのがいいのか、あるいは一挙にやるのがいいのかというのを目下議論している最中でございます。そういうことで、私どもは、今年度は何らかの番組制作体制の変更について提案したいというふうに思っております。

○上田(哲)委員 全然これでは私は心配です。こんな調子ではあつといかれては大変だと思えますよ。これはちよつと時を改め、場所を改めてもしっかり議論しなければだめだな。

先ほど来私が具体的に申し上げた、グッドモーニングプロダクションだつたら三十六人。グッドイブニングプロダクションの五十五人から始まってずつと各プロダクションの人数まで、こんな端数の単位まで全部出ている。ここまで議論が進んでおるわけですから、これでその程度の、何とか勘案してなんという抽象的な話で、あと百目足らずでスタートしてしまふ。そういうところでつくれる番組というのは、私は大変不安を持たざるを得ない。

時間の範囲で具体的に一つだけ聞いておきますね。例えば、出されているさまざまな資料によると、今番組制作費が足りなくなつて、「趣味の園芸」とか「NHKスペシャル」なんというのは切り下げを行っているという。制作単価でいいますと、「趣味の園芸」は九十万円が八十八万七千円、「N

HKスペシャル」は千三百二十四万円が千三百八十二万円と、えらい細かい数字まで全部出ているわけですね。例えば「のど自慢」などの地方公開派遣番組が、八四年には三百三十本だったのが、八九年度は二百六十本になってしまった、地方サービスもできないというようなことが出ているわけですね。

非常に大まかな質問を一つしますけれども、例えば今度値上げが行われる、それを背中に負いながらこうした大変革としての縦割り十一プロダクションが発足をしたらこういう状況はもとに戻るのですか。プロダクションに対する制作費はふえるのですか。端的にお答えいただきたい。

○遠藤参考人 先生御指摘の点でございますが、今度の経営計画は当然第一目標に放送内容の充実ということと掲げてまいっております。三百円の値上げが約五千億円の資金になるわけですが、その中のかんりの部分を地上波の充実ということに掲げてまいっております。ですから、私どもはもろろん効率的に資金を使い、一番低廉にしかかも品質の高い番組をつくるという努力をするわけですが、そういう資金計画の中で充実したいというふうに思います。

○上田(哲)委員 効率的に低廉にだけではよくわからない。

じゃ具体的にもう少しだけ聞きますよ。例えば「趣味の園芸」「日曜美術館」「NHK日曜スペシャル」こういうものの制作費が戻るのか。経費減でなくなったと言われている人形劇の「三国志」「ひげよさらば」。あるいはドラマの番組が八三年の六百九十三本が四百五十七本に減った。仕方がないから時代劇から現代劇に変わったとか、それが戻るのか。派遣番組が二百六十本になっていないのか。例えば三百三十本台に戻るのか、外国映画の単価の問題も解消するのか、あるいは芸団協、レコード協会との交渉の問題も前進するのか。こういうことがなければ、ただ金が足りない、あるいはプロダクションにすれば制作意欲がわくだろうという抽象論では、こんな実験をNHKがしても

らつては困る。具体的に答えてください。

○遠藤参考人 番組の価格、コストというのはその時代時代、視聴者のニーズによって変わってくるものと私は思います。ですから、私は基本的にほもとに戻るといふよりも、もとよりも増強されると考えますが、それは番組の内容がいかにございまして、私たちは、全体にばらまくというよりはきちつと重点を置きまして、皆さんからいただく受信料を有効に使いたいと思っております。

それから、出演料についてでございますが、これも長い間出演者の皆さんにずっと我慢をさせていただいておりますし、民放との格差も非常に開いております。このところ値上げをしなかつたために出演料の値上げも出演者の方々あるいは関連の団体の方々に毎年毎年多くの我慢を強いてまいっております。そういう点についてもきちつと正したいと思っております。

○上田(哲)委員 全く納得いたしません。そんな抽象論じゃ困る。出演料の問題なんというのは、私はなぜかNHKには出してくれませんかから一向に実感がありませんけれども、制作費というものはもう少し具体的にないかと困る。番組のケース・バイ・ケースによるなんと言われたのでは、私は納得できないし、値上げ分はどこに使うのだということにならざるを得ません。

まとめて何つておきます。ケース・バイ・ケースでなく、全部トータルとして含めて何うからきちつと答えてくださいよ、これは会長に答えていただくと思うが。

番組制作関係諸経費はこれによって百八十億円ふえるということではないですか。

○島参考人 今先生がお持ちになつていらっしゃる資料は恐らく現場でいろいろの案をつくつておられる中の一つでございますので、まだ目下その辺については経営としての最終的な決定は事実やつてないわけでございます。しかし、当然のことながら、ある程度の番組に対する増強といえますが補強といえますか拡充はやらなければいけません。ただ、その百八十億云々という数字はまだ私の手元へ来ておりま

せんので、その辺も含めましてこれから七月にかけて鋭意検討します。

重ねて申し上げますけれども、私は、現場の混乱とか番組の質の低下とかそういうものがあつては、これは角を矯めて牛を殺すようなものでございまして、そういうことを避けながら最大限のことをやるといふことだけをばつきり申し上げておきます。

○上田(哲)委員 もう一点、退職金を含めて人件費千五百六十億円以上の増額という約束がなければ話にならぬと思いますが、いかがですか。

○植田参考人 今後とも受信者の理解を得るために私どもが人件費の節減努力を一生懸命やらなければいかぬという側面については先生十分御承知のことと思ひます。一方で、職員の処遇については最大の努力をいたします。今おっしゃいましたように今回の改定の中では最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えます。

○上田(哲)委員 具体的な数字をここでやりとりをするのは無理だろうとは思ひ、私が今持っている資料は何の資料だと申し上げるつもりはないが、あなた方が精査しているいろいろな数字の当たらずといへども、遠からざるところに來ているということは間違いないはずですよ。私はそれを最低限として、この数字は受信者に対して社会的な約束でなければならぬというのを申し上げたいわけですね。その限りでは組織の縦割り、横割りもこれから議論をしましよ、番組制作のあり方も考えましよう、それはこれから長い議論にゆだねるとしても、値上げを含む予算案審議の場で少なくとも今日に見る保証は当然です。制作費が減つたまま親方制作方式でプロダクションでやりなさいと言われたつてこれではよい番組がでなくなるのは当たり前で、内も外もみんな子会社になつてしまふわけですね。もう一つ、外務職員が一生懸命頑張っている受信料取納やバラボラアンテナ探しの努力からいって、千五百六十億円ぐらゐは専門家であるならわかる数字であるはずですよ。この数字をオウム返しに言えとは言いま

せんが、会長、番組制作関係費の百八十億、人件費の千五百六十億というのをわかる言葉で御答弁をいただきたい。

○島参考人 おっしゃるとおりの数字を目標にしてやっていたいと思っております。

○上田(哲)委員 最後に衛星放送について伺いたいのですが、時間の関係から絞ってお伺いをいたします。

衛星第二に絞るのですが、衛星放送は八九年六月の新編成以来大きく変わったという問題を指摘しないわけにはいきません。衛星放送について長い議論をせびしたいのでありますが、私はきょうの論点の中心を難視聴解消ということにまず絞っておきます。

難視聴解消というのは、これはNHKの本来業務である。放送法七条に照らすまでもなく、NHKが公共放送の姿勢とプライドにおいて最後までいかなる者の手もかりずやり遂げるといのが私は当然のことだと思っております。これは確認するまでもないことですが、改めてしかと確認しましょうか。

○島参考人 そのとおりでございます。

○上田(哲)委員 そうなると、今非常に困難な状況になっているというのではわかるのですけれども、基本的に難視聴解消のありようの全き姿は、地上波をもってやることなんですね。この地上波が物理的にあるいは経費的にできなくなってきたとなれば、可能な限り衛星第二によつてやろうというのが今までの方針であつたはずですね。だからもともと衛星放送では完璧ではない。完璧ではないのだが、その衛星第二にかけられていた期待、つまり具体的に言えば衛星第二の編成方針というものがある九九年六月の新編成以来、そこにかかれなかった期待というものとさらに乖離が見られる。ここが私は非常に問題だと思つています。この点についてお聞きしたいと思います。

○大蔵政府委員 衛星第二放送におきましては、難視聴解消の目的を損なわない範囲内で一部の独

自編成による放送を行うことといたしました。NHKにおいてその趣旨に沿った運用が行われていると存じております。

○上田(哲)委員 そう行われていると思つていいのですか。

郵政は、第二が八九年六月三日に十九時からハイビジョンを含めて二十四時間放送になったときに、番組名でいえばトゥーデーを含めて地上波の放送を六〇％確保せよという、これは何というのですか、指示ですか、要望ですかをされた。これが一つのあり方になつてはいるはずであります。そういうふうな趣旨からすると、郵政としてはこれいい、満足している、今の言葉のようにその趣旨に沿つて十分に行われているというふうに考えているわけですか。

○大蔵政府委員 そのような趣旨に沿った運用が行われることを私は期待しておるわけでござい

○上田(哲)委員 そんな答弁、だめだよ。郵政が期待して見ているのは当たり前なんだ。だからその実態をどう見ているのかとさつきから聞いておるのだ、局長。

○大蔵政府委員 この番組編成に当たりましては、国民生活に非常にかかわりの深い番組を中心に総合及び教育放送から混合編成をする、この難視聴解消のための番組とともに、台風等の気象情報や災害時のいわゆる緊急放送なども行つていくわけでございします。今後とも難視聴地域の視聴者のニーズに的確にこたえていただくことも同時に期待をしていくわけでございします。

○上田(哲)委員 こういう役所の答弁は時間のむだだからもうやりませんが、実際にさまざまな不満が出てきているわけですが、私は、これはNHKがぜひ真剣に受けとめなければならぬことだと思つています。まあ、監督官庁がああいう腑抜けのような話をしていきますから、郵政との関係はそれでいいでしょうけれども、しかし例を挙げるなら、小笠原からの苦情、やはり東京中心でつくった番組編成しかもその時期から変わった二十四時

間放送。これはいい言葉で言えば独自編成、別な言葉で言えばエンターテインメント、娯楽志向というものが非常に問題になつてきているという証左だと私は考えています。NHKはその後若干の修正などをされたから、それはそれなりに一つの接点にはなつてはいると思ひますけれども、しかし従来一三％から一五％の独自放送枠であつたものがこまごまと広がつてしまつた、私は、モーニングサテライト、キッズアワー、衛星スペース等々、それぞれに理由はあるとしても、全体としてNHKは、衛星第二放送は難視聴解消というところにもっと大きなウェイトを置いていくべきであつて、その配慮は十分ではないんじゃないかということをお願いしておきたいがどうですか。

○島参考人 先生の御趣旨もよくわかつておりますし、具体的に指摘された春日局を飛ばすなどというのとはとてもないわけでございまして、必要にして十分なものをできるだけ出したいというふうに考えております。

○上田(哲)委員 春日局論争というのが適切かどうかと思ひながら、小笠原の人の気持ちを考えて指摘しているわけでありすが、小笠原などからの要望というものは、春日局を見ようと思つたら突然オペラの番組が入つてきたというところに問題があるわけで、春日局の時間に急にそこにオペラが出てくるようなのはこれは一体どういふつもりで番組編成をして放送しているのかということになる。台風が近いのだから気象情報をしつかりやつてくれないうか。ところが、そこにオペラが出てくるというふうな放送は難視聴解消なんという話とは全く違ふ方なのだとこのところを具体的に指摘したいのです。

その問題はさらに具体的な課題として先に譲つておくとして、どうしても指摘しておかなければならぬ最後の問題は、いわゆるNHKコマーシャルですね。放送までかまへ、風船飛ばしたり小学校の校庭で人文字をつくらせて放送するなどという放送そのものを使つての衛星放送PR。言葉はよくないけれどもかなりえげつなくこれでも

かこれでもかと思はれるNHKコマーシャル。特に有識者の指摘するところは、夜七時のニュース、これはNHKにとつては信頼のポイントのはずです。その夜の七時のニュースの後の三分間をテレマップなどというところで番組宣伝をやる。ニュースの信用度にコマーシャルを乗つけるというのはNHK本来の姿を商業化し過ぎているのではないかとこの批判は免れないのではないかと。NHKのために惜しむ。

こういう点でいいますと、スポットというものが、八九年一月から見ても、例えば八九年の四月、二百一回でありました、スポットだけでは、これがずっとふえてはいるんですが、奇妙なことは、八九年の十一月、十二月には何とこれが二倍、五百四十五回、五百三十三回などという大きい数字になる。これはなぜかというところ、ボーナス時期なんですね。サラリーマンのボーナス時期をねらつて、そればかりを買いなさい、ぜひ衛星を見た方がいいですよ、ノーマットで懐かしの外国映画を見せまうよというふうなのは、NHKの純度のために少しやり過ぎではないか、私は、NHKもまたコマーシャルかと陰口をたたかれるようなやり方をするのは正しくないのではないかとこのことを惜しんで言いたいわけであります。この数字は私は一考を要すべきものだと思ひますが、いかがでしょう。

○島参考人 私が衛星放送の普及発展ということを強調した余り現場で先生方御指摘のような、やはり私が見てもこれはやり過ぎかなというところがあったことは事実認めておりますし、それはこれから正していきたいと思いますし、それはこれ、ただ、一言だけわかつていただきたいのは、NHK放送は時間いっぱいまである番組をやつてその次またすぐ次の番組が始まるというよりも、一種の句読点的な役割、こういうものがスポットにあるんだ。これは全世界の編成技術を見てもみましても、コマーシャルステーションはむしろそこへコマーシャルが入るわけでございしますけれども、そうじゃない我々、例えば長時間番組

を組みますと、休憩時間みたいな音楽を五分間流すという効果もやり方によってはスポットにあるんだ。ですから、スポットをふやすということが絶対に悪いんじゃない。問題は、そのスポットの内容が、NHKの商業化を疑わせるような内容はいかぬ、そういう一つの側面もあるというのを御認識願いたいと思っております。

○上田(哲)委員 今ポーナス時期と言いましたけれども、もう一つつけ加えるなら、六月、八月が三百五十六回、三百八十四回などと多くなっているのはちょうど番組改定と衛星料金を取ることになった月なんですね。そういうときにばあっとスポットをふやすというのはちょっとNHK的でない。お認めになっていらっしゃるから、ぜひそれらしくやっていただきたい。私は、NHKは、公共放送とは何かを追求し切ってもらいたい。言葉は難しいけれども、放送とは文化論であって、本当のすぐれた放送を出していくところに中心を置くべきだ。それがNHK発展あるいは経営論にもなるのだということをぜひ言いたいわけです。

民放を例に出してはいけなけれども、例えばあるテレビ局は一時九〇%まで外注した。しかし、それがこのごろ自社制作に戻ってきていますね。こうやって自分のところで責任を持って一貫制作をしていくのが文化創造の一つの条件だということを考えてみるべきです。商業放送から出発したアメリカの例もそうですから、ぜひそういうところへ向けて努力をされるべきではないか。

最後に一つ提案です。難視聴地域解消ということがきょうこの場でも大きく議論されてきました。衛星第二を見直すことです。これだけ七波も持っているNHKだし、一つぐらい考えてはどうかという議論まで五年のスパンの中で起きているときでありますから、ここで一遍立ちどまって衛星第二は二十四時間ではなく十八時間、十九時間という放送の中で密度をしっかりと凝集しながら難視聴解消のために本道を歩いてみるということはいかがでしょうか。最後にその点を提案します。

○島参考人 貴重な意見でございますので、十分

検討させていただきます。

○上田(哲)委員 終わります。

○上草委員 次に、草野威君。

○草野委員 きょうは、午前中からNHKの本年度の予算につきましてかなりの議論がございました。私もできるだけ重複を避けたいと思いますが、一部重要なところもあるうと思っておりますけれども、お許しをいただきたいと思っております。

まず最初に、NHKに対してお伺いしたいと思いますが、最近のNHKに対するイメージの問題でございまして、以前と比べますと、NHKのイメージがいろいろと変わってきているように感じます。この世論調査の結果を見ますと、平成元年度の九月に行つたものでございまして、昭和五十五年、十年前に比べますと、新鮮味ということにつきまして、五十五年が四七%、今回は三八%に減少している。新鮮味があるということが十年間でこれだけ減少している。もう一つは古臭い。これは昭和五十五年が二四%、今回は三九%へ増加しているわけでございます。新鮮味が今までと比べてなくなった、そして今までに比べて古臭くなった、これが最近のNHKに対するイメージとして世論調査の結果出ているように感じます。

こういう結果につきまして、今回のNHKの長期展望に関する審議会、この提言を受けてどのようにNHKとしてはこれから改善をなさっていくつもりでしょうか、お尋ねをいたしますと思っております。

○遠藤参考人 十年前に比べて新鮮味が足りなくなつたあるいは古臭いという意見がふえたということは、私も非常に残念に思っております。私たちの番組での努力がまだまだ足りないなと痛感しております。そういう面で、これからいろいろな番組の運営については一層改善の努力をしていきたいというふうに思います。

○草野委員 今のお話を伺っておりますと、我々の努力が足りなかった、これからのいろいろな改善、

努力していく。ありきたりの答弁ですけれども、こういうことに対してはもう少し深刻になって受けとめてもらいたいと思うのです。きょうも、朝から番組の問題についてもいろいろ議論がございましたけれども、もう一步踏み込んだお答えをいただきたいと思っております。あなたの個人的な感想でも結構です。

○遠藤参考人 その新鮮さとか古臭さというのは、一つは、私も世の中のいろいろな潮流というものとの関係しているというふうに思います。私も公共放送としてしなければならない仕事をやるというところが、今の世の中で古臭いとか新鮮じゃないと思われる面もあるかもしれません。しかしながら、私も送る情報というのは、決して新鮮にあるいはその人たちに興味を持っていたら、生き生きと伝わるということが私どもの使命であると思っております。そういう意味で品質の高いソフトをしかも豊かに、たくさんつくることによって私たちのイメージを変えたい、変えることが番組を任されている私の使命であるというふうに思っております。

○草野委員 放送の中立性という問題についてお尋ねをしたいと思っております。

平成元年度の予算の審議の際に、この通信委員会におきまして附帯決議を行つていただいております。その中で「放送の不偏不党と表現の自由を確保すること。」このようにあるわけでございますが、一昨年の五月のあの大型間接税、これについて世論調査が隠されていた、こういう問題が一つありました。また最近では、消費税に関する世論調査の結果が紹介されなかった、こういう事態も起きているように感じます。また、不偏不党の報道する立場の方が特定の候補の応援を行う、こういうことで当委員会の決議を軽視していると思われるような点がございまして、今後どういふ姿勢で臨まれるか、会長の決意を伺いたいと思っております。

○島参考人 ただいまの先生から御指摘された消費税の問題とか間接税の問題については、私が聞いている限りでは若干一般的に誤解がございまして、私も放送の上ではそれをきちんと出してあるというふうに聞いております。ただ、討論会の中でこれを紹介するということが途中一部変更になりました、その結果いろいろの誤解を世の中の有識者の方に与えてしまったということがございまして、私も、そのようなことのないように私もこれから慎重に現場によく指示しなければいかぬと思っております。

また、特定候補云々の問題につきましては、やはりこれは記者のあり方の基本的な問題でございまして、私も、以後こういうことが起きないように、厳重に注意していくつもりでございまして、

○草野委員 先ほども出ておりましたけれども、先月行われました衆議院選挙の開票速報の問題でございまして、これにつきまして、テレビ、ラジオ、全国のマスコミが大活躍をされたわけでございます。その結果、一部のテレビ、ラジオが誤報をされた、NHKも含めてということでございます。先ほど会長の話の中で、この問題につきまして、NHKとしても非常に重大な問題と認識している、民放の報道に今後は惑わされないようにやっていきたい、次から二度とこういうことを繰り返さないように全力を挙げていきたい、こういうような趣旨のお話がございました。

この件につきまして郵政省にお尋ねをしたいと思っておりますが、郵政省は、この件につきまして、NHKと全国の民放約百六十社に対して事実関係の調査報告を求めた、このように報道されております。どのような調査が行われたか、その内容についてはどうなっているのか、お尋ねをしたいと思っております。

○大瀧政府委員 私どもがあのいろいろな報道があったときにやはり正確な事実を知っておくべきじゃないかというふうなことから、私どもの事務連絡というものがございまして、そういうもので各地方にございまして電気通信監理局にお手紙を出

特に、年間約六千件程度しかこれから進んでいかないわけですね。それで、これから約五万円というものが助成されることがこれで決まったわけです。ですので、ともかくこれから五年も七年も待っておことはできないということで先につける人も出てくると思いますが、こういう人たちに對してはどういうような取り扱いになります

しかしながら、このCATVというようなものも、多チャンネル化という現代の時代に要請にこたえた形で都市型のCATVが非常に発展をして

かりやすく、端的に、どうしても値上げをしなればならなかった、こういう理由につきましてお答えをいただきたいと思うわけでございます。

昨年もこの値上げ問題が出たやに何っておりまして、これは何かNHKの前会長のおいゆる失言問題等によって流れた。そしてそのかわりとして昨年の八月から衛星放送の有料化が実現をされた。しかし、またことしの二月、その補完衛星

解と御協力をお願いしたいというのが私の偽らざる現在の心情でございます。

○草野委員　NHKの今後のそういう御努力というものに御期待申し上げたいと思います。

今回のこの五カ年の経営計画につきまして、財政の収支見通し、これを立てていらっしゃるわけでございます。これを見ますと、最初の三年間、これは収支が黒字、残りの二年間で生じる収支の差

のマイナス部分をカバーしよう、このようになっているわけでごさいます。そこで、事業収入、特に受信料収入が見通しどおりになる、そういう根拠はどこに置いているのしょうか。また五年後は料金値上げにつながるのしょうか。また、こういうような考えに立つての計画を立てていらつしやるのではない、このように思いますが、この点はいかがなんでしょうか。

○高橋参考人 今度の経営計画の基本となっております受信料収入の点でございますが、この五カ年間のうち、平成二年度は総数で三十三万件的増加を私どもは目途としておりますが、平成三年度以降四十三万件的の総数の増加を図るということによって今回料額改定をさせていただく中で収入の確保というものを当然目指したいと思っております。

それで、この数でございますけれども、過去のNHKの契約増加が昭和五十九年から六十年度の料額改定の三カ年計画の後の四十三万件的を超える数字の実績がございます。ただ、これからの多メディア時代の中でNHKに対するいろいろな見方が出てくるわけでございますので、そういう中でこの数字を確保することは、NHKの収納体制といえますか受信料制度に対する御理解を今まで以上に求めていかなければならない、そういう努力を経営としても一層努めなければならぬことになるだろうということは我々としても当然覚悟を決めておるところでございます。

○尾畑参考人 先生御指摘の五年後にまた値上げを頼んでくるのじゃないかということについてお答えします。

私ども、経営計画を立ててその期間内に収支を均衡するというところで、今回は五年間ということをお願いしております。しかし、先生御指摘のようないくつかの受信料というものは国民の皆さん方からいただく大切なものでありますので、今後五年間の中で我々に与えられます、放送の向上ということはもちろんでございますけれども、その使い方につきましては、組織、業務体制を刷新いた

します。それから、情報システムに順次かえていって、この点についてもきちんとやりたいと思っております。それから、先ほどから議論がおりますけれども、節度ある関連企業への展開とか、国際的に外国の放送局と協力しながら放送費を安く上げますとか、そういったあらゆる努力をやってまいります。みずから厳しく律することによりまして、安易に五年たったから次に値上げというような簡単な考えでないということをお願いしておきたいと思っております。

○草野委員 この長期展望の審議会の答申でございますが、この中にいろいろなアンケートの結果が出ております。それで、今も受信料につきまして、今後とも契約の増加に努力していくということでございますが、この調査によりまして、こういうような記事が出ております。三十五ページに「NHKの仕事に必要な経費は、ほとんど受信料でまかなわれている」とこれは今回四五%という数字でございます。NHKの予算の半分ぐらいは、国が負担している。これは二〇%、それから「受信料が足りないぶんを国が負担している」とこれは一九%、こういう数字が出ています。これは国民の感覚だと思っております。

それから、その前の三十三ページには「NHKの性格についての理解」、NHKをどう見ているかという、「国営の機関」と見ている人が二五%、「半官半民の団体」が三一%、こういうような数字が幾つか並んでおります。これは非常に興味ある数字だと思っております。皆さんはこういう数字を見てどのようにお受けとめになっておられますか。また、例えば受信料の点につきましてどの程度までこのパーセンテージ、例えば「NHKの仕事に必要な経費は、ほとんど受信料でまかなわれている」と現在四五%でございますけれども、これをどの程度まで期待していらつしやるか、こんなことを含めまして、ひとつ御感想を述べていただきたいと思うのです。

○尾畑参考人 ただいま先生から御指摘いただきましたのは、NHKが調べたものでございます。

NHKが国民に自分の企業体のあり方、それから一番大切な、これでもうすべてが賄えると言っているほどの受信料の取り方について理解の求め方が足りないという点は痛感しております。そういう調査の結果もみずからわかりましたので、これからどういう形にするかというのは私どもに検討させていただきたいと思っております。できるだけ御理解をいただくような方策をあらゆる手だてで講じていきたいと思っております。

○草野委員 大臣にお尋ねをしたいと思っております。今回のこのNHKの平成二年度の収支予算、事業計画及び資金計画につきまして郵政大臣は、「おおむね適当なもの」と認める。と大臣の意見を付しまして国会に提出をされていらつしやるわけでございますが、これはどういう面から見て大臣は「適当」というように判断をされたのか。その理由をひとつ御説明をいただきたいと思っております。これ一つです。

それからまた、受信料額の改定額につきまして、「やむを得ないもの」と考える。このようにおっしゃっております。受信料については「やむを得ないもの」と考える。これにつきましては、昭和五十九年度の改定の際には平均一五・五%でした。そのときよりも今回は大幅な値上げで二八%ということでございますが、これを「やむを得ない」と判断したのはどういう理由でしょうか。これが二点目でございます。

第三点目、さらに事業計画等の実施に当たってということ、合理化、効率化の実施状況を含む経営の概況を受信者に対して随時明らかにすること。とございまして、これは具体的にどういう方法をとられるのでしょうか。

○深谷国務大臣 草野委員の御質問にお答えいたします。まず、NHKが経営計画五年間をきちんと立てて今後の経営のあり方について方向を示している。それから、外部の有識者によって長期展望審議会というのがございまして、その提言も踏

まえて慎重に検討した結果でございます。そして、その経営計画のとりまわして平成二年度の予算が組まれている。受信料の改定についてはできる限り抑制すべきと私は心得ておりますが、今回の改定は、合理化や効率化を徹底してもなお不足する収入、それからこれからの方向というものを示しながらつくり上げたもので、そういう意味でやむを得ない状況であるかな、そのように理解したわけでございます。

それから二つ目の、NHKは随時放送を通して経営の合理化とか効率化の現況を伝えるようにとご指示しましたが、具体的にどういう形でございますか、これはもうNHKにお任せしたいと思っております。

ただ、料金値上げを含めて国民の皆様には負担をかけるわけでありまして、十分な理解と納得をいただくということをお前提にしなければなりません。それには、ふだんからNHKがどんなふうな合理化や効率化を図っているかということと、ちゃんと国民利用者にわかつていただくと、これが最も大事だと存じまして、その努力を常に頭にに入れてやっていただきたい、そういう希望を申し入れたわけでございます。

○草野委員 収支予算の中身でございますけれども、もし値上げをしないとすると、平成二年度収支不足額が四百八十四億円、五年間トータルで五千四百八十八億円のマイナスになる、こういうこととございまして、これを値上げによりまして、平成元年度の予算と比べますと受信料収入は九百二十九億円ふえておられますけれども、これによりましてプラス三百三十一億円、衛星のマイナス分を含めましてプラスになる、こういうような結果になっていくようにございまして、また、この事業計画等を拝見いたしました。国内放送におきましても国際放送におきましても非常に意欲を持って取り組むという姿勢がここにあらわれているわけでございます。私はこれはこれなりに評価をさせていただきます。

そこで、この収支の支出の方を見てみますと、

事業支出の総額が四千四百八十一億円、このうち放送番組の制作等につきまして六八%、約三千四百七十七億円をかけているわけでございます。それに次いで大きいのが、契約取納につきまして一五・一%、六百七十六億円、こういうような数字が示されているわけでございます。私も初めてこのNHKの予算書を今回拝見させていただきました。NHKの予算書とかそれから集金に要する費用が事業費の中のものか、一五%以上を占めている。随分これは大きな金額だということを感じました。この金額も六百七十六億円ということでございまして、NHKの収支全体の規模の中に占めるこの集金のための費用というものが、何か知らないけれども物すごい額だな、こういうことを私は率直に感じましたので、きょうはその中身につきまして若干お尋ねをさせていただけたらと思います。

率直にいろいろとお伺いしたいと思いますが、まずこの六百七十六億円というのは取納それから契約、こういうようなための経費だと思えますけれども、先ほどのお話の中で約八〇%は人的経費である、こういう御説明でございました。

そこでまずお尋ねしたいことは、集金とか契約、こういうものに当たる人たちは全部外部に、外部という言葉を適当かどうか分かりませんが、個人、個人の契約によって約三千三百人くらいの人にお願ひして集金活動をやっていたら、こういうことでございしますが、まずこれに關する経費というものはこの六百七十六億円のうちのどのくらいかかっているのでしょうか。二番目に、この取納契約に携わっているNHKの職員の方は何人くらいいらして、それに関する経費というものはこの六百七十六億のうちのどのくらい占めているのでしょうか。また、その他の経費がございましたら、この三点につきましてお示しをいたしたいと思います。

○高橋参考人 お答えいたします。

最初に、取納に当たっている外部の委託集金員にどの程度のお金がかかっているのか、その人数は

どのくらいかということですが、今年度平成二年度の予算で私たちが予定している陣容は三千三百四十六人ということでございます。これは元年度に比べますと百二十九人減らすという格好になっております。そういうような人数のほかに、いわゆる地方の委託所といいますが、NHKが集金員関係者を含めましてなかなか取納がしづらい地域については、郵政省に対するお願いだとか、あるいはその地域の方々に委託所として取納をお願いしてある部分がございますが、そういうものを合わせまして平成二年度総額六百七十六億円のうちの種のいわゆる必要経費というものは四百三十六億円でございます。その他これにかかわるNHKの職員等々で二百三十九億円の人員費を見ております。内訳はそういうような格好になっております。(草野委員「何人ですか」と呼ぶ)職員数ですか。職員は予算では二千三百五十九人を一応、これは年間の平均でございますので、定年でやめていくのもございしますから、そういうことで計算しております。

○草野委員 今のお話の中で、外部委託の関係です、約三千三百人、これに対する四百三十六億円を支払っているということですが、この三千三百人という方はどういう形の契約をされていらっしゃるのでしょうか。それからこの三千三百人の人たちに對する四百三十六億というのはこれは即資金、こういうことなのではないでしょうか。

○高橋参考人 これは歩合制でもって私どもは仕事をお願いしております。一定の担当していただく地域を指定しまして、その中でいわゆるNHKの視聴者あるいは新規にそこに転入して新しくNHKが契約を結ばなければならぬ、お願いしなければならぬ人たちのいわゆる管理といえます。そういうものを含めまして、一般的に言うところの私どもとしては事務費といえますか、基本的な部分のことで、あとは歩合制で出来高払いというような契約形態になっておるわけであります。

○草野委員 ちゃんと金額を言ってくださいよ。

○高橋参考人 平成二年度で申し上げますと、そういうような事務費関係は二百六十一億円でございます。

○草野委員 この六百何十億の内訳はちょっとはっきりしないので、事務費といふのが今表現ですけれども、事務費といふのは資金というふうな考えでいいのですか。そうしますとこれはどういふことになりそうですか。三千三百人に対する資金が二百六十一億、こういうふうにとつてよろしいのですか。

○高橋参考人 私どもは直接の雇用契約ではございませんので、資金ではございません。あくまでも請負制による出来高払いの契約をしておるといふことでございます。

○草野委員 だれが払っているのですか。NHKが直接雇用しているのではない、請負契約でやっておるのだということですね。そうすると、集金をされる個人のひととNHKといふのはどういう関係になっているのですか。だれがその資金を払っているのですか。

○高橋参考人 支払いは当然お願いした仕事に対して報酬という格好でNHKが払うわけです。

○草野委員 いや、一人一人の方にNHKが支払っている、今の御答弁だとこのように解釈してよろしいのじゃないかと思えます。そうすると、三千三百人の人に対して年間二百六十一億の資金を払っているということは、これは歩合給を含めてでしうけれども、一人当たりするとどのくらいになるのですか。

○高橋参考人 これは平均でございまして、非常に成績のいい方はかなり取る方もいらつしやいます。平均ですと年間約五百万円くらいになるかと思えます。

○草野委員 いや、あわせて平均年齢それから平均の勤続年数、これもわかっていたら教えていただきたいと思えます。今のお話ですと二百六十億、三千三百人ということになると五百万といふことでございますけれども、これは単純に計算しますと平均で七百八十七万円、こういうふうになるのじゃないでしょうか。ともかくお一人お一人平均して七百八十七万円という金額になりますか、これは間違っていますか。

○高橋参考人 最初の方の御質問でございしますが、委託さんの平均年齢は現在五十二歳でございします。

それから、平均勤続といいますが、NHKとの関係でいえば大体七年ぐらいのところでございます。それから、今私が申し上げました五百万というのは六十三年度の実績でございまして、平成二年度の予算ではそのくらいになるかなという見込みで予算は一応計上しておるといふことでございします。

○草野委員 会長、ちょっと聞いてください。今の御説明によりまして、この外部委託に出している部分、平均年齢が五十二歳それから平均勤続年数が七年、そしてこの予算によりまして一人当たり年間七百八十七万の資金をお払いになる予定である、月割りにしますと六十五、六万円になるでしょうか、こういうような数字が出ております。NHKの一般職員の平均賃金、平均勤続年数はどのくらいでしょうか。

○植田参考人 一般職平均給与を平成元年度のベースで申し上げますと、世帯給等を含みました基準賃金で三十一万三千六十円でございします。なお、基本給のみで申し上げますと……(草野委員「結構です」と呼ぶ)以上でございします。

○草野委員 NHKの職員が一般職で平均給与が三十一万三千円という御説明でございました。もう一つ伺いたいと思えますが、この集金業務に携わっているNHKの職員、先ほど数が二千三百五十九人というようにおっしゃいました。その人たちに支払われている給与が二百三十九億円といふことでございしますが、これはお一人に換算するとどのくらいになるのでしょうか。

ますので、一部もう一回補正させていただきます。

人件費 先ほどの事務費二百六十一億円の中にはNHKが契約しているいわゆる集金委託員のほかに、辺地の部分については郵政省にも収納契約業務をお願いしております。これが全国で三千万所ぐらいいりますが、そういうものもございいますし、そういうものを合わせての金額でございいますので、七百万にはならない。実績では五百万円、平成二年度では五百四十万円ぐらになるかなというところでございますので、これは一部訂正させていただきます。

それから、貸金系統につきましては時間外とかその他細かいことがございますので、詳細なデータは今手元に持っております。

○草野委員 どうも数字がはつきりしなくて残念なのですけれども、今あなたがおっしゃったのは二百六十一億以外のことを言っているのじゃないですか。二百六十一億以外にあと百五、六十億の金がありますね、これがそういうものに使われているのじゃないですか。

それから、このNHKの職員の場合、二千三百五十九人で二百三十九億というところから、単純に割れば一人一万です。このようにところがわからないから聞いているのです。もっと正確に答えてください。

○高橋参考人 残りの金額につきましては、今申し上げました部分につきましては、二百六十一億円というのはこれはほとんどが全く私どもの委託集金員に払おうとしておる金額でございいます。そのほか足りない部分で百五十五億その他については例えば口座を維持するための経費だとかあるいは衛星放送の対策費だとか、そういうものを見込んでおるわけでありまして、そういうものを当然営業経費として我々は計算しておるということでございます。

○草野委員 冒頭のお話の中で請負契約である、こういうお話でございました。例えば訪問で集金している場合、それから銀行に口座を切りかえて

もらう、こういうお仕事をするなされていると思えます。こういう仕事をされると一件についてどのくらいの請負収入というのですか歩合が入ってくるのでしょうか。それから通常集金した場合、訪問で集金した場合は幾らの歩合が入ってくるのですか。

○高橋参考人 集金は大きめに言いますと一件百五十円ぐらいいでございいます。口座については二百円ぐらいい。

○草野委員 会長に率直に申し上げたいと思えます。私はなぜきょうこんな細かいことを、失礼だと思いましたが、お伺いしたのは、実は私のうちにもまだ訪問集金をされておる方なんです、何年も何年も。ただの一回も集金員の方は、口座へ切りかえてくれ、こういう話は聞いたことはありせん。今お話を伺ってわかったのですけれども、ともかく一件切りかえれば二百円もらえる、一件集金すれば百円の手当をもらえ、これでは集金をする人は黙っているわけですね。これを切りかえてしまつたら自分の収入は翌月からなくなってしまう。当然だと思えます。これは当たり前前のことだと思えます。そういうことで私は、新規の契約それから集金、口座への切りかえ、こういう業務がなかなか思うように進んでないのではないか、こういう気がいたしました。

それからもう一つは、ともあれ若干の数字の誤差があるかもしれないけれども、三千三百人の集金員の方がいらつしやる、それに対して年間で二百六十一億円の貸金をお払いになっている。僕が高いからとか安いからとかそういう意味で言っているのじゃないやしません。ともかくこれを単純に計算しますと一年間で七百万以上の金額になる、この点について会長はどのようにこれを見ていらつしやるか、これが一つ。

それから、一般職員の賃金が平均で三十一万三千円という御説明でございました。この集金に關係しているNHKの職員は年収一千万円になる、これは一体どういう説明があるのでしょうか、ま

ずそれについてお答えをいただきたい。会長はどのようにこれをお考えいらつしやるか。

○島参考人 ただいま高橋理事の方から説明した中でやや誤解を与えているような点があるのじゃないかと思えます。それは、営業経費というのは即請け負つておられる方に払う金額だけではなくて、いろいろの集金のための対策の費用が相当含まれておりまして、私ちよつと試算してみましたら一人当たり五百四十万円ぐらいいだ。七百八十万と答えた中に、これは物理的に人数で割るのじゃなく、実際に掛かっている営業経費の中にはそういった請け負つておられる方に対する支払い以外にいろいろの要素があるわけでございます。一人当たり大体五百四十万円ぐらいいの収入になっているというふうに御理解願いたいと思つております。

この営業経費につきましては、もう毎国会、国会の諸先生方から、非常にかかり過ぎてやしないか、つまり全体の集める金の中で口座による支払いというのが非常にふえておまして、現在も七六%を超えておりますし、この五カ年計画では八九%ぐらいいに持つていくということで、直接訪問して集金する人たちができるだけ少なくするように今やっているわけでございます。そういうことをやっていると、今先生御指摘のような矛盾があるんじゃないかと申されますと、まことに申しわけないのですけれども、長い間の経緯の中でこの約束事とかいろいろの今までの矛盾がございまして、これもいろいろの今までの矛盾がございまして、これもお互いこれから至急に先生御指摘のような矛盾点というものはやはりなくしていくかなければいかぬということで、いずれにしましても、貴重な聴視料のかかりの部分が軒一軒訪ねて歩く、そういった集金のための経費に使われるということは、できるだけ緊急課題として何とか解決しなければいかぬということで、これからいろいろ五カ年間にどうするかということについて検討しているわけでございます。

この問題につきましては、いろいろ御指摘の数字を間違えたり、あるいは十分な説明をしなかったことをおわび申し上げますけれども、いずれにしましても、先生がおっしゃるようにこの集金の経費というものがいかにNHKの財政を圧迫しているか、あるいは本当にいい放送を出すための経費をいかに少なくしているかということとは十分認識しておりますし、この問題については経営の重点項目として極めて合理的にできるだけ安い経費で集金するように万全を期したいと思つておるわけでございます。

○草野委員 時間が参りましたので、最後にもう一つだけ申し上げたいと思えます。

一つ残念なことは、会長がみずからおっしゃったように、集金の経費が非常にかかっている、何とかしなければならぬ、こういうふうにおっしゃつておきながら、その詳細について把握をされていらつしやるような感じがいたします。今一人平均五百四十万と言いましたけれども、七

百四十万になるのです。そのほかに対策費として百五、六十億のお金があるのです。そういうお金がそつちの方のお金に使われているわけですね、私が説明を受けたところによりますと。ですから、そういうところについても少し詳細に会長がひとつ把握をしていただきたい、このようにお願いしたいと思えます。

それからもう一つは、訪問集金二五%ですね。二五%といふと約八百五十万になります。八百五十万の訪問集金をやっているわけですね。三千三百人の人たちがNHKの職員も含めてやっているわけですね。それに対する総経費が幾らかかるかという、六百七十六億でしょう。六百七十六億のお金をかけて八百五十万軒の家庭を訪問して集金の努力をしている、新しい契約も含めてやっている。軒当たり幾らになると思えます。つかんでいらつしやるのでしよう。単純に計算すると八千四百五十万です。NHKの料金を、一カ月分は千七十四万ですか、二月合わせても二千幾らですね。毎月毎月この軒当たり八千四百五十万の金をかけて、そして千円ちよつとのお金を集金している。こんなことをしておたらNHKが赤字になるのは当たり前じゃないですか。どうしてこんなこと

も、先生がおっしゃるようにこの集金の経費というものがいかにNHKの財政を圧迫しているか、あるいは本当にいい放送を出すための経費をいかに少なくしているかということとは十分認識しておりますし、この問題については経営の重点項目として極めて合理的にできるだけ安い経費で集金するように万全を期したいと思つておるわけでございます。

○草野委員 時間が参りましたので、最後にもう一つだけ申し上げたいと思えます。

一つ残念なことは、会長がみずからおっしゃったように、集金の経費が非常にかかっている、何とかしなければならぬ、こういうふうにおっしゃつておきながら、その詳細について把握をされていらつしやるような感じがいたします。今一人平均五百四十万と言いましたけれども、七

百四十万になるのです。そのほかに対策費として百五、六十億のお金があるのです。そういうお金がそつちの方のお金に使われているわけですね、私が説明を受けたところによりますと。ですから、そういうところについても少し詳細に会長がひとつ把握をしていただきたい、このようにお願いしたいと思えます。

それからもう一つは、訪問集金二五%ですね。二五%といふと約八百五十万になります。八百五十万の訪問集金をやっているわけですね。三千三百人の人たちがNHKの職員も含めてやっているわけですね。それに対する総経費が幾らかかるかという、六百七十六億でしょう。六百七十六億のお金をかけて八百五十万軒の家庭を訪問して集金の努力をしている、新しい契約も含めてやっている。軒当たり幾らになると思えます。つかんでいらつしやるのでしよう。単純に計算すると八千四百五十万です。NHKの料金を、一カ月分は千七十四万ですか、二月合わせても二千幾らですね。毎月毎月この軒当たり八千四百五十万の金をかけて、そして千円ちよつとのお金を集金している。こんなことをしておたらNHKが赤字になるのは当たり前じゃないですか。どうしてこんなこと

も、先生がおっしゃるようにこの集金の経費というものがいかにNHKの財政を圧迫しているか、あるいは本当にいい放送を出すための経費をいかに少なくしているかということとは十分認識しておりますし、この問題については経営の重点項目として極めて合理的にできるだけ安い経費で集金するように万全を期したいと思つておるわけでございます。

○草野委員 時間が参りましたので、最後にもう一つだけ申し上げたいと思えます。

一つ残念なことは、会長がみずからおっしゃったように、集金の経費が非常にかかっている、何とかしなければならぬ、こういうふうにおっしゃつておきながら、その詳細について把握をされていらつしやるような感じがいたします。今一人平均五百四十万と言いましたけれども、七

百四十万になるのです。そのほかに対策費として百五、六十億のお金があるのです。そういうお金がそつちの方のお金に使われているわけですね、私が説明を受けたところによりますと。ですから、そういうところについても少し詳細に会長がひとつ把握をしていただきたい、このようにお願いしたいと思えます。

それからもう一つは、訪問集金二五%ですね。二五%といふと約八百五十万になります。八百五十万の訪問集金をやっているわけですね。三千三百人の人たちがNHKの職員も含めてやっているわけですね。それに対する総経費が幾らかかるかという、六百七十六億でしょう。六百七十六億のお金をかけて八百五十万軒の家庭を訪問して集金の努力をしている、新しい契約も含めてやっている。軒当たり幾らになると思えます。つかんでいらつしやるのでしよう。単純に計算すると八千四百五十万です。NHKの料金を、一カ月分は千七十四万ですか、二月合わせても二千幾らですね。毎月毎月この軒当たり八千四百五十万の金をかけて、そして千円ちよつとのお金を集金している。こんなことをしておたらNHKが赤字になるのは当たり前じゃないですか。どうしてこんなこと

も、先生がおっしゃるようにこの集金の経費というものがいかにNHKの財政を圧迫しているか、あるいは本当にいい放送を出すための経費をいかに少なくしているかということとは十分認識しておりますし、この問題については経営の重点項目として極めて合理的にできるだけ安い経費で集金するように万全を期したいと思つておるわけでございます。

○草野委員 時間が参りましたので、最後にもう一つだけ申し上げたいと思えます。

一つ残念なことは、会長がみずからおっしゃったように、集金の経費が非常にかかっている、何とかしなければならぬ、こういうふうにおっしゃつておきながら、その詳細について把握をされていらつしやるような感じがいたします。今一人平均五百四十万と言いましたけれども、七

百四十万になるのです。そのほかに対策費として百五、六十億のお金があるのです。そういうお金がそつちの方のお金に使われているわけですね、私が説明を受けたところによりますと。ですから、そういうところについても少し詳細に会長がひとつ把握をしていただきたい、このようにお願いしたいと思えます。

をNHKの経営陣は気がつかないのですか。それはわずかな金額ならいいですよ。金支出のうちの15%以上も占めているような大変な集金の費用じゃないですか。こんなことはだれが見たってわかる簡単なものです。こういうことを今まで野放しにしておいて、そして今度平気でこれを出してきて、それで三百円の値上げを認めろ、認めることできません、こんなやさしいやり方だったら、お答えください。

○島参考人 先生の御指摘される面もやむを得ない点もあるかとは思いますが、大部分の集金というのは口座でほとんど集めておられるわけでございます。つまり、口座で集まらないということと比較的に難しい——もちろん先生のお宅にはそういうないケースがあったようでございますけれども、非常に難しい、何週間か足を運ばないやいかぬという事情もございまして、残されたいわゆる軒一軒訪問していきながら金をいただくということの難しさは十分わかっていただければいいけれども、これに對して金を余りかけ過ぎている。これはここ一、二年だけじゃなくて、この十年來の我々の大きな懸案事項であつたわけでございますし、新しい営業構想というものを立ててその辺を何とか合理化できないかというところでいろいろやっておるわけでございます。

ただ、私どもとして非常につらいのは、聴視料というのはやはり国民の皆さん方全部からいただくのが建前でございまして、少なくともどんなに悪くても九十%か集めませんと、今度は払わなくても済むというようなことがもてますと、もう聴視料、NHK全体の重大な問題になるので、何回か何十回か足を運ばないやいかぬ、そういうところがかなりありますし、またそれを運ばないと聴視料全体が崩壊してしまうということもございします。いろいろ困難な点もございしますけれども、決して私どもはこの先生の指摘された問題につきましてもいいかげんに、あるいは皆さんに取り組んでいくわけじゃなくて、一生懸命今までもやってきたつもりでございしますけれども、これからの

れが本當の、もうこの数年來絶えずこの国会の場所でも指摘されて、それがなかなか改善がうまくされていないということも十分認識しております。

いずれにしても、これからはできるだけの方法をいろいろ考えまして、例えばスーパーストアであるとかあるいはそのほかの集金業務とうまくドッキングさせるようなこともできないかという意味で、新しいそういう金を集める、集金を中心とするような関連会社みたいなものをつくった方がより効率的なのかどうか、今そういう新しい試みを幾つかいろいろ鋭意検討しているところでございしますので、何分もうちょっと時間をかしていただけないかというのが私の気持ちでございます。

いずれにしても、先生御指摘のように、我々集金問題について決まっていかがん形です。やっておるわけじゃないでございまして、ひとつその辺のことを十分お酌み取り願いたいな、こう考えておるわけでございます。

○軍野委員 これで終わります。会長の御努力を期待いたします。

大変申しわけございませんが、数字がどうも正確にわからなかったもので、正確で詳細な数字を書いて出していただきたいと思います。終わりにいたします。

○上軍委員長 次に、伊藤忠治君。

○伊藤(忠)委員 夜も更けてまいりまして最後の発言者になったわけでございますが、皆さんも相当お疲れのようでございますが、これもすべて日切れ法案というふうに決まりましたのでございします。最後までひとつ御協力をいただきますようにお願いいたします。

今も草野委員の方から御指摘がございましたが、料金値上げの問題についてでございます。提案をされておりますと、財政五カ年計画を前提にした今回の値上げ案になっているわけでありまして、値上げ率は二九・四%、こういうことになっております。率直に思いますに、なぜこの五

カ年計画を前提に料金値上げの設定になったのかというところが一つは疑問に思っているわけでございます。それは、過去も六年間値上げをせずに努力をされて今日まで到達されたわけですね。その間には要員の抑制策あるいは資産の売却、さまざまな工夫をなさって財源確保のために努力を続けられて、しかしどうにもならなくなって、向こう五年間、今後を見通した場合にもうやっていけないので三百円の値上げ、こういうことだろうと思ひます。一口に言えばそういうことではないかと思ひますが、受信料を払う利用者の立場に立つてみますと、三百円という、率で二九・四%になります。その値上げというのは非常に大きなものとしてやはり受け取らざるを得ない、そういう感じが非常に強いと思ひます。

で、NHKという一つの事業体の性格からいまして、これは一般の企業と違ひますから、収益を上げて、そして利用者に還元をするというような格好にはなかなかならない。つまり、受信料が財源の大宗を占めているわけですから、どうしてもそれに頼つてNHKの使命を果たさなければいけないというものがNHKの一つの性格であろうし、それが特異性であろう。私はこのように思ひますが、そのように考えましても、なぜ五年間を見通して三百円ということになるのか、もつと別の方法はなかったのか。

例えばそれは五年間はもう値上げは絶対せず、にやていけるのかどうか、そういう確信のある、言うならば財政展望というものをもちながらどうか、またそれに対する自信はどうかなのかということをお伺いしたいんですが、私なりに考えますと、やはりこの中期計画でもって、それを前提にした三百円というのはちよつと期間としては設定が長過ぎるんじゃないか。つまり、後からまた具体的に申し上げますが、NHKの依存します受信料の大宗を占めるこれからの可能性が一番多いのは衛星放送ですから、衛星放送に依存する度合いが大きければ大きいほどリスクが伴うんじゃないか、私はこういう気持ちを強く持っています。

すだけに、今言ったような考え方をいしてしまふわけですが、その点についてどうでございしますか。

○島参考人 NHKの経営につきましては、從來、計画を大体三カ年くらいつくりまして、その都度赤字が出ますと料金改定ということを繰り返してきた歴史が残念ながらあるわけでございます。去年もおとしもこの国会で附帯決議として出たのは、これだけ激しい情報化社会、ニューメディア時代の中でNHKは一体これから先何をやっていくんだ、どういふふうにしていくんだ、もつと長期の一つのスパンというものを考えてみたらどうだという御意見が非常に強かつたわけですね。今までの三年計画ということじゃなくて、私は本當はもうこれから先の未来永劫に続くNHKのデッサンを描きたいのでけれども、当然のことながらこれだけ変化の激しい時代ですと、十年先を見通すなどということは全くできない、七年も無理だ。五年くらいだったらある程度こんな形でどういふふうにしてやっていきますかということ、皆さん方にお示しできるんじゃないかということ、私はその五カ年計画を立てて、この間は、今までも六年間値上げしなかつたわけですが、我々の皆さん方にお示ししているような五カ年間の計画でその値上げを絶対この五年間はしない、さらに五年たつてもこの次の値上げができるかどうか、これもできないかもしれない、そういう覚悟で我々は鋭意一生懸命になってこの五カ年間のやるべきこと、それにかかる経費というものをいろいろ計算したわけでございます。それが結果として三百円の御負担増ということになったわけでございますけれども、この金額が決して容易なものではないということは、我々NHKの経営者としていたく感じております。

しかし同時に、やはりこれから先の日本に私は公共放送は必要だと思ひますし、この公共放送を何とか維持するために、もちろん我々は全力を挙げて経営の合理化、効率化を進めますけれども、これは必要最小限度、何せ長い間値上げもし

なかったし、これから五年間というのは物すごい勢いで我々放送を取り巻く環境は変わってくるわけでございます。その中で精いっぱい我々がやった結果が三百円という数字になっておりますので、そのことがいかに聴視者にとって大きな負担かということを十分わかりながら、なおかつそこをお願いしたいという、この私の苦しい立場も若干理解されたいいただきたいというのが偽らざる私の心情でございます。

○伊藤(忠)委員 いずれにしても、三百円という値上げ案というのは私は大幅だと思えますね。それが公共料金の中で一つの大きなファクターをつくる、これは間違いないと思えますし、利用者の立場からしますと、公共料金全体が上がっていく中で、今回NHKの受信料がこれも上がるかということになりまして、やはり消費者の生活実態からしてNHKの受信料値上げについては、これは厳しい目で見ると、私はそう思いますね。

ですから、会長が切々と訴えられる中身については私たちがそれなりに理解はできるわけですが、しかしなぜ三百円が必要なのか、それじゃ、五年間はそれで絶対やっていけるのか、しかも公共放送としての使命が果たせるのか。一方で、衛星放送にその受信料の大宗をこれからさらに依存度を強めていかなければならぬ中で、本当に安定的に運営が図っていけるのかどうか、さまざまな不安も入りまじると、余計やはりそういうふうな感じというのは私は強くならざるを得ない、このように思っているわけでございます。

ですから、関連をしてお尋ねをしたいと思うのですが、受信料の伸びの大きい部分は、衛星放送の受信料ですね。これは収納率そのものを上げるということももちろんありますが、目標としては五年間で七百六十二万ですか、これを何とか拡大をしたいということですが、それは衛星放送のサービスが安定的に行われていることが前提でなければ受信者はふえないわけですから、ここがやはりどうも私は決め手のように思えてならぬわけですね。ですから、お聞きをしたいのですが、衛

星放送というのは今後とも安定的なサービスが提供できるのかどうか、この点を聞かせをいただきたい。

○島参考人 衛星放送は、今まで地上波もNHKは二波持っておりまして、民間放送もキーステーションが五つあるわけでございます。その中でさらに新しい二つのチャンネルをつくりまして、これを本間に国民の皆さん方に利用していただくためには並み大抵な努力が必要だ、つまり本間にこれを見たい、あるいは見る必要があるという番組内容をどう開拓するか、まさにこの点に私はかかっていると思っております。したがって、極端に言えば、NHKの命運はこの衛星放送の普及発展のあり方にあるということが程度先生がおっしゃるように言えるんじゃないかというくらい重大に、私はこの衛星放送の将来については考えておるわけでございます。

ただ、先生の御発言の中で、衛星放送がNHKの地上波を圧迫する云々というような表現がございましたけれども、これは地上波は地上波としてきちっとカウントしまして、衛星は衛星で独自にハード、ソフトとも五カ年計画をつくりまして、衛星のしわが地上波によらぬように、これは絶対避けなければいかなぬという建前で作っております。したがって、地上波からの金を使えないだけに、この衛星放送が私どもが今計画しているようなスピードで普及発展していきませんと、これが別な意味でNHKの命取りになるという意味では先生の御指摘のとおりであると思えます。

この問題につきましては、鋭意我々の総力を挙げて、やはり見ていただくだけの内容を持った放送、こういうものを何とか新しくクリエイトしようというところで今までもやってまいりましたけれども、今までのようなつもり方ではまだ不十分だ、もっと新しい、もっと意欲的なクリエイティブなもの、これをこれから全力を挙げてつくる、こういう覚悟で今やっているとござります。

○伊藤(忠)委員 放送内容の問題について私がお尋ねしたというよりも、むしろ星がリスクなくこ

れからもずっと衛星放送を流してくれるだろうかという、メカの部分での言うならばリスク、危険度の問題を指摘したかったわけですね。まあ結構ですが、関連しますけれども、BS2Xですか、これが二月二十三日にリアンロケットで打ち上げられましたが、あれも失敗したわけですね。それほど星はまだまだ技術的にも不安定な部分を含んでいると思うのです。

これも既に議論があつたわけですが、打ち上げ総経費が百四十五億ですが、その内訳は、打ち上げ経費が百六億、保険が二十七億、成功報酬が十二億。そうしますと、これは失敗したわけですが、NHKは経費の面でどれだけの損をなさったのか、その内訳はどうなんでしょうか。

○中村参考人 お答えいたします。現在の衛星が安定かという御質問がちょっとその前にございましたので、現状を御報告いたします。BS2bで今放送を継続しておりますけれども、この2bは、これまで幾つかのふぐあいがございましたけれども、現在は極めて安定に働いております。

それから、2Xの経費の内訳でございますが、トータル百四十五億でございます。うち成功報酬十二億でございますので、これはまだ払っておりません。したがって、NHKからGEに支払った金は百三十三億でございます。このうち、二十七億が内訳としては保険ということになっておりますので、今回の失敗によりましてNHKに戻ってくるお金は百六億ということになるうかと思ひます。

私、今円で申し上げましたけれども、今回の契約はすべてドル建てでやっておりますので、最終的に決算時に、正確な数字はその時点でまた御報告できるかと思ひます。

○伊藤(忠)委員 再度打ち上げる計画はお持ちなんでしょうか。

○島参考人 ただいま中村技師長が御説明申し上げましたとおり、BS2bは安定的に来年の一月ごろまで放送が続くわけでございます。ことしの

夏、八月に3aという星を上げる予定でございます。ただ、私が2Xを失敗しましたけれども上げましたのは、やはり先生御指摘のように、衛星というのは今の衛星の技術的段階においてはまだまだ補完するものが必要ではないかという必要性というものについては、2Xは残念ながら失敗しましたけれども、私はその必要性というものは感じております。3aが順調に上がればいいのですけれども、そうじゃない事態というのも当然我々も考えなければいけません。

ただ、それならばおまえたちは失敗にも懲りずにまた新しい衛星を上げるのか、こういうことになりまして、これはNHK一存ではもちろんまいりませんので、政府とか国会の皆さん方とよく御相談しながらこれからのいろいろの対策を考えなければいかなぬ、こう考えておるわけでございます。

○伊藤(忠)委員 BS2bの寿命が三年の一月ごろですか。(島参考人「来年の一月です」と呼ぶ)そうですね。それから、BS3aというのはことしの夏ですか。そういうことですか。

○中村参考人 BS2bは来年、平成三年の一月ごろに寿命が来るだろうという予測でございます。それから、3aは八月打ち上げというようになっておりますので、打ち上げた後約三ヶ月程度試験的にいろいろなテストがござりますので、運用開始できるようなものはことしの十一月かあるいは十二月ごろになるだろうというように考えております。

○伊藤(忠)委員 そうしますと、2bが飛んでいる間に3aが上がって、うまくやっていけるから、2Xの失敗はあつたにしても、失敗したのですが、やっていける、こういう意味ですね。

○島参考人 私どもはそういう形でつながっていくということを確認しているわけでございますけれども、ただ、衛星は、リアンの例に見るごとく一〇〇%というわけじゃございません。したがって、何かの補完措置といいますが、2Xでやったようにそういうものをする必要があるのではない

かということを私は考えておりますけれども、これはNHK一存でいく問題ではございませんので、政府初め関係当局と御相談してこれからのいろいろ考えていかなければいかぬなということを今言っているわけでございます。

○伊藤(忠)委員　そうしたら、なぜ2Xはこういう格好で打ち上げる必要があったのですか。

○農参考人　ですから、私は今上がっているBS 2bあるいはことしの夏上げる予定の3a、これで普通すべて順調にいけばつながっていくわけですけれども、万一ということがございますと大変だということで、政府その他の皆さん方にお願ひして、さらにこのバックアップする衛星を上げる必要があるということで、全部NHKが費用を負

拒し、それが残念ながら失敗に終わりました。失敗に終わりましたけれども、状態としては同じ状態になっているわけですね。順調にいけば、これはつながつていくわけで問題ないわけですけれども、やはりバックアップというのは、もう既に二百万以上普及している段階で、あしたから急に放送が見られなくなるという事態は、我々放送事業者として避けなければいかぬ。したがって、今ある計画をさらにバックアップし、補強する必要があるという考え方については、2Xを上げたときと現在と同じ状態である、こういうふうに御理解願いたいと思います。

○伊藤(忠)委員　だから、結局バックアップ体制をとるためにBS2Xを打ち上げたけれどもうまくいかなくて、BS3aが稼働するのはことしの十二月、それからBS2bの寿命が来年の一月、するとバックアップ体制がないわけですね。今回やろうと思つて、それが失敗に終わった。すると、これは事実上BS3a一本で飛ぶことになりますからね。これもバックアップ体制がないわけですから、非常に不安なんです。やりたい気持ちは持っている。しかし、お金の問題もあるし政府とも関係の協議もやらなければいけぬから、やりたい気持ちはあるけれども実際に今のところは方針

か固まっていない、こういう理解でいいのですか。

○島参考人 NHK会長といたしましては、やはり何らかのバックアップ体制をとらなければいかぬという考え方でやっているわけでございますけれども、何せ衛星とかロケットとかいうのは危ういものにあした頼んでできるというものではございません。日本国内はもちろん、全世界にそういうバックアップとしてやれる範囲の中で新しいロケット、新しい衛星が調達できるかどうか、NHKとして至急調べております。その調べた結果をいずれ郵政省、政府関係機関その他と御相談しまして、今いろいろ考えようじゃないかと思っているわけでございますけれども、今全世界をいろいろ調査している最中でございます。

○伊藤忠委員 前回も議論がございまして、たしか私も質問をさせていただいたという記憶があります。そのときに、非常に値段が安かったわけですね。それでいいのか、大丈夫かという議論もございました。しかし、こういうチャンスというのか掘り出し物はめったにないので、ひとつこれを何とか成功させてバックアップ体制をとりたい、たしか公式の場ではなかったと思いますが、会長さんの発言が私は耳に残っているわけです。果たして大丈夫かなと心配を最後まで申し上げた記憶がございいますが、結果はうまくなかった。

しかし、2Xを打ち上げるまでに随分事前の調査なり準備なりがあつてああいふふうなアクションになったと思いますね。だから、今御答弁がございましたとおりのバックアップ体制をとるためにこれから一生懸命その対策を立てようとしても、実るまでには相当時間がかかると思うのですよ。ですから、その間は単独飛行みたいになるわけです。そういう意味では非常に不安といえますが、残りますね。それを持ちながら衛星放送をサービスしなければいけぬという状態は変わらないわけです。これは私は非常に危険に伴うと思えてならぬわけですが、余り悲観的になるな、星は非常に安定的に飛んでいる、こういうふうに答弁は返ってくるんでしょけれども、実際に過去の歴史を

ずつと見ますと、決してそうは思えない、不安という気持ちかぬぐい去れないわけです。どうですか、バックアップ体制はかなり積極的にとられるというお気持ちなのか、それとも、難しい状況であれば一つの星に頼ってやっていかざるを得ない、そういうおつもりなのか、これは大変ポイントだと思いますが、どうでございますか。その辺をもう一度。

○鳥参考人 放送事業者としてのNHKの責任者としては、これはどうしてもバックアップ体制が必要だという認識に立ちまして、全世界の、日本を含めて、ロケットメーカーとか衛星事業者と今いろいろ相談をしている最中でございます。これを上げる場合は、つまり3aあるいは今上がつている2bが単独飛行じゃない形にしたいというのが私の希望でございます。しかし、先ほどから申し上げておるように、これは私一存でいく問題でございませぬ。NHKが金を負担すれば勝手に上

げられるという問題じやございません。ここにいらつしやる郵政大臣以下政府関係者あるいはその他いろいろの方々の御意見なり御意向を聞いた上じやないとはできませんので、それを決めていただくためにも、まだ今いろいろ一生懸命になつてリサーチをしているわけでございますけれども、全世界の衛星とかロケット、一体いつ、どういふものがあるのかということを調査しているわけでございますして、その結果が出なければ相談しようもございませんので、今できるだけ早く全世界のリサーチを、結論を出すように鋭意進めている段階でございます。

○伊藤(忠)委員 衛星放送、非常に派手に宣伝をされていますし、確かに関心も高いわけですよ。ね。よかったという人が口伝えに言えばお皿もどんどんふえて、視聴者もだんだん拡大しているわけです。ところが、どういうのでしょうか、綱渡りのような格好をやっておるわけですね。もしこれがパンクしたら大変なことになりますよ。すべてがオジャンになるのです。ね。その放送の中身の問題じゃないのですよ、もう電波そのものが流れない。

わけですから、だからやはりもつと関心を持って、衛星放送を是認をするんだったら、それを裏打ちするだけの万全の体制をとらなければ、これは視聴者に対してうそをつくことになると思いますよ。大変な背任行為を犯すことになりますから、このところは声を大にしてはつきり、やはり危険性は危険性、不安定な要素があるんだということとを訴えないと、いい面ばかりを、目の当たる部分ばかりを訴えたつて、もしそうなつたときに大変な混乱がこれは起ると思いますよ。そのことを私は絶えず心配をしておる一人なんです、今お聞きしまして、まあNHKとしてはバックアップ体制をとるために続けて努力をしたい、こうおっしゃっているわけですが、主管庁であります郵政省としては、この実態は十分御承知なわけですから、どのようにその対応をされようとしていらつしやるのか、ちよつと見解を伺いたいと思います。

○大龍政府委員　BSXは残念ながら失敗に終わったわけですが、これもやはり2bのバックアップとしての価値があったからでございます。あの衛星を購入するに当たりまして、国会の御承認も得まして、予算案の中にも組み込んで、そして打ち上げという準備をすべてやっておったわけでございます。残念ながらロケットの異常ということで失敗をしてしまったわけであります。私どもは、幸いにBS2bは今安定に運用がなされておりますので、これが来年の一月まで無事にお務めを果たしていただけるように、私どももいたしましても万全の体制をとっていただけるように、NHKあるいは通信・放送衛星機構等にお願いを申し上げているところでございます。

ことしの八月にはBS3aが打ち上げられます。そうなりますと、お互いにバックアップ体制ということにもなりますし、来年の八月にはまた3bという衛星が打ち上げられるわけであります。そうなりますと、きちつとバックアップ体制ができるということでございます。したがって、現在、会長が調査をしておられるというよう

なお話を先ほどお聞きいたしましたけれども、私ども具体的にこういうのがあるというようなこともお聞きしていないのが現状でございます。私どもは、3aが無事に打ち上がり、3bがさらに打ち上がるということを期待しているところでございます。

○伊藤(忠)委員 両者の見解が少々違うようだけれども、時間の関係がございますので次に移りたいと思いますが、いずれにしても網渡りの状態だと私は思います。起こらなければいいのですが、何か起こったときにはそういう格好になりますから、私の懸念だけは申し上げさせていただきます。こう思います。

次に、日米構造協議と衛星調達の問題なんですが、これの交渉の経緯、それから今後の見通し、課題ですか、その点について郵政省の方から説明をいただければ、こう思います。

○深谷国務大臣 衛星問題は構造協議ではなくてスーパー三〇一条の関連でございます。アメリカ側は、我が国の衛星開発について研究開発と言っているが、商業用の開発をしているではないか、そのことが結果的には政府等の外国衛星調達の道を閉ざしているという言い分を繰り返しているわけでございます。

私どももいたしましては、将来の例えば宇宙ステーションの時代などを想定いたしますと、宇宙開発技術というのは独自のものを持っていないければならぬものでありまして、どうしても相乗りの形で進めたいという考え方を持っていたものでありますから、そこが日米対立の焦点になっていたわけでございます。我が国はしかし、そうはいっても相手のあることでありますから、自主的な技術基盤の確立に支障を及ぼさない範囲で何とか交渉はできないのかというので、目下日米間で交渉が続いている最中でございます。つまり、鋭意話し合いを継続中であるというところでございます。

その中身についてははしがきで申し上げられる段階ではないのでありますが、自主技術基盤の確立に支障を及ぼすことのないように努力する

ように指示をいたしておるところであります。

○伊藤(忠)委員 ちよっと聞き漏らしたのですが、それはCSですか、BSですか。

○中村(泰)政府委員 個別具体的な人工衛星について一々問題になっているわけじゃないのですけれども、目下議論の素材に上がっているのは、CS4という計画がございますので、それがよく例示的に上がっていることはございます。

○伊藤(忠)委員 感じとして、交渉に実際に当たられてみえます当局ですからお聞きするのですが、CS4から始まってきているのですが、これがBSにまで広がっていくのでしょうか。だから私は見通しと今後の課題というふうな言い方をしたのですが、それは感じとしてはどうなんですか。

○中村(泰)政府委員 アメリカの主張しているところは、日本の政府等が調達をしている衛星の調達というものが、研究開発衛星を上げるとい形で実は打ち上がったものが実利用されているじゃないか、実利用されているために市場が開ざれているんだ、実利用に供されるような衛星は、これは市場を開放すべきじゃないかというのがアメリカの基本的な考え方です。

私どもは、これは米側も認めているところであるわけですが、研究開発衛星を打ち上げるといことは、国の役目としてRアンドDをやることは結構ですよ、アメリカもこれは認めているところでございます。ただ、日本のRアンドD衛星というのは、経費の効率的な使用あるいは資源の有効利用という立場から、研究開発の要素を持つているものがうまく成功すれば、それを実際に実利用に供することが非常に経費の効率使用にもなるわけでありまして、そういったいわば開発と実用の相乗りという形でこれまで進めてまいったわけでありまして。

したがって、日本の主張というのは、研究開発の要素があるかないかということで研究開発衛星かどうかということとを区分けをすればいいということですが、アメリカの立場は、利用目的が、

研究開発の要素がありまして実際にそれが実利用に供されるものであるならば市場開放すべきじゃないかということで、いささかその辺、主張に食い違った面もあるわけですが、先ほど大臣もお話をいたしましたように、私ども、我が国の宇宙開発の自主的な技術、基盤確立のために支障が起きない形で現実的な解決の方途を探していかなければならないと考えております。

○伊藤(忠)委員 よくわからなくなってきたのですけれども、結局、アメリカが言っているのはどうということなんですか。我が国の開発計画に基づいて星がつくれ打ち上げられていくわけですね。それは研究開発であればいい。いわゆる商業衛星であれば市場開放しない。市場開放するということはどういうことを意味するのでしょうか。

○中村(泰)政府委員 アメリカの主張を端的に申し上げますと、研究開発衛星というのは純粋に研究開発だけを目的とした衛星にしない、いわゆる研究と実用の相乗りという形はやめなさいというのがアメリカの主張でございます。(伊藤(忠)委員「それはいいですよ。市場開放しろというのはどういう中身ですか」と呼ぶ)中身は、実用に供される衛星は内外無差別に調達をしない、日本は今相乗り衛星ということで自主技術開発を進めるために、国の力で、いわゆる国産になつていくわけですが、それを実用衛星という立場から内外無差別に市場を開放しないというのがアメリカの基本的な主張でございます。

○伊藤(忠)委員 だから、市場開放したとしても我が国の、開発計画といいますがこれはまたおかしくなるのですが、打ち上げ計画には支障は及ばないわけですか。市場開放の要求に我が国が応じたとしまして、例えばBS3aはいくつ打ち上げる、BS3bはいくつ打ち上げるといって打ち上げ計画には支障は来しませんか。

○中村(泰)政府委員 今の相乗り衛星という立場からいいますと、それは主として研究開発が目的でございますので、外国に打ち上げていただければいい、製作をしていただければいいということにはならないわけでありまして。日本の国の自主的な技術、基盤を確立するということが日本の技術でそれを開発をするということが主眼でありますので、開放することになじまないということでございます。

○伊藤(忠)委員 そうすると、NHKが計画していますこの3aとか3bというのはその計画の中に入っているのですか、入っていないのですか。

○中村(泰)政府委員 具体的にBS3aとかbにつきましては、これは契約も終わっておりまして開発が進んでいるわけでありまして、アメリカ側も特にそれを問題にしているわけではございません。

○伊藤(忠)委員 早い話が、星はアメリカから買わない、こういうことですか。

○中村(泰)政府委員 実用に供される星については内外無差別の市場開放をしないというのがアメリカの主張でございます。

○伊藤(忠)委員 内外無差別にやったら、実際に製品として持っているアメリカが価格的にも技術レベルからいっても有利な立場にありますね。

○中村(泰)政府委員 今までの開発の実績等からいいますと、そういった点があると考えられると思います。

○伊藤(忠)委員 時間の関係がございますからお聞きをした上で大臣にお願いをしたいのですが、市場開放、今は構造協議ということになっていますが、言うならば貿易摩擦、市場開放だと思えます。そういう角度から、こういう問題でどんどんと市場を広げていったら、我が国の研究開発あるいは技術力をいかに向上させるかという計画にまではつきり言って大きな支障を来すと思えます。それは国益に反するし、我が国の主権の問題にかかわると言わざるを得ないと私は思います。

フェアに競争するのはいいのです。しかし、比較をして、商業衛星に限ってみたらはつきりするわけですからね。そのハンディのあるのを、日本に市場開放を求めてそれを義務づけるというの

は、実際はそうなるわけですから、そんなふうにやられてくるというのは私は納得できません。そういう点については主管庁として、郵政大臣としても代表者でございまして、その辺は毅然たる態度でこの問題の解決に当たっていただきたい。でないと、だんだんと広がってきまして、結局今議論をしております衛星放送の問題についても陰に陽にいろいろな問題を含むと私は思いますので、その点についての態度をお聞かせいただきたいと思ひます。

○深谷国務大臣 これからの宇宙時代に備えて我が国が技術的な開発とかそういう研究を重ねていくことは非常に大事なことでございまして、そういうふうな開発研究に支障を来さないような結論を得るために、伊藤委員の御意見を大事にして、しっかりと頑張りたいと思ひます。

○伊藤(忠)委員 次の問題は、上田哲議員も詳しく触れられて、理解を深めたところでございまして、長期審でもNHK所有波のあり方について五年くらいを展望に見直すというふうな表現といひますか、提起をされているわけですが、この目的はお聞きしていただかないわけですが、その見直す目的というのは一体どこにあるのでしょうか。

○深谷国務大臣 NHKは御案内のように、公共放送として放送の全国普及とかあるいは豊かでよい放送番組を通じて我が国の文化水準の向上とか放送番組や放送技術の面における先導的役割というものを、また国際放送の実施などとしてまいったわけでありまして、NHKはその使命を果たしていくために皆さんの放送メディアを保持していただくわけにございまして、しかし、民間放送も発展してまいっておりますし、NHK自身の厳しい財政状況もございまして、そんなにくさんメディアを持っています必要があるのかという一つの意見もありまして、そういう点を踏まえながら見直しの方向に進み始めていくというのが現状であります。

○伊藤(忠)委員 NHKと郵政省の間でこの問題

の具体化を図るために連絡協議会というのですか、そういうふうな私聞いておりますが、設置をされている模様、そう聞いておるわけですが、実際はそんなでございましょうか。どのような具体的な話が行われているのでしょうか。

○大蔵政府委員 いわゆるメディアの見直しというのとは、やはり一方的にこれをこうしろというふうなことは大変問題であるというふうな私自身思っております。しかしながら、いろいろな中間報告や報告書等におきましてNHKの肥大化という指摘がございまして、十分これは検討しなければならぬと私も考えているわけにございまして、したがっていまして、郵政省ではNHKからいろいろな御意見を聞くという場としまして「NHK保有メディアの在り方に関する連絡会」というものを設けまして、この連絡会の中で意見の交換を真剣にやっております。

○伊藤(忠)委員 そういう場として設置をされている、こういうふうな理解をいたしました。そうすると、そのメディアというものは七波を言うのですか、国際放送や多重放送を入れれば九つ、こう見ると、現在は2本の難視波帯ですが、それを放送して、現在2本の難視波帯ですが、それを使っていると思うのですが、これがもし衛星機構からリースという格好になってNHKが専用するということになればこれもメディアとして一本ふえるというふうに見えるのか見ないのか、疑問が出ます。私はそういうふうな理解しているのですが、その辺は七波というのを前提に今の話が進んでいるのですか、検討の基礎はそこなのですか、その辺についてお伺いします。

○大蔵政府委員 数と申しますのは、文字放送なども入れますといういろいろなカウントに、九つとかいうようなことになるわけにございまして、そういうようなものすべてをひくくめましてNHKが保有すべきメディアというもののあり方というものを根本的にやはり検討していただく方がいいのではないかと私は考えております。

○伊藤(忠)委員 時間がなくなってもう最後にな

りますが、映像情報の海外提供です。これは外国に行ってみまして、日本の姿をもっと知ってもらいたい、あるいは文化も正しく理解していただきたいという意味では、積極的に海外提供というのはいい意味では必要であらう、こう思っております。長期審の中でもこの資金調達のために法人をつくるという表現になっているわけですが、具体的な構想はどうなっているのでしょうか。

○青木参考人 お答えいたします。先生おっしゃいますように、映像情報の海外提供というのは焦眉の急でございまして、これは世界的に今映像化が進んでおる中で、あらゆる先進国がそういった面で努力をしております。特にアメリカ、イギリス、西ドイツ、こういった国々では映像による海外情報の提供というのを盛んに進めておりますが、日本は御指摘のとおり大変におくれておりまして、日銀の貿易統計によりますと映画、テレビあるいはビデオ、これらの輸出入のバランスというのはい〇〇対三・六、輸入一〇〇に対して輸出は三・六というまことに限りよりうたる実態でございまして、我々としても何とか世界じゅうに映像による情報提供をやりたい。

NHKでは海外放送機関との協力協定、あるいは公的基金を利用した番組提供、あるいはビジネスによる販売というような形で海外に対する提供を続けておりますが、六十三年度におきましては年間千七百四十本の無償提供を外国に対して行っておりますが、ビジネスとしては年間四千本ぐらいの販売をしております。これを今後五年ぐらいのうちに一万本ぐらいの提供に上げていきたい、レベルアップしていきたい。そのために、国際情報センターというような第三セクターの組織をつくって今後大いに海外に対する映像情報の提供に力を尽くしていきたいというふうに考えているところでございまして。

○伊藤(忠)委員 思いつきの域を出ないので失礼かも知れませんが、海外青年協力隊でしたが、先週も私はジャカルタへ行つて皆さんとお会いし

ました。長い人で三年、随分と頑張つてくれているわけですが、青年諸君が訴えるのは、生活を毎日ともにしながらいろいろな特技を教えるということが中心なんですけれども、それはその範囲なんです。日本を紹介するというのは自分を通じて紹介することはできても、やはり全体を見てもらおうとかまた映像、視覚で感じてもらおうということとは別だと思ひます。

そういうふうな意外と現地の人たちの希望が多くて、あればやりたいというふうなことが出ていきましたけれども、そういう場合には生かしていくというか活用していくような道というのはいかにないものでしょうか。一般のビデオを買っていつてどうのこうのというのは、ちょっとそれにふさわしいものはないのか、あるいは見当たらないと思ひますけれども、そうすると、こういう一つのライブラリーのような格好で映像が編成をされていて、日本の姿というのをそういう皆さんが先駆者として伝えてくれる。現実にはそういう一つの道具なんかあるわけですから、そんなことを実際に訴えられてどうしたものかなというので私は胸に秘めて帰つたのですが、思いつきの発言で恐縮なんです、どうでしょうか。

○島参考人 今先生御指摘の問題も含めまして、やはり公共放送であるNHKのこれから五カ年間の一番重要な課題として、NHK並びに日本の映像をどうやって全世界にキャリーするか、こういうことに今いろいろ全力を挙げてその対策に取り組んでいるところでございまして、できるだけそういうシステムでやりたいというふうに考えております。

○大蔵政府委員 関連して。私も郵政省といたしまして、調査研究会の開催であるとかアジア放送交流促進フォーラムというふうなものも昨年開催いたしました。これらを通じて番組提供の促進のための施策というものを検討しているわけにございまして、さらに外務省と共同で開催しております放送番組の海外提供促進に関する調査研究会の報告書がこのた

びまとめられましたものですから、こういうようなものを十分今後土台にいたしまして、この放送事業者間の交流の促進であるとかあるいは番組提供にかかわる体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

○伊藤(忠)委員　そういう立場で推進をいただきたいと思ひますし、実際に現地へ行ってみますと、こういう場面で協力ができれば本当にこれは広がるなという有益なものというは随分あります。ですからODAの、これまでも役立ててきているわけですが、真にまた庶民の社会に溶け込んでいけるような、役立つようなODAの使途、そのための見直し、こういうふうなことが非常に重要ではないか、私はかようにも思っておりますので、機会がございましたら私も提言させていただきますが、ひとつ皆さん方でも御検討いただいて、積極的な施策をお進めいただきますようお願いを申し上げます。

以上で終わります。
○上草委員長　次回は、明二十八日水曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後九時十分散会

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案
通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律
通信・放送衛星機構法(昭和五十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。
附則第五条から第九条までを次のように改め

る。

(業務の特例等)

第五条 機構は、当分の間、第二十八条第一項に規定する業務のほか、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送(テレビジョン放送)(放送法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。)であつて、放送衛星の無線局により行われるものをいう。以下同じ。)を受信することのできる受信設備を設置する者に

対し助成金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 前項の難視聴地域とは、日本放送協会が放送法第九条第五項の規定によりテレビジョン放送があまねく全国において受信できるように措置をするに当たり、地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、衛星放送によらなければその地域においてテレビジョン放送を受信できるようにすることが困難と認められる地域をいう。

第六条 政府は、前条第一項の規定により機構の業務が行われる場合において、第五条第三項前段の規定により機構に出資するときは、同項後段に規定する各資金又は次条第一項に規定する衛星放送受信対策基金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

第七条 機構は、附則第五条第一項に規定する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために衛星放送受信対策基金(以下「受信対策基金」という。)を設け、第五条第三項前段及び前条の規定により受信対策基金に充てるべきものとして出資された金額をもつてこれに充てるものとする。

2 機構は、次の方法による場合を除くほか、受信対策基金を運用してはならない。

一 国債その他郵政大臣の指定する有価証券の取得

二 郵便貯金又は銀行その他郵政大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

3 第四十三条第一項の規定は、郵政大臣が前項第一号又は第二号の規定による指定をしようとする場合について準用する。

第八条 附則第五条第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、第三十三条の二の「経理(当該所有に係る部分に限る。）」とあるのは「経理(当該所有に係る部分に限る。）」及び附則第五条第一項に規定する業務に係る経理」と、「特別の勘定(以下「衛星所有勘定」とあるのは「それぞれ特別の勘定(以下前者の業務に係るものにあつては「衛星所有勘定」、後者の業務に係るものにあつては「受信対策勘定」と、第四十一条第二項中「及びその他の一般の勘定」とあるのは「受信対策勘定に係る出資及びその他の一般の勘定」と、第四十二条第一項中「衛星所有勘定」とあるのは「衛星所有勘定及び受信対策勘定」と、第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び附則第五条第一項」とする。

は「それぞれ特別の勘定(以下前者の業務に係るものにあつては「衛星所有勘定」、後者の業務に係るものにあつては「受信対策勘定」と、第四十一条第二項中「及びその他の一般の勘定」とあるのは「受信対策勘定に係る出資及びその他の一般の勘定」と、第四十二条第一項中「衛星所有勘定」とあるのは「衛星所有勘定及び受信対策勘定」と、第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び附則第五条第一項」とする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

(別冊)

日本放送協会平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画
平成2年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成2年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、次の各号に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第2に掲げるとおりとする。

一 「カラー契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を除き、地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

二 「普通契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を除き、地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

三 「衛星カラー契約」とは、衛星系及び地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

四 「衛星普通契約」とは、衛星系及び地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

五 「特別契約」とは、地上系によるテレビジョン放送の難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送を除き、衛星系によるテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

六 「助聴基金」とは、協会の基金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払をいう。

七 「口座振替」とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通帳郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払をいう。

八 「継続振込」とは、あらかじめ協会に届け出を行い、協会が指定する金融機関、郵便局等において協会の指定する期日までに継続して払い込む支払をいう。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特別措置として、別表第3に掲げるとおりとする。

3 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を多数契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第4に掲げる額を減じることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員が衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結し、その団体の代表者を通じ、団体として一括して2か月毎に口座振替により支払う場合は、第1項及び第2項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減じることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができない。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができない。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができない。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金

の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より削減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において後期繰越金を生じた場合は、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金を減額し、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算における事業収支差金と事業収支差金受入れとの差額は、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べることができる。

2 前項の差額が、予算において予定する金額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べることができる金額を増減することができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条 国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てることができる。

附 則

第2条の規定にかかわらず、前年度中に支払済の6か月前払額、12か月前払額については、次の表に掲げるとおりとする。

契 約 種 別	支 払 区 分	6 月 前 払 額	12 月 前 払 額
カ ラ ー 契 約	訪 問 集 金	6,100円	11,880円
	口 座 振 込	5,810円	11,310円
普 通 契 約	訪 問 集 金	3,990円	7,770円
	口 座 振 込	3,700円	7,200円
衛 星 カ ラ ー 契 約	訪 問 集 金	11,440円	22,290円
	口 座 振 込	11,150円	21,720円
衛 星 普 通 契 約	訪 問 集 金	9,330円	18,170円
	口 座 振 込	9,040円	17,600円
特 別 契 約	訪 問 集 金	5,920円	11,540円
	口 座 振 込	5,630円	10,970円

(沖 縄 県)

契 約 種 別	支 払 区 分	6 月 前 払 額	12 月 前 払 額
カ ラ ー 契 約	訪 問 集 金	5,280円	10,280円
	口 座 振 込	4,980円	9,710円
普 通 契 約	訪 問 集 金	3,170円	6,170円
	口 座 振 込	2,870円	5,600円
衛 星 カ ラ ー 契 約	訪 問 集 金	10,630円	20,630円
	口 座 振 込	10,330円	20,120円

衛星普通契約	訪問集金	8,510円	16,570円
	口座振込	8,210円	16,000円

別表第1

平成2年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金	額
事業収入			484,595,070
	受取利息	料入	469,900,370
	交付金	入	1,513,606
	交付金	入	5,787,500
	交付金	入	6,560,594
	交付金	入	328,000
	交付金	入	505,000
事業支出			448,041,931
	国内放送	費	155,289,880
	国内放送	費	3,420,743
	国内放送	費	43,601,871
	国内放送	費	1,417,167
	国内放送	費	2,154,918
	国内放送	費	5,527,529
	国内放送	費	127,692,910
	国内放送	費	42,597,673
	国内放送	費	10,650,206
	国内放送	費	36,638,000
	国内放送	費	14,977,034
	国内放送	費	1,074,000
	国内放送	費	3,000,000
事業収支差金			36,553,139

事業収支差金の内訳

資本支出	当	15,087,000
翌年度以降の財政安定のための繰越金		21,466,139

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金	額
資本収入			86,167,000
	事業収支差金受入れ		15,087,000
	減価償却資産受入れ		36,638,000
	資産受入れ		1,122,000
	放送債券償還積立資産受入れ		7,840,000
	放送債券償還積立資産受入れ		6,000,000
	長期借入金		19,480,000
資本支出			86,167,000
	建設費		62,800,000
	放送債券償還積立資産受入れ		440,000
	放送債券償還積立資産受入れ		5,108,000
	放送債券償還積立資産受入れ		7,840,000
	長期借入金返還金		9,979,000
資本収支差金			0

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、4,840億9,007万円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、4,469億6,793万1千円であり、経常収支差金は、371億2,213万9千円である。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金	額
事業収入			523,000
	受託業務等収入		523,000
事業支出			438,000
	受託業務等費		427,000
	受託業務等費		11,000
事業収支差金			85,000

事業収支差金8,500万円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 受信料額

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金	1,370円	7,800円	15,200円
	口座振替	1,320円	7,510円	14,630円
	口座振替	890円	5,100円	9,940円
普通契約	訪問集金	840円	4,810円	9,370円
	口座振替	840円	4,810円	9,370円
	口座振替	2,300円	13,140円	25,610円
衛星カラー契約	訪問集金	2,250円	12,850円	25,040円
	口座振替	1,820円	10,440円	20,350円
	口座振替	1,770円	10,150円	19,780円
衛星普通契約	訪問集金	1,040円	5,920円	11,540円
	口座振替	990円	5,630円	10,970円
	口座振替			

別表第3 受信料額(沖縄県)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金	1,220円	6,980円	13,600円
	口座振替	1,170円	6,690円	13,030円
	口座振替	740円	4,280円	8,340円
普通契約	訪問集金	690円	3,990円	7,770円
	口座振替	2,160円	12,320円	24,010円
	口座振替	2,110円	12,030円	23,440円
衛星カラー契約	訪問集金	1,680円	9,620円	18,750円
	口座振替	1,630円	9,330円	18,180円
	口座振替			

別表第4 多数契約一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星カラー契約	契約総数10件以上の契約者のすべての契約件数を対象に、衛星カラー契約については、50件未満の場合 1件あたり 月額200円
衛星普通契約	50件以上100件未満の場合 1件あたり 月額230円
特 別 契 約	100件以上の場合 1件あたり 月額300円
	衛星普通契約及び特別契約については、1件あたり 月額 90円

ただし、衛星カラー契約の契約件数が、97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第5 団体一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星カラー契約	契約総数15件以上の団体のすべての契約件数を対象に、訪問集金月額に対し、1件あたり 月額 250円
衛星普通契約	
特 別 契 約	

平成2年度事業計画

1 計画概説

高度情報社会における本格的な多メディア時代を迎え、放送を取り巻く環境は、大きく変化している。平成2年度における日本放送協会の事業運営は、こうした社会状況の変化にこたえ、地上放送の充実刷新を図るとともに、衛星放送の普及を一層促進し、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。また、業務の推進にあたっては、経営全般にわたり抜本的な見直しを行い、一層創造的で能率的な運営を目指すこととする。

しかし、財政的には収入の増加及び経費の節減などの経営努力を図ってもなお、極めて厳しい状況にある。

このため、今後5か年の経営計画のもとに、平成2年度において、やむを得ず受信料額の改定を行い、視聴者の要望にこたえ、新しい放送の時代における公共放送としての使命を果たすこととする。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、衛星放送設備の整備を進め、ラジオにおいては、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。

(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、番組の充実刷新を行い、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

(3) 国際放送については、日本の実情を正しく諸外国に伝えて国際間の相互理解に貢献するとともに、諸外国との経済、文化交流を一層促進するため、番組の充実刷新を行い、あわせて受信の改善

に努める。 (4) 受信料負担の公平を期するため、新受信料額の定着と受信者の把握に努め、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図る。 (5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の把握と反映などの施策を効果的に推進する。 (6) 調査研究については、ニューメディアの開発研究と、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。 (7) 経営管理については、経営全般にわたる業務の見直しを一層積極的に推進して、企業効率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。 (8) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。 (9) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。	新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行うほか、宿舍の整備等を行う。 これらに要する経費は、78億400万円である。 (7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、25億8,000万円である。 3 事業運営計画 (1) 国内放送 ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、情報化、国際化などの社会状況に対応するため、1日18時間を基本とした弾力的な放送時間とし、広く一般を対象とした総合的な放送として、国民生活に必要な不可欠な情報や創造的文化的な番組の提供など、多様な分野の番組を編成するとともに、年間を通して特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施する。また、音声多重放送において、視力障害者向けの解説放送を実施するほか、文字多重放送については、番組内容の充実を行う。 教育放送は、1日18時間放送し、学校放送をはじめ幅広い文化、教育番組や障害者向け番組などの放送として、全面的な番組編成の刷新を行う。また、平成2年10月から、音声多重放送を開始する。 衛星放送については、第1テレビジョンは、国際情報を中心とする専門情報を1日24時間放送し、特に日本とアジアの情報及び経済情報を充実する。第2テレビジョンは、総合テレビジョンと教育テレビジョンの主な番組及び衛星独自番組により編成し、1日22時間20分(週間平均)放送するほか、ハイビジョンの実験放送を行う。 ラジオ放送については、第1放送は、1日19時間を基本とした弾力的な放送時間とし、生活態様の多様化に即応したニュース・生活情報を提供するとともに、緊急報道に万全を期する。第2放送は、1日13時間30分放送し、体系的な語学番組や学校放送番組、多様な教養番組を編成して、生涯学習に資する番組の充実を行う。また、FM放送は、1日19時間放送し、高品質の特性を生かして、クラシック音楽を基本に、多様な音楽番組を提供する。 地域放送については、地域社会の多極的發展に貢献するため、各地域の特性に応じた自主編成を積極的に推進することとし、総合放送は1日2時間、第1放送は1日2時間30分、FM放送は1日1時間50分を基本とした弾力的な放送時間により地域情報番組を提供する。 放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用の促進を図る。 また、諸外国の日本に対する正しい理解を促進するため、海外へ映像情報を提供する。 これらに要する経費は、番組制作に1,102億1,328万4千円、番組の編成企画その他に88億4,406万7千円で、総額1,190億5,735万1千円である。 イ 放送施設の運用維持については、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。 これに要する経費は、362億3,252万9千円である。 以上により、国内放送費総額は、前年度1,265億1,106万6千円に対し、287億7,881万4千円の増額となり、総額1,552億8,988万円である。 (2) 国際放送 国際放送については、放送時間を拡充して、平成2年4月から1日44時間30分、平成3年1月から1日47時間とし、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成して、
2 建設計画 建設計画については、衛星放送設備の整備に86億700万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に93億1,200万円、演奏所の整備に60億9,200万円、放送番組設備の整備に284億500万円、研究設備の整備等に103億8,400万円、総額628億円をもって施行する。 (1) 新放送施設整備計画 衛星放送設備の整備を進める。 これに要する経費は、86億700万円である。 (2) テレビジョン放送網整備計画 外国電波混信等による難視聴地域に対し、補完的に、1地区にテレビジョン局を建設する。 また、果敢放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。 これらに要する経費は、62億3,700万円である。 (3) ラジオ放送網整備計画 中波放送局及びFM放送局については、各1局を建設する。 また、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。 これらに要する経費は、30億7,500万円である。 (4) 演奏所整備計画 放送会館の整備については、名古屋放送会館の建設を継続するとともに、福岡放送会館の建設に着手し、大阪放送会館の整備を進める。 これらに要する経費は、60億9,200万円である。 (5) 放送番組設備整備計画 非常災害時における報道機能の確保などを図るため、ニュース・番組の送出設備の機能改善整備を行うとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行うほか、老朽の著しい番組制作・送信用機器の更新整備等を行う。 これらに要する経費は、284億500万円である。 (6) 研究設備、一般施設整備計画	

放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。また、海外中継を拡充して、受信の改善に努める。
このため、前年度31億8,184万6千円に対し、2億3,889万7千円の増額となり、総額34億2,074万3千円である。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、新受信料額の早期定着と受信者の把握に努めるとともに、営業活動の刷新と事務の効率化をさらに推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図る。
このため、前年度418億8,726万円に対し、17億1,461万1千円の増額となり、総額436億187万1千円である。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送受信の積極的な普及活動を行い、あわせて受信者の把握に努める。
このため、前年度13億3,061万1千円に対し、8,655万6千円の増額となり、総額14億1,716万7千円である。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にし、公共放送を支える受信料制度について視聴者の理解を得るため、積極的な広報活動を行うとともに、衛星放送、ハイビジョンなどニューメディアについての広報を一層推進する。
このため、前年度18億5,868万8千円に対し、2億9,623万円の増額となり、総額21億5,491万8千円である。

(6) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要望にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、世論調査の新しい手法を開発するほか、国民生活時間調査、番組視聴状況調査及び意向調査等を行う。技術面においては、新しい放送分野の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。
このため、前年度47億5,643万1千円に対し、7億7,109万8千円の増額となり、総額55億2,752万9千円である。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、社会保障費の増加等により、前年度395億8,842万5千円に対し、30億924万8千円の増額となり、総額425億9,767万3千円である。

(9) 一般管理

一般管理については、効率的な業務運営を一層徹底して、経費の節減を図るか、事務システムの開発等により、前年度102億1,907万円に対し、4億3,113万6千円の増額となり、総額106億5,020万6千円である。

(10) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、放送番組の受託制作等を行う。
これらに係る収入は5億2,300万円、支出は4億3,800万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成2年度	平成元年度	増	減
年度初頭契約件数		29,680,000	30,600,000	△	920,000
年度内新規契約件数		1,880,000	1,940,000	△	60,000
年度内解約件数		2,370,000	2,860,000	△	490,000
年度内増加契約件数		△ 490,000	△ 920,000		430,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成2年度	平成元年度	増	減
年度初頭免除件数		686,000	689,000	△	3,000
年度内新規免除件数		38,000	32,000		6,000
年度内解約件数		38,000	35,000		3,000
年度内増加免除件数		0	△ 3,000		3,000

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成2年度	平成元年度	増	減
年度初頭契約件数		1,248,000	1,358,000	△	110,000
年度内新規契約件数		220,000	230,000	△	10,000
年度内解約件数		330,000	340,000	△	10,000
年度内増加契約件数		△ 110,000	△ 110,000		0

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成2年度	平成元年度	増	減
年度初頭免除件数		185,000	192,000	△	7,000
年度内新規免除件数		5,000	5,000		0
年度内解約件数		15,000	12,000		3,000
年度内増加免除件数		△ 10,000	△ 7,000	△	3,000

(3) 衛星カラー契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成2年度	平成元年度	増	減
年度初頭契約件数		1,367,000	0		1,367,000

年度内新規契約件数	939,000	1,367,000	△	428,000
年度内解約件数	20,000	0		20,000
年度内増加契約件数	919,000	1,367,000	△	448,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成2年度	平成元年度	増	減
年度初頭免除件数	5,000	0		5,000
年度内新規免除件数	4,000	5,000	△	1,000
年度内解約件数	0	0		0
年度内増加免除件数	4,000	5,000	△	1,000

(4) 衛星普通契約

有料契約見込件数

区 分	平成2年度	平成元年度	増	減
年度初頭契約件数	10,000	0		10,000
年度内新規契約件数	10,000	10,000	0	0
年度内解約件数	0	0		0
年度内増加契約件数	10,000	10,000		0

(5) 特別契約

有料契約見込件数

区 分	平成2年度	平成元年度	増	減
年度初頭契約件数	3,000	0		3,000
年度内新規契約件数	1,000	3,000	△	2,000
年度内解約件数	0	0		0
年度内増加契約件数	1,000	3,000	△	2,000

(参考1)

有料契約見込総数

区 分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数	29,680,000	1,248,000	1,367,000	10,000	3,000	32,308,000
年度内増加契約件数	△ 490,000	△ 110,000	919,000	10,000	1,000	330,000
年度末契約件数	29,190,000	1,138,000	2,286,000	20,000	4,000	32,638,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	合計
年度初頭契約件数	230,000	14,000	10,000	254,000
年度内増加契約件数	△ 5,000	△ 1,000	10,000	4,000
年度末契約件数	225,000	13,000	20,000	258,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	6,813,000	22,743,000	124,000	29,680,000
年度内増加契約件数	△ 726,000	0	236,000	△ 490,000
年度末契約件数	6,087,000	22,743,000	360,000	29,190,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	170,000	59,000	1,000	230,000
年度内増加契約件数	△ 13,000	6,000	2,000	△ 5,000
年度末契約件数	157,000	65,000	3,000	225,000

(2) 普通契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	575,000	667,000	6,000	1,248,000
年度内増加契約件数	△ 34,000	△ 80,000	4,000	△ 110,000
年度末契約件数	541,000	587,000	10,000	1,138,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数	13,000	1,000	14,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	0	△ 1,000
年度末契約件数	12,000	1,000	13,000

(3) 衛星カウラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	246,000	1,091,000	30,000	1,367,000
年度内増加契約件数	△ 61,000	970,000	10,000	919,000
年度末契約件数	185,000	2,061,000	40,000	2,286,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	合 計
年度初頭契約件数	2,000	8,000	10,000
年度内増加契約件数	1,000	9,000	10,000
年度末契約件数	3,000	17,000	20,000

(4) 衛星普通契約

区 分	訪問集金	口座振替	合 計
年度初頭契約件数	2,000	8,000	10,000
年度内増加契約件数	0	10,000	10,000
年度末契約件数	2,000	18,000	20,000

(5) 特別契約

区 分	訪問集金	口座振替	合 計
年度初頭契約件数	2,000	1,000	3,000
年度内増加契約件数	1,000	0	1,000
年度末契約件数	3,000	1,000	4,000

5 要員計画

区 分	要 員 数
事業運営関係	14,406人
建設関係	248
合 計	14,654

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内280人の削減を見込んである。

平成 2 年 度 資 金 計 画

1 資金計画の概要

平成 2 年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額5,549億1,625万2千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額5,549億6,945万6千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算4,699億37万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額4,666億5,988万2千円を予定する。

放送債券については60億円発行による入金額59億7,600万円、長期借入金については、194億8,000万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入 5億5,300万円、放送債券償還積立資産の戻入れ78億4,000万円、国際放送関係等交付金収入15億1,360万6千円、有価証券の売却221億8,200万円、受取利息その他の入金307億1,176万4千円を見込む。

以上により入金額は、総額5,549億1,625万2千円である。

3 出金の部

事業経費3,939億5,616万3千円、建設経費628億円、放送債券の償還78億4,000万円、長期借入金の返還99億7,900万円、出資4億4,000万円、放送債券償還積立資産への繰入れ51億800万円、有価証券の購入554億2,200万円、支払利息その他の出金194億2,429万3千円を合わせ出金額は、総額5,549億6,945万6千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	合 計
1 前期末資金有高	16,843,000	25,862,138	25,691,312	25,446,086	16,843,000
2 入 金	144,711,295	109,530,039	160,537,439	140,137,479	554,916,252
受 信 料	139,997,964	91,465,336	150,264,482	84,932,100	466,659,882
放 送 債 券	0	0	0	5,976,000	5,976,000
長 期 借 入 金	0	0	0	19,480,000	19,480,000
固定資産売却収入	27,800	338,500	103,780	82,920	553,000
放送債券償還積立資産戻入れ	0	0	0	7,840,000	7,840,000
交付金収入	377,335	377,335	377,335	381,601	1,513,606
有価証券売却	100,000	13,330,000	100,000	8,552,000	22,182,000
受取利息その他の入金	4,208,196	4,018,868	9,691,842	12,792,858	30,711,764
3 出 金	135,692,157	109,700,865	160,782,665	148,793,769	554,969,456
事業経費	90,139,608	90,079,519	110,298,857	103,438,179	393,956,163
建設経費	14,808,687	15,351,476	15,210,902	17,428,935	62,800,000
放送債券償還	0	0	0	7,840,000	7,840,000

長期借入金返還	0	0	0	9,979,000	9,979,000
出 資	110,000	110,000	110,000	110,000	440,000
放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	5,108,000	5,108,000
有価証券購入	24,540,000	100,000	30,261,000	521,000	55,422,000
支払利息その他の出金	6,093,862	4,059,870	4,901,906	4,368,655	19,424,293
4 期末資金有高	25,862,138	25,691,312	25,446,086	16,789,796	16,789,796

日本放送協会平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見
放送法（昭和25年法律第132号）第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成2年3月

郵政大臣

日本放送協会平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見
日本放送協会（以下「協会」という。）の平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当なものと認める。

なお、受信料額の改定については、協会の財政基礎の安定を図り、公共放送として求められる社会的使命を果たすためには、この際、やむを得ないものと考ええる。

協会は、受信者に負担の増加を求めざるを得ない現下の厳しい状況を踏まえ、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配慮すべきである。

記

- 1 協会は、その財政が受信者が負担する受信料を基礎としていることを改めて深く認識し、事業運営の刷新、効率化を徹底するとともに、極力経費の節減に努めること。
- 2 協会は、効率的な営業活動により、受信料の確実な収納に努めること。特に、衛星料金を含む受信料については、契約締結及び収納の促進を図ること。
- 3 協会は、衛星放送の効率的、安定的実施に配慮するとともに、受信者の要望を踏まえ、その充実、普及に資するよう努めること。
なお、衛星第2テレビジョンにおいては、難視聴解消のために必要な放送を確保すること。
- 4 協会は、国際放送の重要性にかんがみ、引き続きその充実、強化に努めること。
- 5 協会は、放送などの方法により、合理化、効率化の実施状況を含む経営の概況を受信者に対して随時明らかにすること。

理 由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあった同協会平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

平成二十二年四月七日印刷

平成二十二年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局